

## 平成18年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月7日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	41
○次会日程の報告	62
○散会の宣告	62
散会(午後 3時05分)	62

第 2 日 9月8日(金曜日)

○議事日程	6 3
○出席議員	6 3
○欠席議員	6 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
○職務のため出席した者の職氏名	6 4
開 議 (午前 9時00分)	6 5
○開議の宣告	6 5
○認定第2号～認定第6号の説明	6 5
○次会日程の報告	7 4
○散会の宣告	7 4
散 会 (午前 9時52分)	7 4

第 9 日 9月15日(金曜日)

○議事日程	7 5
○出席議員	7 5
○欠席議員	7 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
○職務のため出席した者の職氏名	7 6
開 議 (午前 9時00分)	7 7
○開議の宣告	7 7
○認定第1号の質疑、討論、採決	7 7
○認定第2号の質疑、討論、採決	9 7
○認定第3号の質疑、討論、採決	9 8
○認定第4号の質疑、討論、採決	9 9
○認定第5号の質疑、討論、採決	9 9
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 0 0
○一般質問	1 0 4
福田正司君	1 0 4
小林正明君	1 0 8
川島悦男君	1 1 1
○動議の提出	1 1 9

大谷直之君 .....	1 2 6
黒澤兵司君 .....	1 3 3
○日程の追加 .....	1 4 3
○議員派遣の件 .....	1 4 3
○閉会中の継続調査の申し出 .....	1 4 3
○町長あいさつ .....	1 4 3
○閉会の宣告 .....	1 4 4
閉会（午後 4時29分） .....	1 4 5

平成18年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年9月4日

千代田町長 襟川幸雄

1. 日 時 平成18年9月7日(木) 午前9時
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 5 名 )

1 番	福	田	正	司	君	2 番	小	林	正	明	君
3 番	柿	沼	英	己	君	4 番	富	岡	芳	男	君
5 番	細	田	芳	雄	君	6 番	黒	澤	兵	司	君
7 番	今	井	和	雄	君	8 番	野	村	年	男	君
9 番	大	谷	直	之	君	1 1 番	小	林	榮	一	君
1 2 番	青	木	國	生	君	1 3 番	野	中	角	次	君
1 4 番	坂	本	金	光	君	1 5 番	川	島	悦	男	君
1 6 番	小	沢	惣	一	君						

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成18年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年9月7日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第38号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第40号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第41号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第42号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第44号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第45号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第46号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第47号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第48号 平成18年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第 1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第 2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第 3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第 4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第 5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第 6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

1番 福田正司君 2番 小林正明君

3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長補佐兼 固定資産税係長	坂本道夫君
住民課長	高橋充幸君
福祉課長	吉永勉君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林節君
都市整備課長	野村耕一郎君
水道課長	君島悦男君
教育委員会 教育事務局長	塩田稔君
農業委員会 会長	柿沼博君
監査委員	松澤初江君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長(小沢惣一君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議2件、条例の改正5件、補正予算6件、平成17年度決算の認定6件であります。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成17年度4月分、5月分及び平成18年度4月分、5月分、6月分が監査委員よりなされていますので、報告いたします。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり日程第15まで議了し、日程第16から日程第21までは町長の提案説明、監査委員からの監査報告、引き続いて各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(小沢惣一君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

5番 細 田 芳 雄 君

6番 黒 澤 兵 司 君

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(小沢惣一君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの9日間と決定いたしました。

---

### ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年10月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である榛名町が廃止され、その区域が同組合の組織団体である高崎市に編入されること及び同組合の組織団体である榛名町及び高崎市火葬場組合が合併の前日をもって解散することによるものでございます。

また、消防組織法の一部を改正する法律による消防組織法の条の移動が生じたから、別表第2の2の項の中の文言整備を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第4、議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本組合のリサイクルプラザ建設に当たり、広く住民の皆様には周知を図るべく、一人でも多くの議員の選出をいただいておりますが、建設も既に完了し、定型的な管理業務に入っております。初期の目的を達成できたことから、議員定数の見直しについて、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき、この規約を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第38号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第38号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、印鑑登録原票を磁気ディスクへ記録する、保存する現状に合わせて改正するものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年制定された障害者自立支援法の施行に伴い、地方税法第348条に規定される障害者の支援施設に係る固定資産税の非課税規定について改正が行われたことによりまして、千代田町税条例

につきましても改正の必要が生じたので、一部を改正し、本年10月1日から施行するものであります。

今回の改正の趣旨でございますが、精神障害者社会復帰施設を定めた地方税法第348条第2項第10号の6が改正により削除され、後続の号の番号が繰り上げられたことに伴う規定の整備及び字句の整備であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 税条例の一部改正につきまして、確認のため質問をさせていただきます。

改正案によりますと、いわゆる無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならないという点は変わらないようではありますが、要は今まで無料で貸していたものが、どのような状況でやられていたのか。あるいは、それがどう変わってきたのか。国の法の改正ということだろうと思うのですけれども、その社会福祉事業、千代田町でやっているのは、今度のみどりの風、あるいは前のCOMハウスというところだと思うのですが、その点について町当局が社会福祉事業者ですか、ここに土地を貸しているということなのですが、これについてはどのような取り扱いになっているのか。それと、いわゆるその辺がどう変わってきたのか。この目的、この条例改正の目的がどこにあるのかがちょっとわからないので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長補佐、坂本道夫君。

○税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

この条例改正の目的につきましては、地方税法が障害者自立支援法の施行に伴いまして、地方税法の中で個別に社会福祉法人の非課税関係、あるいは宗教関係とか、いろいろ非課税を列挙して、348条で列挙しておりますが、その中で社会福祉法人等が営む福祉、障害者の支援施設につきまして個別に列挙していたものでございますが、自立支援法の制定によりまして、今回の目的としました10号の6という精神障害者の関係及び10号の4、10号の5、10号の6が地方税法の改正によりまして10号の4ということで、その三つの施設につきましては字句あるいは表現、内容の整理がされましたので、10号の6が削除になったということだけの意味でございますが、COMハウスの借地につきましても非課税という形で対処しております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 今の説明でいきますと、障害者の福祉施設ということが強調されているわけですが、私が先ほど聞いたのは、社会福祉法人ということになれば、いわゆる老人対象の社会

福祉法人でも対象になるのではないかということなのです。その辺が何ら変わらないという問題と、COMハウスに貸してある、いわゆる町が貸してあるから、どのような固定資産の対応になっているのか。そうすると、今度のみどりの風ですか、みどりの風ですか、この会との対応の違いといいますか、これ何があるのか。これがちょっと、これには関係ないというのであれば、関連質問ということでお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長補佐、坂本道夫君。

○税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

今までも、COMハウスの関係でございしますが、非課税ということで対処させていただいております。それと、新しい瀬戸井にできました特老につきましても、地方税法348条の第10号の4ということで非課税の対象にはなっております。ただ、それはあくまでも申請があってということでございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうすると、市町村が貸している場合非課税だと、COMハウスに貸してあるのは。それについては非課税がやってあると。その場合には、町の場合はそういう申請というか、そんなものは要らぬという、町長が提出して町長が受け取るというようなことになろうと思いますから、あれなのですが、そういうことは実際にはどのようになっていたのか、ちょっと参考のためにお聞かせを願いたいと思います。非課税のやり方について。

○議長（小沢惣一君） 税務課長補佐、坂本道夫君。

○税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君） 非課税の申請につきましては、この条例の第57条でございしますが、町条例の57条に非課税の適用を受けようとする者につきましては申告をするということで、申告書をいただいて非課税にさせていただいております。

○議長（小沢惣一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第40号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第40号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、「特定療養費」を廃止し、新たな保険として「保険外併用療養費」を創設するものであり、改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第40号につきまして、これも確認のため質問をさせていただきます。

この案によりますと、「特定療養費」を「保険外併用療養費」、そして「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改めると、そして「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めるということでありますけれども、この辺が、実際には今度の医療費の改悪によりまして、いわゆる食費負担というものが出来たということであろうと思っておりますが、それらの関係なのかどうか。そして、実際問題として、いわゆるこの改正が実際の千代田町の住民にとって、これを受けようとする人にとって不利になるのか、有利になるのかということが私のいわゆる知りたいところでありまして、具体的にどのように変わるのかお聞かせを願いたいと思っております。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

特定療養費ですが、今の制度では高度先進医療と差額ベッド代等の選定医療というものから成っております。今度新設される保険外併用療養費は、現行の制度の引き継ぎ、その区分を保険導入のための評価療養と、保険導入を前提としない選定療養とに再構成するものとなっております。ですから、

今の特定療養費も含んで、更に幅が広がっているということです。

それから、標準負担額の方ですが、それを食事療養標準負担額にするということで、群馬県では福祉医療として入院時食事療養費のみ対象としておりまして、今度新設される入院時生活療養費というのがありまして、それはまだ検討段階ということで、まだ対象となっておりません。そこで、標準負担額を食事療養標準負担額に限定して示すものとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 大体理解するというので、大体はわかるのですが、ただ私の方が勝手にいい方で想像してしまって、はい、そうですかというわけにいかないということで再質問させていただきますが、要は保険外併用療養費、あるいは食事療養標準負担額というふうに変更することによって、これまでのように、最初の方はいわゆる差額ベッドなどについても、その福祉療養費の中に入れるというふうになれば、利用者にとってはいわゆる改良にもなるというか、いい方向になるというふうを考えるわけなのですが、食事療養標準負担額について、こっちについてはいわゆるこれも、食費が、給食が有料になってきたということについて、その分の利用者、福祉医療費の範囲に含めるということで、ここでも受益者にとって利益になるというふうに判断していいのかどうか、明確にご答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 食事療養費については、以前から決まっていたもので、今回の改正は健康保険法等の改正に伴うものでありまして、今までと取り扱いは同じとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第41号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第41号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

自立支援サービスセンターにつきましては、介護保険法に規定する保険給付の受けられない高齢者等に対し、社会的孤立感の解消や生活の助長及び介護状況、状態に陥ることを予防する拠点施設として建設し、多くの方々にご利用をいただいておりますが、今回の介護保険法の改正によりまして地域支援事業が創設され、町に対して介護予防事業を実施することが義務づけられました。そこで、第3条の自立支援センターが行う事業項目に介護予防事業を追加し、また第7条の利用者の範囲に、生活機能が低下し、介護が必要となるおそれがある高齢者を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第41号につきましては、これも確認のため質問をさせていただきます。

一つは、いわゆる介護予防事業に関するものということと、そして生活機能が低下し、介護が必要となるおそれがある高齢者ということと、これの矛盾はないと思うのですけれども、要は今までなかったものが足されるということと、どういう実際の違いが生じるのかお聞かせを願いたい。

介護予防事業に関することというのがなくても、ほとんど実際には私が現場で聞いたところによりますと、ほとんど対象にはなるということと、その決定が出るかどうか、だれが判断をするかというのが、この辺が聞きたいところなのですけれども、これまでは町といいますか、社会福祉協議会、これが判定をしていたと、一応は入所できるというふうな判定。今度は指定管理者制度になったわけですね。それで、社会福祉協議会が指定管理者になっていますから、ほとんど変わりはないわけなのですけれども、判定については、その点で、何か変わりがあるのかどうか私の聞きたいこととあります。

それから、ただいまの町長の説明によりますと、多くの方々を利用いただいていると、こういうこ

とで、その実績をどのようになっているかお聞かせを願いたい。特に今年から、いわゆる指定管理者制度になったということで、実際のこれまでの実績を、その何と、今後の変わりといいますか、この辺を見ておかなければならないので、実際に改良がされるかどうか、私たちは見なければならぬ。問題は、要はこれまでは議会でこの運営に関して、多少の干渉というところとちょっとおかしいのですけれども、いろいろ質問できることになっておりましたが、この辺が指定管理者制度になって、民間ということで、半官半民ということでもありますけれども、そちらに移ってしまって関与できないというような話がありますので、十分その点を踏まえまして、現状の利用者、実績をお知らせを願いたいと思います。できましたならば、答弁のほかに文書でその実績を残しておきたいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、今回の介護保険の改正によりまして介護予防が創設されたわけでございますが、また今回の住民健診によりまして、介護予防絡まりで特定高齢者というのを把握をすることになりました。65歳以上の住民健診者が1,076人おりましたが、このうちの34人が特定高齢者として候補者に挙げられております。この特定高齢者に対しますサービスを、運動機能の向上、それから運動機能の測定、栄養関係、口腔衛生関係、閉じこもりの予防、認知症の予防、うつ予防、これらの方策を講じるわけでございますが、現在の自立支援センターの利用者につきましては、介護保険から漏れた方ということで限定してございますので、今回この特定高齢者に対するサービスを提供するために盛り込むものでございます。

また、指定管理者に変わって利用の実績はどうかということでございますが、17年度の利用は総体で2,804名でございました。現在指定管理者に変わって半年が過ぎようとしておりますが、細かい数字は後ほど月別にご提示申し上げたいと思いますが、やや同じ程度ぐらいで推移をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） これまでも自立支援サービスセンターの場合には、介護保険から漏れた人ということだけだったのが、今度は特定高齢者というものが加わるということについて、その改良というか、よくなるというふうに私も判断をするわけですが、要はその介護保険から漏れた人だったのが特定高齢者になるところの判断が難しいわけですね。それが、今までは福祉課長なり何なりがやっていたのかなというふうな気もするわけですが、今までの判定の仕方と今度の判定の仕方、判定場所はだれがやっているのか。だれが例えば入所できますよと。私が頼んでした場合に、簡単にだれでも入れると。ただし、一応介護保険申請して、自立というふうに判断された人というのが原則だったわけですね。ところが、その辺はまだそうでなくても、申請しなくても入れますよとい

うような話があったわけです。それは、だれが判断しやっていたのかということなのですよ。そのところが、今度ちょっと厳しくなるのかなと。逆に、そういうふうには私は考えてしまうので、あえて2,804名ですか、それだけ使っているということで、その改良が、これが逆にこれを追加されたことによって利用が減るようなことになると、ちょっと問題かなというふうには私思うので、その辺あり得ないというふうには、今回答弁できるのかどうかお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） ご質問にお答え申し上げます。

特定高齢者の把握につきましては、健康診査を委託をしております健康づくり財団ですか、こちらの方で判定をしまして、特定高齢者を選定をさせていただいております。ですから、町の方は関与をせずに、群馬県内統一の項目で判定をされているわけでございます。

また、これが入ることによって利用者が減るのではないかというようなお話でございますが、そこらはないと思います。それで、現在の利用者、これまでの利用者につきましても、健診の未受診者等おりましたので、全員受診をしていただいて、ある程度元気な高齢者と特定高齢者に振り分けをいたしましたものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 実績の段階で2,804名ということなのですが、実際にはこの自立支援サービスセンターができるときに、そのもとの西保育園、そのところへ建てやるわけだったのを、こちらに移動して新設をすることにしたということなのです。その理由が、聞くところによりますと、いわゆるあれでは広過ぎて、逆にうんと扱えるのではないかと。そういうことで、その利用性がうんと必要であったにもかかわらず、こっちへ新しいのをつくることによって、大体15人程度と、1日が。そういうことで限定されてしまったわけです。それを職員の数とか、そういった人のために、それ以上職員が増やせないというような状況になってくると、結局自立支援サービスそのものの低下が考えられたわけですよ。その辺で私は、いわゆる介護保険の認定漏れ者が入れるのだから、それはすべて対応できるということになっていたと思うのですが、やはりそこが問題なのです。

要は、そのところであれだけ広いところから狭くしてしまって15人ぐらい、人数もそのくらいで、最初のうちは、それは職員の人数に対して15人ぐらいということでやっていたのが、今度は職員減らされた。これはもう町、社会福祉協議会が対応しているときに、もう職員を今年からですか、減らした、去年からですか、減らしたのです。それによって、非常に容易でないという状況が、自立支援センターの方から聞こえてきたわけでありまして。要は、そういうふうには改良されるはずでありながら、徐々にサービス支援、これが支援サービスがお粗末になっていくということは、ちょっと私も理解できない。本来であれば、簡単に言うと介護保険ができて、これから大議論をしなければならないのですけれども、いわゆる介護保険という形でやった、社会保障でやるべき問題を、それを介護保険でやるようにしたことによって、どんどんいわゆる介護問題で、いろいろな一般財源でやるべきもの

を介護保険に限定していくことによって、どんどん介護支援が、支援及び介護が後継に追いやられる。そして今、その介護保険のお金、受益者負担だから、負担うんとかかればうんと金払うというのは当たり前だと、こういうような感覚があらうかと思いますが、その辺での心配がないのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 旧の保育園を使ってというようなお話も出てございますが、建設当時改修をするのに相当のお金がかかるというようなこともございまして、新築されたようなことでございます。現在自立支援センターの登録者47名でございまして、先ほど利用実績訂正させていただいたのですが、私がちょっと数字が小さかったものですから、6を8と読み違えまして、2,614人が17年度の実績でございます。18年度につきましては、月平均8月までで218人、約220人ほど利用いただいておりますので、17年度とほぼ同じか、やや増加すると、こういうことが予想されます。

介護保険の関係もお話に出ましたが、こちら措置の時代でしたら負担が所得によって本人負担、それと扶養義務者負担ということでやっておったのですが、国の方も負担し切れなくなって介護保険法が創設されたと理解をしておりますが、今後も高齢化どんどん進んでいきますので、費用自体は増加をしていくと、なかなか抑制というのが難しいかなと。今回介護予防という事業が創設されましたが、果たしてお年寄りが筋力トレーニングをやったり何だり実際にお願いをしても、動いてくれるかなというようなところもございまして、この3年間様子を見ながら、現在包括支援センターの方で、この特定高齢者等訪問しまして、意向等を調査しながら、徐々に予防事業を取り入れていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかの方の質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 自立支援サービスセンター条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ただいまの質問の中で明らかになったわけですが、要はその利用者にとって、この条例改正がよい方向になるのか、悪い方向になるのかというのが私の聞きたいところといえますか、その辺が恐らく悪くはないでしょう程度ではなかなか納得いかない部分があるということなのです。要は、その公共の福祉を増進するために地方自治体は存在をしているという中で、わざわざ条例を改正をするということは、住民のサービスを向上することが目的であるということが基本になければならないわけです。ところが、いろいろな問題で、それをやることによって住民が不利益になる

場合があるというのがこれまでの実態なのです。

従いまして、その中での判断をどうするかというのが非常に難しいわけですが、この問題につきましても、ちょっと問題があろうとは思いますが、これだけでは関係というか、これだけではそれが改善をされるというものではないので、その点を申し上げたいと思いますが、例えば先ほど福祉課長が答弁しましたように、まだ介護に、自立だというふうに認定された人、介護に届かないという人が筋力トレーニングをやるのは非常に難しいのではないかとというようなことを言っていました。ところが、千代田町はあのみどりの風ですか、このところにいわれる園芸療法をやるから非常にいい施設だと、こういうようなことで言っているわけです。園芸療法というのは何かというと、介護認定された人でなければ使えないのです。そういう人たちは、まだ認定されていない人でさえ筋力トレーニングやれといったってなかなかやらないのに、いわゆるそういう状況で介護度、最大見積もっても3の人ですよ、入った人が。3、4、5の人。その人たちが、その園芸療法をやるということについて、その評価いろいろありますけれども、それはそれでもいいのだよといえればそれまでなのですが、やはり対応として、地方自治体の対応が非常にあいまいであるという、そういったところでは評価をしておきながら、こちらではなかなか難しいというふうな答弁が出てくるわけです。

そういった中で、それについて批判もしておかなければならないということで賛成討論になったわけでありまして、要はこの条例改正だけでは、別にそういった悪い方向にはならない。しかし、それを運用の仕方によっては、非常にあいまいなことになる危険性があるということを申し上げ、賛成討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、議案第42号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第42号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、千代田町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。改正の内容といたしましては、出産育児一時金の額が「30万円」から「35万円」に引き上げられたことにより、改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、議案第43号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第43号 平成18年度一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,009万8,000円を追加しました。予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億5,347万3,000円とするものでございます。

補正予算の概要についてご説明申し上げます。歳入では、地方特例交付金、国庫補助金、特別会計繰入金、平成17年度からの繰越金が増額となりますが、普通地方交付税につきましては、法人税並びに固定資産税が予想より多かったため、交付額としては予想を4,383万2,000円も下回る結果となりました。

次に、歳出につきましては、職員の給与制度が改正になったこと、及び人事異動による人件費の整理を行いましたこと、非常勤職員の報酬につきましては、一律でここは5%の削減する条例改正が行われておりますので、今回対応させていただきました。

主な事業といたしましては、東小学校プールの附属棟改修工事として393万2,000円、東幼稚園の浄化槽改修工事として735万円を追加いたしました。また、今後の財政運営に係る対策から、財政調整基金並びに公共施設建設基金にすべて積立金を追加してございます。

詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第43号につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書の8ページと9ページをご覧くださいと思います。歳入でございます。まず、8款地方特例交付金でございますが、額が確定いたしましたので、1,591万6,000円を追加いたします。

次に、9款地方交付税ですが、普通交付税が確定しましたので、4,383万3,000円を減額いたします。つまり、見込んだ金額よりも交付額が少なかったということであります。今年度の普通地方交付税は3億3,616万8,000円でございます。前年度に比較いたしまして約1億5,500万円、31.5%の減であります。当初予算に比較いたしまして大幅なマイナスとなった要因ですが、数値を試算する中で、基準財政需要額につきましては見込み額と大きな差は生じなかったわけでありますが、基準財政収入額につきましては、特に法人税及び固定資産税について町の予想よりも数値が大きくなっていることから、普通交付税の交付額については予想額よりも少ない交付となったわけであります。

次に、13款国庫支出金、2項の国庫補助金でございますが、3目の土木費国庫補助金のまちづくり交付金を3,890万円追加いたします。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。14款県支出金、3項県委託金につきましては、統計調査委託金、移譲事務委託金、都市計画費委託金が若干の減となっております。

次に、17款繰入金、1項特別会計繰入金でございますが、介護保険事業特別会計繰入金としまして140万7,000円を計上いたしました。これは、前年度繰出金の精算分の繰り入れでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。18款繰越金につきましては1億745万1,000円

を追加いたします。これは、各担当課、局ごとに工事の入札減や消耗品等の経費節減による前年度繰越金でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ページをめくっていただきたいと思います。14ページ、15ページになります。歳出でございます。まず初めに、補正予算全般で人件費を補正いたしました。これは、この4月から新たに給与制度が大きく変化いたしまして、給料表も8級制から6級制へと移行しました。更に、4月の人事異動による影響も含め、人件費の補正を行っております。また、去る3月にご決定いただきました非常勤特別職、つまり各役職員の皆様の報酬についても、一律5%の削減となりましたので、今回補正減とさせていただきます。以上、この後の説明に当たりましては、人件費についての説明は省略させていただきます。

それでは、16ページ、17ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。右側の説明欄をご覧くださいと思います。基金積立金でございます。財政調整基金に4,000万円、公共施設建設基金に7,000万円を追加いたします。これは、今後の財政需要に備えて積み立てるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、5目企画費でございます。情報システム事業につきまして、サーバー用のラックの購入経費や財務会計のシステム修正委託料などが追加されております。

ページをめくっていただきたいと思います。18ページ、19ページになります。総務費に、新たに12目町制25周年記念事業費を追加させていただきます。これは、来年の4月に町制施行から丸25年を迎えるため、これに合わせて新たな事業を展開するものであります。まず、消耗品を210万円追加いたしますが、これはエコバッグを購入しまして、町内全戸に配布するものであります。今地球全体の問題としまして、温暖化防止、CO<sub>2</sub>削減が世界的な問題となっております。よって、買い物バッグを使用していただき、レジ袋の削減に向け、町として取り組むものであります。また、ホームページ作成委託料としまして367万5,000円を追加いたします。これは、情報化時代の中でホームページをいかにうまく活用するか、住民を初めとする多くの利用者に、より早く、より確かにさまざまな情報を提供できるよう、来年4月に向けてホームページのリニューアルを計画しておりますので、その委託料を追加いたしました。

大きくページをめくっていただきたいと思います。24ページ、25ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険事業につきましては、繰出金を321万1,000円減額いたします。これは、育児休業の職員がいるための減額であります。

次に、26ページ、27ページをご覧くださいと思います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童館管理運営事業でございますが、85万1,000円を追加いたします。これは、児童館の工事について委託料として支出するものであります。

次に、28ページ、29ページをご覧くださいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の医療対策費としまして、邑楽館林医療事務組合負担金を93万4,000円追加いたします。

これは、厚生病院の増築計画が平成18年度から20年度まで3年間の継続事業として行われますが、それに関係しました18年度分の出資金として追加するものであります。

2目予防費の予防接種事業につきましては、予防接種法が改正されたため、予防接種委託料が追加となるものでございます。

次に、30ページ、31ページをご覧いただきたいと思います。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費の労働対策事業でございますが、町勤労者協議会が今年の7月に解散となりましたので、活動費補助金63万円を減額するものでございます。

大きくページをめくっていただきたいと思います。36ページ、37ページになります。8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費につきましては、下水道事業への繰出金を721万3,000円減額いたします。これは、下水道事業の担当正職員が1名減ったための更正減であります。

次に、38ページ、39ページをご覧いただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、3目奨学金につきましては、360万円減額いたします。これは、平成18年度の新規借り入れ者が見込みより少なかったための減であります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費であります。下段から次のページにかけてご覧いただきたいと思います。40ページ、41ページになります。東小学校の施設補修工事としまして393万2,000円を追加いたします。これは、東小学校プールの附属棟の改修工事費であります。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費の施設整備事業としまして、改修工事代735万円を追加いたします。東幼稚園は、平成元年3月に完成いたしましたが、土壌が砂地で軟弱なため、埋設した浄化槽にクラックが入り、使用が困難になったため、今回地盤対策をあわせて行い、新たに浄化槽を設置するものであります。

次に、44ページ、45ページをご覧いただきたいと思います。5項社会教育費、5目町民プラザ費の施設改修工事費と修繕料にそれぞれ経費を追加いたします。改修工事は、講師控室用のトイレを洋式に改修するものであります。また、修繕の内容は、自動ドアの備品交換や非常用発電機の蓄電池の交換でございます。

そして、46ページ、47ページになりますが、最後に予備費に1,372万2,000円を追加しまして、収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第43号につきまして、幾つか質問をしたいと思います。

まず第1は、2ページの繰越金1億745万1,000円ですか、これにつきまして、いわゆる先ほどの説明ですと節減をして、それでこれだけ出たのだと。思ったよりも出たということなのだろうと思えますけれども、問題は平成17年度の繰越金、これは歳入歳出ともに平成18年5月31日に出納閉鎖がされているはずなのです。それが、その17年度の繰越金が当初予算にのらない。簡単に言うと、読み切れなかったと。これまでの答弁ですと、予想ができなかったのだということなのですけれども、このところが私はとても信じられない。なぜかといいますと、先ほど言いましたように平成17年度の歳入歳出、これ決算が出てきたのは、出てくるのが今ですから、それはあれなのですけれども、その18年の5月31日には、もう少なくとも出納閉鎖しているということは、この2億5,745万1,000円はつかんでいたはずなのです。これがつかんでいなかったというふうに簡単に言い切れるかどうか。またきょうも、つかんでいたのだけれども、出さなかったと言うか、あるいはつかんでいなかったと言うか、この辺お聞かせを願いたいと思います。

それから、交付税が減ったと、31%減ったのだということなのです。問題はここなのです。何でもかんでも交付税が減っているから、町のこれまでの説明、企画財政課長の説明によりますと、町だけで考えれば、いわゆる財政危機ではないのだと。これからの予想に対して、財政に備えて交付税削減、三位一体の改革などでの影響で、非常に財政危機が懸念されるのだということで、去年ですか、去年の2月ごろ財政危機突破計画というものを発表したわけであります。皆さん、この交付税が今回31%も減ったというけれども、これは交付税というのは、今言いましたように当局が需要額を見積もっていたよりも……需要額については変わらないと。財政収入額が増えれば交付税が減るのだと。いわゆるルール算定、このルール算定の方法の見方が、要はつかんでいるはずなのに、何か予想よりも多く入ってきたと。固定資産税及び法人税が予定より多かったというわけなのですが、この額、このところで地方交付税の4,383万2,000円が、いわゆる減額補正なのですけれども、この4,300万のうち固定資産税と法人税が予想より多かった、入った額は幾らなのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、東小学校のいわゆる補修といいますか、これにつきまして、既に皆さんご承知のように、何か屋根を改修するのが扇風機になって、それが何か議員が反対するからどうのこうのというような話もあったわけですが、総務委員会の方でいろいろ調べましたところ、かなり手抜きであった可能性があるわけなのですけれども、工事そのものが。大きなひびが入っているということは、その総務委員の人は見てきたわけですから、わかっているわけですが、残念ながら通常コンクリートのものについては、天井なんかやる場合にはちゃんとメッシュの鉄筋が入っていなければならない。私が見たところ、あのひび割れ、クラックは、メッシュが入っていればあんな大きなクラックが入るものではないということなのです。ということは、小さなひび、今後の対応に、いわゆる使用に耐え得るかどうかという問題になってくるわけで、あれだけの大きなクラックが入ると、確かに危険だというふうに認定をせざるを得ないわけですよ。しかし、ちゃんとそのメッシュの鉄筋が入っていれば、これは崩れ落ちること絶対あり得ないというふうに私は考えるのです。ところが、やはりこれがどう

しても必要なのだということで、総務委員会の方でもそういうふうに認定されましたので、報告はしておかなければならないのですが、ただなぜ扇風機になったり屋根になったり、いろいろなあっちこっちしたのか。その経過を報告するように教育委員会の方へ言ってあったのですが、きょうちょっと見たところ出ていませんので、その経過をもう一度ここで説明していただいて、文書でもまた出していただくよう要求するものでございます。

そしてまた350万ですか、それだけとってある、これについては、いわゆる130万円以上の工事については、いわゆる競争入札をしなければならないということなのですけれども、これは今後競争入札をするつもりなのだろうと思いますけれども、指名競争入札でやるのか、いわゆる一般競争入札でやるのか、この辺をお聞かせを願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

まず、1点目の繰越金についてのご質問でございますが、確かに出納閉鎖は5月31日でございます。しかし、その後書類等の調整を行いまして、8月の上旬に例年監査委員さんに決算監査をしていただいております。この決算監査で内容を見ていただきまして、承認されて初めて数字が確定するものでございます。よって、出納閉鎖だけで数字が確定するというものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、普通地方交付税の関係でございます。確かに31%という大幅な減額となったわけでございますけれども、千代田町だけが厳しいのではございません。今回の普通交付税の交付額を見ますと、県内39市町村で一番削減率の大きかったのは邑楽町であります。

〔「そんなことは聞いてません」と言う人あり〕

○企画財政課長（川島 賢君） 40.3%です。いずれにしましても、すべての市町村で減額となるような内容になっておりますので、厳しい状況であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、減額になった理由、税の法人税と固定資産税がどのくらい増えたのかということでございます。数字を見ますと、法人税で2,400万円程度、固定資産税で2,000万円程度増えております。両方合わせまして4,500万円程度でございます。よって、それが影響しまして交付額が減ったというふうなことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時20分）

---

再 開 （午前10時31分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

東小プール改修工事に伴う工事費補正の経過説明の報告については、先ほど議長あてに報告が出ておりましたので、先ほど配付皆さん方にいたしました。議事進行いたします。

15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 繰越金についても1億700万円ですか、これについてはいわゆるつかんでいなかったと。節減して予想よりも、今になって入るのがわかったということなのですからけれども、これも先ほどの交付税と同じように、その数字がつかまれていなかったというふうには、企画財政課長は説明しないわけですからけれども、いたのか、いなかったのか。つかんでいたのか、いなかったかを答弁願いたいわけです。

それから、こちらの固定資産税、いわゆる両方、2,400万と2,000万余りで4,300万ですよ、交付税が思ったより減ったというのは、31%も交付税が減って、邑楽町が一番交付税が減ったのだと。それで、千代田の方はそんなに減らないよ。これでは、ちょっと私ばかりにされたような気がするのです。何でかといいますと、先ほど言いましたように4,300万補正をするということは、これだけ思ったよりも基準財政収入額が増えたのだと。これが、交付税が減るということは、これは収入額が増えたのだということなのです。ただ、問題機械的にはあれなのですからけれども、いわゆる財政力指数ですか、この分に合わせたのあれなので、要はそこまで計算してあるはずなのですよ、企画財政課長は、町は。企画財政課長が全部やっているのではないとは思いますが、少なくともこれだけの法律に基づいて、5月31日に出納閉鎖をするというのは自治法で決まっている。その出納閉鎖をするためには、その数字がつかめていなくて、なぜできるのですか。出納閉鎖をするということは、逆にその数字をつかんでいるということなのではないですか。その辺明確にご答弁願います。

それから、いわゆるクラック補修費は、クラックが広がる可能性があるということではありますが、このまま放置できないということも総務委員会での結論でもあるわけですが、出すことには、補正に提案をすることは問題ないかと思うのですが、ではここでまたこの報告書に基づいた質問させていただきますが、6月6日にプール開きの予定となっている、プール使用期間中は工事ができないと予想される。では、6月6日からプール閉鎖まで、あのトイレは危険なまま使用されていたのかどうか、ここを明確にご答弁願いたい。それとも、危険だから中止をして、ほかのトイレを使ったのかどうか、この辺も明確にお答えを願いたい。

それから、いわゆる130万円以上のものがございますから、先ほど質問しましたように、競争入札をしなければならない、地方自治法で。指名競争入札にしる一般競争入札にしる、競争入札をしなければならない。随意契約は130万未満なのだよ。その辺のところどういう方法でやろうと考えているのか、この辺もお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

繰越金につきましては、ある程度の時期には当然つかんでおります。しかし、先ほど申し上げまし

たように、繰越金というのは決算監査で認められまして、それで初めて繰越金というふうに認定されるわけでありまして。その点をご理解いただきたいと思います。

それと、交付税の関係で何か誤解があるのかなという気はいたしますが、1億5,500万円の減、31.5%の減とご説明申し上げましたのは、平成17年度実績に比べまして、18年度の普通交付税の額が減ったということをお願いしたのでございます。今申し上げている4,383万2,000円の減につきましては、当初予算に比べましてその額が減ったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 質問にお答えいたします。

トイレの使用の関係なのですが、5月の11日に物件が発覚しました。今時点、その6月の6日から8月の中旬までなのですが、使用期間が。落下するおそれはないという判断のもとに使用いたしました。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「入札」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 入札の関係ですけれども、いわゆる130万以上ですから、入札を執行するわけですけれども、この予算が通りましたら、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

〔「指名か一般か、どっちでやろうとしているのか」と言う人あり〕

○総務課長（栗原則雄君） 指名か競争かということでございますけれども、その場合も含めまして、この補正予算を可決いただきましたら検討させていただくと、そのように考えております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私が何か勘違いしているようなことだと。昨年と比べて減ったのだという、私はあえて4,300万が減額補正になりましたよという、この4,300万の補正減額は何かによって減額になったかということなのです。要は基準財政収入額が増えて、それで減ったものは、これは三位一体の改革に入らないのですよ。三位一体の改革による影響の額でないのではないかとこのことを言っている。だから、4,383万2,000円の中での幾らが予想以上入ったのかということを知っているのです。

そこら辺のところを、先ほどの固定資産税で2,400万、法人税で2,000万が収入額が増えたということ、思ったよりね。思ったより増えたというけれども、思ったより増えたのはいつより増えたのかと、当初予算よりでしょう。当初予算よりということは、当初予算をつくる時は、確かに何回も財政課長言うように、前年の12月ごろ試算をするのだから、そんなわからないよと。17年の試算をするのに、16年の試算でやっているということを財政課長は言いたいのだと思うのです。そうなってくれば、当初予算より基準財政収入額が、思ったより入ったということなのです、これは。そうすると、平成17年の思ったよりも、平成18年の方が入ってきたということでしょう。そうではないのですか、18年

になって。補正ですからね。ということは、つかんでいたのですよ、2,400万と2,000万は。それだから、交付税がこれだけ収入額が増えたから、交付税ルール算定額が減ったのでしょう。そうでないのかどうか。私が何を勘違いしているのかどうか。私の方が何かあれなのですけれども、もう一度わかるようにご説明願いたいと思います。

それから、要は指名競争入札でやるかどうかというのは、あるいは一般でやるかどうか明確に答えられないということ自体がおかしいのですよね。要は、なぜかといいますと、一般競争入札が原則であるという中で、一般競争入札ができない場合、あるいは不利な場合ということで、指名競争入札ができる、あるいは130万円以下は随意契約ができる、こういう法律になっているわけですね。それなのに、この間ずっと指名競争入札でやってきたわけです。その指名競争入札でなければならなかった理由として、一般の競争入札だと全国からそういう入札者が集まってきてしまって、非常に不利になるからということなのですね。私も、この辺がいろいろとこれからの議論になろうと思いますけれども、要はその指名競争入札として、例えば千代田町のその登録業者、千代田町に登録してあるか何か、いろいろ最近の話ですと、何か県に登録してあるからどうのこうのという話もあるのですが、要は千代田町が指名をする対象の業者というのは、先に従業員の数であるとか資本金の額であるとか実績であるとか、こういったものを、入札参加資格申請書というのを出させているでしょう。ここにさせた人を対象にした、そういう競争入札をやればいいのです。それが指名競争入札だといえば、指名競争入札かもしれません。だったらそれでいいのですよ。ただ、やっぱり一般競争入札という原則に近い入札をやると、これが当然なことなのだとすることを、この辺がこの間ずっと千代田町ではごまかされてきたのですよね。指名競争入札ばかりやってきたのです。

ここに千代田町が、本来であれば町長がその辺をわかっていなければならないの。町長みずからが、指名外すわけにいかないと、あの議員の奥さんがやっている業者に公共事業を請け負わせて。まさにこういうところが千代田町のがんといいますか、町長みずからがそういうふうには法律脱法行為ですよ、簡単に言うと。こういうことをやっているということなのです。あえて聞かせていただきます。指名競争入札をあくまでもやるのかどうか、それとも一般競争入札でやろうと努力するのかどうか、この点について明確なご答弁を願います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

減額になった理由でございますが、先ほど申し上げましたように、法人税並びに固定資産税が増えたからということであります。特に三位一体は関係ございません。

また、法人税について見ますと、大手企業分につきましては、例年3月末に法人税が入ってまいります。普通交付税の試算をする場合、例えば平成18年度の普通交付税の算出に当たっては、税金の計算はNマイナス1年度、つまり前年度の数値を基本に使用します。よって、12月ごろ普通交付税を試算するわけですけれども、その時点では法人税等の数値はあくまで予想数値であって、実態をつかんでい

るとは言えないわけであります。よって、その点につきましては、ぜひご理解をいただきたいと思いをします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 一般競争入札か指名競争入札かということでございますけれども、この件につきましては入札審査委員会がございますので、そこで一応協議して決定することでございますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 18ページの町制25周年記念事業費というところで素朴な質問であります、これはどのような事業なのか。

また、ホームページ作成委託料は、これはどのようなホームページを作成するのか。金額がちょっと普通のホームページと比べると、金額が張ると思っております。もう少し詳しく説明をお願いできないでしょうか。情報化時代、より早くより確かにリニューアルをするのだというお話がありましたけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

町制25周年記念事業につきましては、先ほど大まかにはご説明申し上げたわけでございますが、もう一度細かく説明させていただきます。町制25周年記念事業費の中の、まず消耗品でございますけれども、210万円追加してございます。これにつきましては、買い物するとき、通常はお店でレジ袋という袋をいただいて、買った物を入れて帰ってくるわけでございますけれども、結局これがたまりたまるとごみになる。そして、それが燃やされるわけですので、二酸化炭素となって排出されると。今一番自然環境の中で問題になっておりますのが、二酸化炭素の排出量をいかに削減するかと。昨今の異常気象も、地球温暖化が一番原因だというふうな指摘がされているわけでございます。このような中で、町として、今では何ができるのだろうかという協議のもとに、では町制25周年を機に、そういった地球環境のために何かできないだろうかということでエコバッグ、買い物袋です、これをつくりまして、町内の全戸に配ろうと。その後、できる範囲の中でキャンペーン等を行って、なるべくエコバッグを活用していただきたいと、そういう考えのもとに予算計上させていただいております。

もう一つ、ホームページの作成委託料についてでございますが、現在のホームページ、平成10年だったと思うのですが、立ち上げまして、昨年4月、役場の中の職員が特別チームといいますか、研究会をつくりまして、課の事業をなるべくわかりやすく住民の方に説明すると。あるいは使い勝手がいいようにと、いろいろ工夫しまして、昨年4月にリニューアルはしてございます。しかし、ホームページあるいはインターネットの世界というのは日進月歩といいますか、日々進歩といいますか、やはり努力を怠りますと、どんどんおくらせていってしまうと。過日の川せがきのときも、川せがきの

情報を町のホームページに掲載したところ、かなりの数のインターネットの検索といたしますか、があったそうでございます。ですから、ホームページを業者に委託してリニューアルしていくと。今の時代に合わせたものにつくり変えていくと。そうすることによって、千代田町の行政の推進あるいは評価を高めていって、住民の皆様にもよりサービスができるのではないかと、そういうことで委託料を追加するものでございます。ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） エコバッグを全戸に配る、こういう仕方というのは私は大賛成で、決してそういうことで何か腑に落ちないようなことを言っているわけではなくて、とてもいいことだと思っております。

私が聞きたかったのは、このホームページというのが今まで立ち上げてあるわけですね。その中で使えるというわけにはいかないのでしょうか。それだったら、余り予算使わなくてもできるような気がするのですよ。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） そういうことがちょっと聞きたかったのです。その点どのようにお考えですか。今までのホームページがあるのだったら、それを使いながらやっていけば、余り予算使わなくてもできるのかなと、素朴な質問ですけれども、そういうことです。そういうことはできないのですか。これ新たに作るわけなのですか。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 確かに今のままだでも、使えるのは使えます。ただ、先ほど企画財政課長がお話したように、この時代時代に沿った形で、やはりリニューアルしていかないと、その時代時代に即応した行政の対応ができないというようなことで、今回改めてリニューアルさせていただくものでございます。確かに、むだと考えるか、それを有効な形の中で使用していくかということだと思いますけれども、私といたすならば、いわゆる行政をPRするためにも、各住民ばかりでなく、全国民のアクセスが容易な形の中でできるようになればすばらしいことであろうと、そんな形を考えますことから、今回提案させていただくものでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 現在のままですと、その情報開示がしづらいのか。もっともっとリニューアルして、住民のために新しくやった方が、よりよい情報開示ができるからということのように聞こえたのですけれども、前のままだとやはり何か情報開示しづらいのですか。私はそういうところは疎い方なので、わからないのですけれども。今までやっていた情報開示のやり方に対して、それを新しくまた広げるといのが、そういうことはできないのですか。新規に立ち上げた方が、どんどんリニューアルして広く伝えられるのだと、そういう話だったのですけれども、今までのだとそれができないのかどうか。その質問なのですけれども。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 現在のサーバーですと、いろいろ容量的な面もございます。今後例規のいわゆるデータベース化し、そういう形を含めて見ますと、容量的に一応もう足りない。今後いわゆる各課の職員によって、それをいち早く手直しというか、見直しできるような形で進めたいと考えておりますので、一応見直しをするということでございます。

それと、だれもが容易に、いわゆる検索をして、いち早く町の行政のいろんなイベントとか、いわゆる議会関係のPR、そういうことも含めて、いち早くできるような形になるかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 質問させていただきます。

ページ数30ページ、第5款労働諸費の第1項労働諸費、それで19節負担金、補助及び交付金の欄で、町勤労者協議会活動費補助金、これが解散ということでカットされたわけでございます。町にも環境福祉活動、ボランティア、非常に貢献してきた団体ではないかと思うわけでありまして。理由はどんなようなことで解散になったのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ただいまの黒澤議員さんのご質問にお答えいたします。

勤労者協議会につきましては、今年7月15日をもちまして解散に至ったわけでございますけれども、その経緯といたしますと、構成メンバーにもございますけれども、役職員に関しまして、代表の方がなかなか決まらないというような状況がございまして、具体的に申し上げますと、代表者が、次の方がなかなか決まらないということもございまして、解散になったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 今代表者が見つからないと、こういうふうなお話を伺いました。この補助金の申請ということでちょっと伺いたいわけですが、本来ならばこの補助金の申請が、予算算出の前に必ず提出されていると、こういうふうに私は理解しているわけでございます。定例会でも質問しましたら、会員は約200名弱いるというふうに私は聞いているわけです。この時点で、多分代表者がいたのではないかと、こういうわけでございます。その辺について、もう一度伺いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ただいまの黒澤議員さんのご質問でございますが、補助金の申請の時点ということでございますが、予算につきましては、先ほど予算のお話もいろいろございましたように、12月時点で積算をしてしまいます。例年のことでございますので、毎年申請の

ある団体につきましては、予算の方を立てさせていただいておる状況でございます。

それから、3月決算が終わりまして、大体3月ぐらいに団体の方が締めて、その後に決算状況などを実績報告として提出をいただいているわけでございますけれども、3月時点ではまだ代表者の方がいらっしゃいまして、長い間その方が代表を務められたというふうに向っております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 先ほど言いましたように、補助金の申請書、こういうものは出ていたのかどうか。長年にわたって勤労者福祉協議会、これ補助金が出ているわけです。各年度によってあればありますけれども、一人頭に大体換算しますと、3,000円ぐらい補助が出ていたと。前に、これは妥当かどうかということで質問したのですけれども、返答ができない。この根拠というものがどういうふうにあったのか。これ解散してしまったということで、あれなのですけれども、今までの経過についてお答えをいただけるかと、こういうふうに思います。お願いします。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ただいまの黒澤議員さんのご質問でございますが、補助金の額につきましてでございます。補助金につきましては、ずっと補助金が出てございまして、いろいろ予算の都合などで、だんだん、だんだん削減という状況でございましたので、最後に先ほど黒澤議員さんが申されましたとおり、一人頭約3,000円ぐらいということでございます。ただ、この補助金の算出につきましてでございますが、明確な要綱、要領等現在作成する方向でやっておるところでございまして、明確な基準等につきましては、はっきりしたものはないような状況でございます。

[申請書は]という人あり]

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） それから、申請書につきましては、年度が始まりまして、前年の決算に基づきまして実績報告をいただきます。まず精算をいたしまして、それからまた新しい、一度精算をいたしまして、その後にまた申請をいただくような形になっておりますので、新年度に入ってから申請というのが通例になっておりました。

[「出てた」と言う人あり]

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 新年度については出ておりません。決算をいただいた状況で、そのまま解散になったものでございます。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 43ページの図書、備品購入費であります。図書館の利用者が増えているというような状況の中で、今後ともこれで十分なのか、答弁をいただきたいと思っております。

それから、39ページの奨学金貸付事業であります。高校卒業予定者等にPRとか、そのようなことをなされているのか、確認いたします。

それから、29ページ、医療対策事業で、厚生病院に増築について、議会の方にも厚生病院の方が見られて説明していただきましたが、今後トータル、出資額といいますか、千代田町の負担金がトータル幾らになるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 柿沼議員さんの質問にお答えいたします。

図書の利用者の関係なのですけれども、平成15年度以降、徐々にではございますが、伸びております。最近なのですが、子供の読書週間等いろいろ事業を展開しているのですけれども、子供たちに本を読んだり、あるいは読み聞かせを聞いたりして、その感想を絵にかいてもらったり、それを展示したり、あるいは図書館の利用を普及するために皆さんがつくった作品などを展示したり、いろいろな事業を展開しております。また、図書の利用の関係なのですけれども、町に図書がなかった場合に、検索システムを昨年度導入いたしまして、町民の方に利用しやすい環境に努めております。

また、奨学金の関係なのですけれども、奨学金の関係につきましては、特別高校の方には直接は情報は提供しておりません。ただ、申請前に町広報で毎年PRしておりますので、その辺で活用していただけるかと思います。

以上ですが。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 柿沼議員さんのご質問にお答えいたします。

館林厚生病院の増築計画ということですが、18年が設計、19、20年が建設となっております。18年度につきましては負担割合が決定しております。今回の補正額となっております。それから、19年、20年については、今後負担割合が新しくありますので、はっきりした数字はまだ出ておりません。それで、建築費の総額の方は出ております。19年度が6億4,288万8,000円、それと20年度が9億6,432万円となっております。今後組合議会等で19年度以降の負担割合が決まってくるので、そうしましたら正確な数字を申し上げられると思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 図書館の利用については、そういったソフト事業を展開し、充実してきたということで、ありがたいことだと思いますけれども、備品購入費について検討の余地があるのではないかと思いますので、その辺の検討をしていただければと思います。

それから、奨学金の貸付事業については、ダイレクトなあれはしていないということなので、できればそういったこともしていただければなというように思います。

その設計の分担金の形でいうと、同じような見積もりでいうと負担金がどれぐらいになるのか。大体でいいので、お知らせいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 18年度の負担割合で、概算で計算しますと、19年度につきましては2,100万

円程度、20年度につきましては3,100万円ぐらいになるかと思われます。また、19年度の負担割合が  
出まして、正しい数字が出ましたらご報告申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 備品の購入関係につきましては、また予算計上するとき前向  
きに要求していきたいと思っております。

それと、奨学金のPRの関係なのですけれども、毎年10件ほどの予算計上しているのですが、これ  
を各学校に出したらいいのかどうか、ちょっと悩む部分がございます。そして、この事業を展開して  
いるのは、邑楽館林では館林と板倉町、それと千代田町が実施しているわけなのですけれども、ここ  
数年9件、10件という数字が、扱っている年もございますので、予算の範囲ということもありますの  
で、またその辺については、PRについては検討させていただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第43号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立  
場から討論を行いたいと思います。

その第1は、何といたっても財政収入及び支出の財政運営、これが非常に地方自治法を、私は知って  
いて、わざわざこういうふうに行っているというふうにししか思えないわけではありますが、逆にもしそ  
ういうことを知らないで、こういう把握できなかったのだというようなことになると、ちょっと  
これは職員としては、私は不適當であるというふうに言わなければならないと思うわけでありま  
す。

固定資産税及び法人税が、法人税などについては3月31日に入ってくるからわからないというけれ  
ども、でも3月31日に入るのは、その平成17年の場合には、その18年3月31日に入るというのは、平  
成16年分の見積もりでやっておいて、それよりも多く入ったという、こういう状況になろうかと思  
う。要は、法人税の納入方法というのは1年前なのです。18年に納入するのは17年分なのです  
。ですから、17年の予算を立てるときには16年分のもので、基礎でやっているというふうには私  
は考えておるわけであります。予想で納入しているのは、勤労者の給与の場合です。これは、先  
に18年分を18年に納めるのですよ、予想して。それですから、最終的に11月、12月ですかに補  
正をすると、勤労者の方も。それが、これも思ったより税金払わなくて済んだ、あるいはも  
っと払うようになってしまったとかと、こういうことが出てくるわけ。それが予想がつかない  
ということなので、町に入ってくる税金が予想がつかないというのは、私は信用できな  
いというふうには思うわけであります。全然100%、一円も違わなくするのは、確かにそれは  
収入閉鎖、これがあってからというふうにはなろうと思う。

少なくともそれだけの額というのはつかんでいた。その近くの額はつかんでいる。

それから、交付税については何度も言いますが、そのルール算定分については、要は人口及び福祉施設、あるいは学校、道路、こういったことによって、ほとんど基準財政需要額と基準財政収入額の差で、町の財政力指数に応じてというのがあられるわけです。そういう中で三位一体の改革というのは、それを、いわゆる全体を地方に、本来その地方交付税にかわるような形で地方に移譲をしたと。ただし、その移譲するときに、同じ額だけではなくて80%しか移譲しない、ここに問題があるのですね。そういう影響が、確かに今後の地方自治体財政の運営に非常に困難を来すということは常識なのです。それはあれなのですけれども、要は財政課長、そこのところを知っていて、千代田町の交付税が減るのが、すべてがその三位一体の改革のために減るかのよう説明している。

〔「言っていないよ」と言う人あり〕

○15番（川島悦男君） それで、去年の……いや、ですから、でないのだと言うけれども、要は三位一体の改革で減らないというふうに言っているのではなくて、要は千代田町の財政危機の問題突破の場合に、千代田町の財政が本当に困難であるかどうかというのを見る場合に、こういった予想をつけられるかどうかということを見なければならぬわけでしょう。それなのに、財政を少なく見積もっている。私に言わせれば、もう意識的にその予算のときに隠しているのではないかという疑惑さえ持っているということなのです。その辺はどう皆さんが判断するかは、議会の皆さんの判断であるわけでありませぬけれども、要はそういうことで、千代田町が非常に財政危機で大変なのだということも、町長初め財政課長も含めて、そして町長を応援する皆さんは、やはりそれをあおって、それでいわゆる増税路線というものを後押しをしているという状況ですね。

こういう中で、この補正予算になって、これがなぜ財政危機なのかというふうには言いたいのです。1億700万繰越金があって、地方交付税も4,383万2,000円、これが減ったから、これだけ容易ではなくなりますよ。でも、この分は入っているのですよ。法人税と固定資産税も入っている。思ったより入ったかどうかは別にして、入っている、実際に。だから、財政危機ではないでしょう、これでは。そういう状況で、財政危機かのように、では言いかえませんが、危機かのように宣伝をして増税路線を続けるということが、地方公共団体の本来の役割であるというふうには私は考えないということなのです。

そして、今回のこの補正を見るに当たって幼稚園児の学童保育、この要求に対して、今のところ幼稚園児、何人いるかわかりません。そういう中で、幼稚園児の中で学童保育、この夏だけでもいいからやってほしいと、こういう要求に対して徹底的に切ってきたのです。その幼稚園児、聞くとところによると30人ぐらいいるそうです。どうしても学童保育やってもらいたかった、そういう人たちのための施策を切ってしまったのです。今年ですよ、それは。それで、こういう補正をやるのです。金がないからと。金がないというふうには直接は言っていないけれども、財政厳しいから、こういうことなのです。30人の学童保育をするために、幾らの措置費がかかるか。1億もかからないでしょう。4,000万

もかからないでしょう。思ったより入っている金があるのに、100万だか200万だかわからない金が出せないと、こんなばかな話ないでしょう。これが今の千代田町のあれなのです。ですから、要はつかんでいたか、つかんでいなかったかというのは別にしても、少なくともその判断はそれぞれの人によって違うかもしれませんが、少なくともお金があったら、それなりの、ちゃんと住民の要求にこたえる、これが地方自治体の根本的な仕事なのだとすることを申し上げるものであります。

聞くところによりますと、議会があのみどりの風ですか、みどりの風ですか、わかりませんが、ここへの補助金をゼロにしたことによって、もう議員の言うことは聞かないと、我々の言うことは聞かないというようなことを言っている人もいますのでございますが、ここに千代田町は、まさにだれのための政治なのかかわからないというのが明らかになってきているのです。この補正予算の運営の補正の仕方でも、そして実際の運用の仕方、前から何回も申し上げておりますけれども、その税金あるいは法律、これをどう解釈をするか。法律の場合には、少なくとも住民が利益になるような立場で改革をしていくというのが当然の仕事なのだとすることなのです。法律というのは、確かに解釈の仕方によって、360度とはいいませんけれども、350度ぐらいですか、違ってきてしまうのです、対応が、ほんのちょっとのところ。対応の仕方によって、ほとんど違う方向になってきてしまう。これが今の、こういう財政運営の仕方であらわれているというふうに申し上げるものでございます。

従いまして、この補正予算につきましては、その原案のとおりには決することに賛成できないということを申し上げておきます。これで、私があえてそういうことを言わなければ、もう議会はみんな賛成しているのだからいいのだということで、こういうことまでどんどん、どんどんもう進めていってしまうという、これに対して徹底的な批判を加えなければならないという立場で討論になったわけでありまして。よろしくお願ひします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、議案第44号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第44号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5,681万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億7,546万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、17年度繰越金の確定及び制度改正による保険財政共同事業の新設に伴う交付金、拠出金の追加並びに人件費の減額等によるものでございます。

詳細につきましては住民課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 議案第44号について、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書でご説明いたしますので、補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。まず、歳入になります。最初が、4款1項1目療養給付費交付金です。過年度、平成17年度の退職者医療交付金の額が確定し、精算した結果、追加交付となりましたので増額したものです。

次に、6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金です。この10月より制度改正により新設される事業で、歳出に当たる拠出金と同額を計上しておりますので、内容については歳出の方でご説明いたします。

次に、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金です。歳出の増減に伴う一般会計からの繰入金ですので、これも歳出の方でご説明いたします。

次に、9款繰越金、1項1目その他繰越金です。平成17年度の繰越額が確定しましたので、それにあわせて補正するものです。

次のページ、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出になります。最初が1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。右側の10ページの説明を見ていただきますと、まず職員人件費関係で、一般会計の補正の方でも説明がありましたが、育児休暇をとっています職員がおりますので、その分が減額となっております。

次が、一般経費で印刷製本費です。この10月より健康保険法等の制度改正がございまして、周知を図るため配布するパンフレット代です。

次に、3項の運営協議会費です。一般会計の方でも説明がありましたが、報酬改正で国保運営協議会委員報酬が減額となりましたので、その分の補正減です。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費です。歳入の方でご説明しましたが、過年度退職者医療交付金追加交付の受け入れです。

次のページ、11、12ページをお願いします。次に、5款共同事業拠出金、1項4目保険財政共同安定化事業拠出金です。平成18年10月より実施されます保険財政の安定化と保険料の平準化を図るため、1件30万以上の医療費について、市町村交付からの拠出金により交付するものです。その拠出金の額を計上しております。国から示された計算式に基づく算出された概算額となっております。今後全体的な調整等ありますが、現時点では歳入にも同額を計上させていただいております。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金です。国庫支出金の精算返還金となっております。

最後に予備費です。歳入歳出の調整額を補正しております。

以上簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第12、議案第45号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第45号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,370万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億8,468万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、繰越金の確定等によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第13、議案第46号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第46号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,522万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,133万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます

ようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、7ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。3款2項3目の地域支援事業交付金に5万円追加をいたします。これにつきましては、地域支援事業として実施をいたします成年後見制度等に関する講演会等に要する経費の全額が補助されますので、追加をするものでございます。

次に、7款1項の一般会計繰入金ですが、記載のとおり1万6,000円追加をいたします。これにつきましては、人事異動に伴う職員給与費及び非常勤特別職の報酬改定に伴う各種協議会委員報酬の減額等により調整するものであります。

次に、8款1項の繰越金ですが、1,515万4,000円追加をいたします。こちらにつきましては、前年度の繰越金が確定いたしましたので、追加をいたします。

次のページをご覧ください。歳出ですが、1款の総務費の一般管理費を16万円減額をいたします。これは、人事異動に伴います人件費の減によるものであります。

次に、1款4項運営協議会費ですが、非常勤特別職の報酬改定に伴い、記載の金額を減額するものであります。

次に、4款2項の包括的支援事業・任意事業費ですが、1節の報酬につきましては、非常勤特別職の報酬改定による減額でありまして、2節、3節、4節の職員人件費につきましては、人事異動に伴う人件費の追加であります。また、8節の報償費ですが、地域支援事業の一環として、成年後見制度等の講演会等を実施いたしますので、これの講師謝礼として5万円追加するものでありまして、これにつきましては歳入でも申し上げましたとおり、全額国庫補助となっております。

次のページをお願いいたします。5款1項の積立金ですが、399万9,000円追加いたします。これは、前年度に生じた剰余金を積み立てるために追加をするものでございます。

次に、5款1項償還金及び還付加算金でございますが、前年度の介護給付費が確定し、国庫負担金等が精算をされまして、国庫負担金が128万1,030円、支払基金交付金が566万3,240円の返還が決定されましたので、追加をするものでございます。

次に、6款2項の繰出金ですが、前年度に一般会計より繰り入れました職員人件費、事務費に140万7,000円の残が生じたので、一般会計に繰り戻すために追加するものでございます。

7款1項の予備費につきましては、278万8,000円追加し、収支の均衡を図るものでございます。

以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第14、議案第47号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第47号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,909万6,000円とするものです。

補正内容につきましては、職員人件費の減額に伴う一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加に伴う一般管理費と管渠整備費の追加であります。

詳細につきましては水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、補正の詳細につきましてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算、事項別明細書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入の関係でございますが、第5款の繰入金でございます。これにつきましては、一般会計繰入金を721万3,000円に減額するものでございます。内容につきましては、歳出の職員人件費が人事異

動に伴います職員の減によるものでございます。

次に、第6款繰越金でございますが、これは平成17年度の事業が確定いたしましたもので、986万9,000円を追加するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたしたいと思います。歳出の関係でございますが、第1款総務費、1目の一般管理費を720万円減額するものでございます。これにつきましては、先ほど触れましたけれども、人事異動によります職員の人件費の更正減並びに一般経費であります電算関係の委託料の減と使用料の追加によるものでございます。

次に、2款事業費、1目の管渠整備費でございますが、985万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、舞木地区内の管渠整備工事費の追加によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第15、議案第48号 平成18年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第48号 平成18年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の収益的支出の予定額の総額に55万2,000円を減額し、2億6,224万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、人事異動による職員人件費の調整による更正であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 平成18年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することと賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩します。

休 憩 （午前11時46分）

---

再 開 （午後 1時02分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、認定第1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第17、認定第2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第18、認定第3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、日程第19、認定第4号 平成17年度千代

田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第20、認定第5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、日程第21、認定第6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 認定第1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件の決算認定につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

詳細につきましては、この後担当課長並びに局長から説明させますが、私からは平成17年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

まず、平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。我が国の経済は良好な状況の中にありますが、依然として国や地方を取り巻く財政状況は厳しさを増しております。このような中で、平成17年度の決算を迎えたわけでございますが、厳しい中ではございますが、歳入総額42億1,725万9,460円、歳出総額39億5,980万7,932円、歳入歳出差引額並びに実質収支額とも同額の2億5,745万1,528円という結果になりました。平成17年度は、西邑楽三町合併の破綻から、当面は千代田町単独の行政運営を目指すため、財政危機突破計画を行財政運営の最重要政策として、新たな実現の第一歩としてスタートした年でありました。

主な事業といたしましては、まちづくり総合支援事業や小規模土地改良事業、東保育園におけるゼロ歳児保育の実施、保育園、幼稚園、小学校における緊急通報システムの稼働、温水プール内外壁の改修工事など、都市整備、産業基盤、福祉教育など行政全般にわたって事業を実施してまいりました。具体的な数字の面から比較しますと、昨年度よりも経常収支比率や公債費比率、税の収入未済額などが改善されております。しかしながら、依然として財政構造が硬直化の状況にありますことを十分に理解しながら、今後も財政危機突破計画に基づく最善の財政運営を心掛けていきたいと考えております。

次に、平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険事業は、加入者の高齢化及び医療の高度化などによりまして、医療費の増加が国民健康保険事業の財政に大きな負担となっております。

決算額は、歳入総額10億3,662万6,260円、歳出総額10億908万645円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の2,754万5,615円という結果になりました。平成17年度は、国民健康保険税の値上げをさせていただきますが、依然として厳しい財政運営となっております。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っておりますので、今後の事業運営は更に厳しさを増すことは予想されますが、収納率の向上を図るとともに、健康増進事業も実施していきたいと考えております。

次に、平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

老人保健事業につきましては、急速に進む高齢化社会の中にあつて、今後も更に医療保険制度の改革が推進されていくと思われまふ。

決算額は、歳入総額で8億8,966万177円、歳出総額8億7,009万8,321円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の1,956万1,856円という結果になりました。今後高齢者医療の大幅な見直し等が実施されることから、高齢者が安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や健康意識の高揚を図りながら、医療費の抑制に努めてまいりたいと思ひます。

次に、平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度がスタートして6年が経過しましたが、その間在宅サービスを中心とした利用者が急速に拡大するなど、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、その役割を果たしております。

決算額は、歳入総額で5億8,936万1,206円、歳出総額5億7,320万6,905円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の1,615万4,301円という結果になりました。今後とも介護予防、生活支援など高齢者福祉事業との連携を強化しまして、より一層介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思ひます。

次に、平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところでありますが、決算額は、歳入総額2億2,955万2,115円、歳出総額2億1,968万1,366円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の987万749円という結果になりました。平成17年度事業といたしましては、管渠築造工事と開削工法で643.89メートル、推進工法で184.29メートルを実施いたしました。また、管渠実施計画も2,025.6メートル行っております。今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指して、計画的に、そして積極的に事業の推進に努めてまいります。

最後に、平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について申し上げます。

水道事業は、安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理を初め老朽管の布設替えなど給水体制の充実を図ってまいりました。

決算額は、収益的収支において、事業収入2億5,112万8,758円、事業支出2億5,271万3,667円、差し引き158万4,909円の純損失が発生してしまいました。平成17年度は、水道使用料の値上げをさせていただきますましたが、企業などの節水対策などにより、使用料の伸び悩みと有収水量率の低下が影響し、赤字決算となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入1,925万7,500円、資本的支出8,108万9,150円でありまして、不足する額は本年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんし、収支の均衡を図った次第であります。今後とも公営企業として、より一層の経営努力を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 続いて、監査委員、松澤初江君から決算審査意見書の報告を求めます。

監査委員、松澤初江君。

[監査委員（松澤初江君）登壇]

○監査委員（松澤初江君） 平成17年度決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました千代田町一般会計、特別会計、水道事業会計について、8月7日と8日に審査を実施いたしました。

各会計ごとの詳細につきましては、お手元の平成18年8月30日付の意見書のとおりでございます。総体的に、一般会計、特別会計を通じまして、審査に付されました決算関係諸帳簿は正確に正しく記載されており、証憑類も整理されておりまして、計数的にも正確でありました。基金運用も含め、総体的にはほぼ健全な運営がなされており、有効かつ適切な予算執行に努力され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

今後、国からの税源移譲により、町税の収納率が財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、納税の公平性を確保するためにも、納税者の理解と協力を得て、未納額の圧縮が図られますよう、収納に対する検討を要請いたします。歳出面では、財政危機突破計画、集中改革プラン、行財政改革大綱による事務事業の抜本的見直しや、より一層の合理化、効率化を図りつつ、第四次総合計画に掲げる施策を基本とし、各種事業が積極的に実施されております。また、主要財務比率では、財政力指数0.773、経常収支比率89.1%、公債費比率9.9%で、昨年度と比較しますと改善が図られ、健全財政を保つための努力がなされております。水道事業会計では、節水意識の定着などから大幅な増加は期待できない状況にある中で、有収水量率は75.7%で、昨年と比較いたしますと5.7ポイント低くなっておりますので、改善策を講じていただきたいと思っております。なお、水道施設の老朽化に伴う漏水等修繕費も依然増加する傾向にあり、今後も計画的な水道施設の更新を進められるよう臨みます。

本町においては、前述の三つの各種計画に基づき、事務事業の見直しや経費の徹底した節減合理化に努め、簡素で効率的な行政システムの確立に努力されておりますが、住民福祉の増進と、並びに人

と自然に優しい活力のあるまちづくりのため、堅実で明るい行財政運営により一層努力されることを期待申し上げて、審査意見といたします。

○議長（小沢惣一君） ご苦労さまでございました。

次に、一般会計歳入歳出決算について、それぞれの担当課長、局長より詳細説明を求めます。

初めに、企画財政課長、川島賢君の説明を求めます。

企画財政課長、川島賢君。

[企画財政課長（川島 賢君）登壇]

○企画財政課長（川島 賢君） 企画財政課関係の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、税を除いた歳入全般についてご説明申し上げます。決算書の11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。まず、2款地方譲与税でございます。収入済額は1億3,705万3,000円で、前年度よりも18.2%の増となっております。内容的には、所得譲与税が三位一体改革の関係で、前年度比約2.1倍と大幅に伸びましたが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税は若干の増または減となっております。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。3款利子割交付金につきましては、収入済額635万1,000円で、前年度よりも42.9%の大幅な減となっておりますが、これはゼロ金利政策が影響していると考えられます。

4款利子割交付金の収入済額は307万9,000円、前年度よりも81.5%の大幅増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は384万2,000円で、こちらも前年度より128.7%の大幅増であります。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、収入済額は1億1,832万9,000円で、前年度よりも7.1%の減となりました。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。7款自動車取得税交付金につきましては、収入済額は5,237万3,000円で、前年度よりも2.8%の減となりました。

8款地方特例交付金につきましては、地方税の恒久的な減税に伴う減収分の一部を補てんするために国から交付されるもので、収入済額は4,255万1,000円で、前年度よりも3.1%の減となりました。

9款地方交付税につきましては、収入済額は6億2,529万4,000円、前年度より2.5%の増であります。普通交付税は、基準財政需要額が対前年度比で1.8%増加しましたが、基準財政収入額では0.3%の増にとどまったため、結果的に交付額は3,422万5,000円、7.5%の増となりました。特別交付税につきましては、前年度比で1,909万1,000円、12.5%の減であります。

10款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度よりも10.9%の増となっております。

11款分担金及び負担金につきましては、収入済額は5,377万5,680円、前年度よりも22.8%の増であります。まず、民生費負担金につきましては、前年度よりも約600万円増えておりますが、これは東保育園でゼロ歳児保育がスタートしたことや、園児数が増加したことなどによる増と考えられます。

17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。2項分担金、1目農林水産業費分担金の収入済額は399万円であります。これは、新福寺の北、大泉町との境界で、小規模土地改良事業として用水路を改修したことによる大泉町からの分担金であります。

次に、12款使用料及び手数料につきましては、収入済額4,209万260円、前年度よりも2.2%の増であり、1項使用料中2目衛生使用料が38.7%の増となっております。これは、ふれあいタウンへの転入者が増えたための増であります。

また、3目土木使用料では、収入額が約200万円減少するとともに、収入未済額が約30万円増えております。

19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。4目の教育使用料は、前年度と同様であります。

2項手数料では、約100万円の増となっておりますが、これは1節の戸籍手数料と、次のページ、21ページ、22ページになりますが、9節その他証明閲覧手数料が増えたものであります。

続きまして、13款国庫支出金につきましては、収入済額3億3,298万2,526円、前年度よりも42.8%の増であります。1項国庫負担金につきましては、前年度より約550万円の減となりましたが、これは三位一体の改革により、国民健康保険事業の負担金が県費として流れたための減であります。

23ページ、24ページをお開き願いたいと思います。2項国庫補助金につきましては、前年度より約1億円の大幅増となりました。

25ページ、26ページをお開き願いたいと思います。4目教育費国庫補助金、3節社会体育施設整備費補助金としまして、社会体育施設整備資金貸付金償還時補助金2億1,501万2,000円が交付されたための増であります。

3項国庫委託金につきましては、前年度とほぼ同額であります。

27ページ、28ページをお開き願いたいと思います。続きまして、14款県支出金でございますが、収入済額1億3,782万2,285円、前年度よりも6.7%の減であります。1項県負担金につきましては、前年度より800万円ほど増えておりますが、これは民生費県負担金の4節国民健康保険事業特別会計保険基盤安定負担金が増えたものであります。

2項県補助金につきましては、前年度より2,100万円ほどマイナスとなりましたが、29ページ、30ページをお開き願いたいと思います。2目民生費県補助金では、1節の高齢者福祉費補助金、5節の児童福祉費補助金を合わせまして、約300万円超の補助金がマイナスとなりました。

ページをめくっていただきたいと思います。33ページ、34ページになります。3目衛生費県補助金では、合併浄化槽補助金並びに前年度いただいた緊急地域雇用特別補助金がなくなったため、560万円ほどのマイナスとなりました。

また、4目農林水産業費県補助金では、小規模土地改良事業補助金が少なくなったり、畜産環境対策事業補助金並びに生産振興総合対策事業費補助金がなくなったために1,600万円のマイナスとなっております。

5目土木費県補助金につきましては、次の35ページ、36ページになりますが、サイクリングロードネットワーク整備事業補助金が新規に追加になっております。

6目教育費県補助金も、緊急地域雇用対策特別補助金がなくなったため、前年度よりも減額となりました。

3項県委託金につきましては、前年度より370万円ほど増えておりますが、2節の県税徴収委託金や、4節統計調査委託金で国勢調査委託金が入ってきたための増であります。

37ページ、38ページをお開き願いたいと思います。15款財産収入につきましては、収入済額741万2,606円、前年度よりも185.4%の増、つまり約2.85倍に増えたということであります。まず、1項財産運用収入でございますが、次のページ、39ページ、40ページになりますが、2目利子及び配当金としまして各種基金の利子が計上されておりますが、ペイオフ対策としまして通常の定期預金から決済預金に変更し元本の確保を図ったため、約100万円のマイナスとなりました。

2項財産売却収入につきましては、今まで特にございませんでしたが、今回土地の売却収入としまして、COMハウスに用地を売却したものであります。また、物品売却収入では、黒塗り公用車2台の売却と、町所有のマイクロバスを売却した収入益が計上してございます。

次に、16款寄附金でございます。収入済額195万8,000円、前年度よりも97.6%の増であります。

17款繰入金につきましては、収入済額2億1,082万2,016円、前年度よりも3億6,223万6,000円、63.2%の大幅な減であります。

41ページ、42ページをお開き願いたいと思います。2項基金繰入金でございますが、前年度と比較しますと、財政調整基金で3億2,000万円の減、減債基金で約5,000万円の減となっております。これは、財政危機突破計画に基づき、極力基金からの繰り入れを抑えたためであります。

次に、18款繰越金につきましては、収入済額2億2,577万7,063円、前年度よりも10%の増であります。

19款諸収入につきましては、収入済額3,617万4,615円、前年度よりも1.5%の増であります。

ページをめくっていただきたいと思います。43ページ、44ページになります。内容的には大きな変化はございませんが、3項貸付金元利収入の住宅新築資金等貸付金償還金の収入未済額が前年度よりも120万円ほど増えておりますので、改善を図るよう努力いたしたいと考えております。

また、4項雑入につきましては、2目雑入で1節健康診査等一部負担金が増えているものの、3節雑入がマイナスとなり、雑入全体としては約200万円のマイナスとなりました。

45ページ、46ページをお開き願いたいと思います。20款町債につきましては、収入済額2億3,490万円、前年度よりも54%の減であります。内容的には、減税補てん債3,760万円、47ページ、48ページになりますが、臨時財政対策債1億9,730万円でございます。

以上、歳入合計額は42億1,725万9,460円でございます。前年度と比較しまして4億1,182万円、8.9%の減であります。また、前年度と比較して不納欠損額は359万円ほど増加しましたが、収入未済

額につきましては828万円ほど減少しております。今後も未済額縮小のために努力していきたいと考えております。

続きまして、企画財政課関係の歳出の説明を申し上げます。55ページ、56ページをお開き願いたいと思います。2款1項2目の広報文書費でございます。歳出済額は891万9,755円でございます。主な支出につきましては、備考欄の項目ごとの説明になりますが、職員人件費は1名分でございます。

57ページ、58ページをお開き願いたいと思います。備考欄、広報広聴事業のうち広報発行事業として362万2,665円を支出しております。また、広聴事業として町への手紙を実施しておりますが、その郵便料を支出いたしました。

続きまして、61ページ、62ページをお開き願いたいと思います。2款1項4目財産管理費の中の基金積立金でございます。財政調整基金、減債基金、公共施設建設基金などに、合わせて3億4,083万6,527円を積み立てました。

続いて、2款1項5目の企画費でございます。支出済額は9,227万8,860円でございます。主な支出につきましては、備考欄の職員人件費は、企画財政課職員5名分の人件費でございます。まちづくり推進事業のふるさと事業でございますが、印刷製本費は「ふるさとカレンダー」の印刷代、まちづくり講演会は松野明美さんをお招きいたしました。

63ページ、64ページをお開き願いたいと思います。広域行政事業につきましては、東広圏の組合負担金を初め各種協議会、同盟会等の負担金であります。広域公共路線バス事業につきましては、太田・大泉・千代田線につきましては、太田市が事業から撤退し、千代田町と大泉町の2町による事業運営に変わりました。情報システム関係につきましては、後ほど総務課長より説明がございます。

65ページ、66ページをお開き願いたいと思います。6目合併推進費につきましては、支出はございませんでした。

次に、81ページ、82ページをお開き願いたいと思います。6項監査委員会費でございます。支出済額は39万5,720円でございます。内容は、監査委員の報酬、事務費、そして負担金であります。17年度は、監査委員全国研修会に初めて参加いたしました。

最後に、209ページ、210ページをお開き願いたいと思います。12款公債費でございます。支出済額は6億683万9,130円でございます。内容は、長期債の元金5億4,633万8,072円と、211ページ、212ページになりますが、長期債の利子650万1,058円でございます。

以上、平成17年度一般会計歳入歳出決算の総計につきましては、215ページ、216ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は42億1,726万円、歳出総額は39億5,980万8,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額も同額の2億5,745万2,000円ございました。

217ページ、218ページには債務負担行為額調べが、219ページから226ページにかけては財産に関する調書が載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、決算の具体的な内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成17年度決算資

料並びに千代田町公共事業一覧、平成17年度決算カード、平成18年3月31日現在のバランスシート、財政危機突破計画の平成17年度数値目標実施結果に細かなデータが掲載してございますので、そちらも参考にさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上で税を除く歳入全般並びに企画財政課関係の決算につきまして詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 次に、総務課長、栗原則雄君の説明を求めます。

総務課長、栗原則雄君。

[総務課長（栗原則雄君）登壇]

○総務課長（栗原則雄君） それでは、引き続きまして総務課関係の決算につきましてご説明申し上げます。

決算書の51ページ、52ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費全体の支出につきましては9億4,428万2,678円でございます。このうち、1目の一般管理費につきましては2億489万6,803円でございます。執行率につきましては97.4%でありました。主な支出につきましては、右側の備考欄をご覧いただきたいと思います。丸印のついている事業項目ごとに説明させていただきます。

まず、職員人件費でございますが、総務課職員13名分及び特別職2名分の給料等でございます。

次に、一般経費でございますが、ここでは臨時職員3名分の賃金、顧問弁護士への謝礼、役場全体で使用いたします消耗品、電話、郵送料等の役務費でございます。めくっていただきまして、電算業務の委託料、複写機の修理及び町村会等の負担金が支出されております。

次に、人事事務事業でございますが、ここでは人事事務経費、職員研修事業では職員の研修に係る経費でございます。また、福利厚生事業では、めくっていただきまして、55、56ページをお願いしたいと思います。ここでは、職員の健康診査委託料、職員福利厚生補助金等が支出されております。

次に、功労者表彰事業でございますが、町政功労者5名、金婚者29組の記念品代等が支出されております。情報公開関係事業では、委員報酬等が主なものでございます。

次に、めくっていただきまして、3目の会計管理費でございますが、ここでは出納室職員3名分の人件費が主なものでございますが、一般経費の中では決算書の印刷代金が支出されております。

次に、4目の財産管理費でございますが、ここでは役場庁舎管理に必要な経費が支出されております。めくっていただきまして、中段になりますけれども、町有自動車管理事業では、公用車関係の経費及びトラック1台分の購入費が支出されております。

次に、町有財産管理事業でございますが、めくっていただきまして、61、62ページになりますけれども、委託料、使用料等が支出されております。

次に、64ページをお開きいただきたいと思います。下段にあります情報システム事業につきましては、情報システム管理事業といたしまして、データ通信料、ネットワークシステムの保守管理委託料や機器のリース料等を支出しております。めくっていただきまして、行政システム推進事業では、財

務会計システム関係の保守関係委託料や機器のリース等を支出しております。また、地域情報システム推進事業につきましては、L GWAN関係の経費を支出しているところでございます。

次に、7目公平委員会費でございますが、ここでは公平委員の報酬が支出されております。

次に、8目防犯対策費でございますが、防犯対策事業では、ポリス型蛍光ベストを購入し、区長会並びに老人会へ配布したところでございます。また、防犯灯設置及び管理事業につきましては、本年度は新設9基、修繕169基分を整備したところでございます。

めくっていただきまして、67、68ページをお願いいたします。9目交通安全対策費でございますが、交通安全活動推進事業では交通指導員20名分の報酬、出務謝金、交通安全教室人形劇委託料あるいは各種協議会、団体への負担金及び補助金が支出されております。めくっていただきまして、69、70ページをお願いしたいと思います。交通安全施設整備事業につきましては、道路反射鏡の新設、修繕合わせまして12カ所、道路の標示等設置工事につきましては43カ所整備いたしました。

次に、チャイルドシート購入補助事業では、本年度50件分を補助してございます。

次に、10目自治振興費でございますが、ここでは各行政区の区長報酬及び運営費等が支出されております。

また、11目諸費では、自衛官募集関係の負担金が支出されておるところでございます。

次に、75ページ、76ページをお開きいただきたいと思います。4項の選挙費でございますが、1目の選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等が主な支出でございます。

めくっていただきまして、2目農業委員選挙費でございますが、記載のとおり支出となっております。

次に、3目衆議院選挙費でございますが、平成17年9月11日に執行されました経費でございます。なお、この衆議院選挙の本町の投票率は70.36%でありました。

次に、153、154ページをお開きいただきたいと思います。9款消防費でございますが、館林地区消防組合の負担金でございますが、1目の常備消防費につきましては、常備消防の運営に要する経費でございますが、職員の人件費に充当するほか、本年度は高規格救急自動車の購入、北分署に配備してございます館林はしご2号車のオーバーホール、あるいは携帯電話119番の回線変更工事、そして明和分署が新築移転工事となりますので、その設計業務委託料等が支出されてございます。

また、2目の非常備消防費につきましては、千代田消防団員104名の報酬、消防団の運営経費、保証組合等の負担金及び婦人消防協力会の運営費等が支出されておるところでございます。

次に、3目消防施設費につきましては、本年度は福島地内に防火水槽1基、後天神原地区に消火栓1基を設置いたしました。また、庁内に設置してございます消火栓の維持管理、負担金等がここから支出されておるところでございます。

次に、4目災害対策費でございますが、災害対策事業では、災害救助用物資、備蓄品の購入、また防災行政無線管理事業では、防災行政無線の管理に要する経費をここから支出しておるものでござい

ます。また、防災訓練事業におきましては、隔年で実施しておりますが、本年度は第12回防災訓練を千代田消防団初め14機関の参加のもとに、平成17年9月4日に実施したところでございますが、その経費が支出されておるところでございます。

以上で、簡単でございますが、総務課関係の決算説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、税務課長補佐、坂本道夫君の説明を求めます。

税務課長補佐、坂本道夫君。

[税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君）登壇]

○税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君） それでは、税務課所管の決算につきまして説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、この中の町税について申し上げます。11ページ、12ページをお開きください。町税全体で見ますと、調定額は20億4,969万8,160円、収入済額は19億4,205万409円となりました。収納率は94.75%でございます。また、不納欠損につきましては、約895万9,000円ほど欠損させていただきました。

次に、税目別に説明をさせていただきます。初めに、第1項町民税でございます。収入済額は約5億7,430万円でございます。前年度に比べて、約7,860万円の増となっております。この主な要因といたしましては、個人町民税におきましては総所得の中で給与所得が伸びたこと、また法人町民税では大手企業の業績の向上及び好調に推移したことによる増でございます。

次に、第2項固定資産税でございます。収入済額は約12億7,150万円でございます。前年度に比べて約280万円の減となっております。主な要因としましては、償却資産の経年による減でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。収入済額は約2,190万円で、前年度に比べて約150万円の増となっております。主な要因としましては、軽四輪自動車の増によるものでございます。

次に、町たばこ税でございます。収入済額は約7,430万円で、前年度より約250万円の減となりましたが、これは近年の健康志向ブームや、喫煙場所の減少などによるものと考えられます。

なお、これらの税収のうち、滞納繰越分につきましては、全体で前年度の約2倍近い約2,150万円の収入となっており、収納係の設置や係長以上の職員による滞納整理など、一連の効果があらわれたものと思っております。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。第12款第2項第1目の総務手数料でございます。この中で、第5節の自動車臨時運行許可手数料が約15万円、6節の住宅用家屋証明手数料が約7万9,000円、7節の税務証明手数料が約70万8,000円となりましたが、ほぼ前年同様の決算となっております。

次に、35ページ、36ページをお開きください。第14款第3項第1目の総務費県委託金でございます。

が、第2節の県税徴収委託金が約1,234万円で、前年度に比べて約120万円の増となっております。これは、町県民税の増が主な要因でございます。

続きまして、41ページ、42ページをお開きください。第19款第1項第1目の延滞金でございます。収入済額は約285万円で、前年度より約192万円の増となっておりますが、これも滞納分の徴収増によるものでございます。

次に、43ページから46ページでございます第4項第2目の雑入でございます。46ページをご覧ください。ここでは、第3節雑入の中で確定申告書郵送料負担金が約10万7,000円、不動産取得税通知業務交付金が3万5,000円、土地評価精通者謝金約4万3,000円とそれぞれ収入となりましたが、前年度とほぼ同程度の決算となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。69ページ、70ページをお開きください。第2款第2項第1目の税務総務費でございます。支出総額は7,296万1,400円でございます。次のページをお開きください。この目におきましては、職員の人件費及び負担金等の経費並びに消耗品及び封筒等の印刷製本費等税務課全般の経常的な経費を支出しております。機構改革によりまして、諸税係が収納係となり、職員が1名増員され10名となりましたので、人件費は伸びておりますが、その他の経費はほぼ前年並みでございます。

続きまして、第2目賦課徴収費でございます。支出総額は5,481万7,542円となりました。この目におきましては、税金の計算から徴収に至る一連の経費を支出しております。特に13節の委託料及び14節の使用料におきましては、両方で約4,060万円程度となっております。電算業務、固定資産課税客体資料作成業務及び電算機器使用料等が主な経費として支出されております。また、評価替えの準備として、不動産鑑定評価業務で約227万円、都市計画税の課税のための客体資料作成業務で約100万円を支出いたしております。

最後に、第23節の償還金、利子及び割引料でございますが、72ページから74ページをご覧くださいと思いますが、支出済額は約1,336万円でございます。前年度に比べ約1,100万円の増となりました。これは、町税過誤納金還付金及び還付加算金でございますが、主な要因といたしましては、法人町民税につきまして、2件の大口還付があったことによるものでございます。

以上で税務課所管の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、住民課長、高橋充幸君の説明を求めます。

住民課長、高橋充幸君。

[住民課長（高橋充幸君）登壇]

○住民課長（高橋充幸君） それでは、住民課所管の決算についてご説明いたします。

決算書の73ページ、74ページをお開きください。まず、2款総務費、3項1目戸籍住民登録費ですが、支出済額で4,267万7,689円となっております。右側74ページの備考欄を見ていただきますと、職

員人件費、一般経費の次が戸籍住民登録窓口事務です。丸印の事業を見ていただきますと、一番下に外国人登録事務、それからその次のページ、76ページの上から5行目に人権行政相談事業があります。それから、その下へいきますと住民基本台帳ネットワーク事業、その下に戸籍電算化事業があります。戸籍住民登録費関係については、決算資料の16ページから18ページに実績がまとめてありますので、後でご覧になっていただければと思います。

次に、ページが飛びまして、決算書の95ページをお開きください。95、96ページ上段に3款民生費、1項社会総務費、4目医療福祉費がございます。右側96ページの備考を見ていただきますと、福祉医療事業で乳幼児、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭等への福祉医療費の支出です。

ページが飛びまして、決算書の103、104ページをお願いします。一番下の方ですが、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費です。右側の備考を見ていただきますと、職員人件費、それとその次の105、106ページの方で106ページの右側上の方で、備考職員人件費、それと事業で国民年金事務として、主に電算委託料の支出となっています。決算資料の方では、19ページに国民年金の事務概要がまとめてありますので、後でご覧になってください。

次に、そのページの下の方で4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費がございます。右側の備考を見ていただきますと、職員人件費と一般経費です。

次の107、108ページをお開きください。右側上段備考で医療対策事業がございます。邑楽館林医療事務組合負担金、館林厚生病院の負担金が主なものとなっております。

107ページの下段になりますが、2目予防費がございます。右側の備考を見ていただきますと、一般経費、それとその次の109、110ページを見ていただきますと、備考覧中ほどに予防接種事業があります。各種予防接種の支出となっております。

次の111、112ページ、右側の備考欄中ほどに結核予防事業、それとその下に老人保健事業がございます。各種健診、健康相談等の支出が記載されております。

次の113、114ページをお願いします。右側の備考欄を見ていただきますと、中ほどに献血推進事業、次に健康まつり事業、健康まつりの方ですが、平成12年度から開催されまして、17年度で第6回となっております。その下で食生活改善推進事業、更に一番下で精神保健事業が記載されております。

次の115ページ、116ページをお開きください。3目母子保健費です。右側の備考を見ていただきますと、最初が母子保健推進事業、それから中ほどに母子保健事業、母子保健に関する各種健診等が記載されております。母子保健につきましても、保健全般ですが、決算資料の20ページから24ページに実績がまとめてありますので、後でご覧になっていただければと思います。

次に、117、118ページをお願いいたします。一番下に、4目環境衛生費があります。次のページの119、120ページをお願いします。右側の備考で畜犬等関連事業がございます。主に犬の登録及び狂犬病予防注射事務委託料が主な支出となっております。その下にまいりまして、河川浄化対策事業、更に環境美化事業、公害対策事業が記載されております。

次に、5目保健衛生施設費です。右側の備考をご覧になっていただきますと、保健センターの管理運営費となっております。

次の121、122ページをお開きください。左側中ほどに2項清掃費、1目塵芥処理費がございます。右側の備考を見ていただきますと、塵芥処理事業といたしまして、主なものとしては大泉町外二町環境衛生施設組合負担金、また太田市外三町広域清掃組合負担金が主なものとなっております。その下にまいりますと、資源ごみ分別収集事業、また次がごみ減量化推進事業、ごみ排出適正指導事業が記載されております。

次の123、124ページへお願いします。2目し尿処理費ということで、右側の備考を見ていただきますと、館林衛生施設組合負担金が記載されております。

それと、3目コミュニティプラント施設費ということで、右側の備考を見ていただきますと、コミュニティプラントの管理運営費が記載されております。

以上、簡単ではございますが、住民課所管の決算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

[福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○福祉課長（吉永 勉君） 福祉課所管の決算につきまして説明を申し上げます。

83ページをお開きください。3款1項の社会福祉費ですが、総額で4億9,757万5,206円となりました。決算には直接関係ございませんが、現在町内におきます生活保護状況でございますが、在宅が4世帯で5名、医療機関への入院が1名、施設の入所が9名となっております。

では、1目の社会福祉総務費からご説明申し上げます。1億3,895万1,434円の支出となりました。このうちの47%が国保特別会計への繰出金でありまして、その他の主な支出につきましては、職員6名の人件費、社会福祉協議会へ老人センターの運営管理業務を委託しておりますので、この委託料、社会福祉協議会の運営補助金、町の福祉の推進にご協力をいただいております民生児童委員21名及び主任児童委員2名の活動費等であります。

次のページをお願いいたします。2目の障害福祉費ですが、8,417万9,959円でございます。町内におります身体障害者手帳取得者297人、療育手帳取得者51人、精神障害者手帳取得者34人の中で、利用希望があった方に対するサービスの提供経費であります。提供いたしましたサービスの詳細につきましては、備考欄及び決算資料の27、28ページに掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。また、委託料及び扶助費で多額の不用額が生じましたが、これは新規の施設入所希望がなかったこと並びに在宅サービスのデイ、ショートステイ、ホームヘルプ等の利用が思ったほど伸びなかったことによるものでございます。

次に、大きく飛びまして91ページをお開きいただきたいと思っております。3目の高齢者福祉費ですが、

2億549万1,664円でございます。このうちの82.5%に当たります1億6,960万7,856円が、老人保健及び介護保険特別会計への繰出金であります。

その他の主なる支出につきましては、前橋市、館林市、水上町にございます養護老人ホームに男性2名、女性3名、計5名の方が入所しておりますので、これの入所委託料、延べ2,614人の利用がございました自立支援サービスセンター及び千代田COMハウスをお願いをして運営をしております在宅介護支援センター等の委託料でございます。また、在宅で介護をしている71人の方に対して、2万2,294枚の紙おむつを支給いたしましたので、これらの代金、及び18人の方に支給をいたしました介護慰労金。次のページをお願いいたします。ひとり暮らし高齢者へ貸し出しをしております緊急通報装置44台分のリース料、老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金、17年度実績で会員数20人、年間受注高1,082万円のシルバー人材センターの運営費補助金、77歳96人、88歳49人、計145人の方々の敬老祝金等であります。

次のページをお願いいたします。5目の同和対策費ですが、673万9,740円でありました。このうちの77%に当たる520万円が、人権啓発団体であります部落解放同盟群馬県連合会千代田支部への助成金であります。

その他につきましては、住宅新築資金償還事務に係りますシステム保守料及びパソコンリース料等を支出をいたしました。

次に、2項の児童福祉費ですが、総額で2億6,351万9,930円となりました。1目の児童福祉総務費ですが、1,676万6,971円で、次のページをお開きください。主なる支出は、大日及び福島児童遊園の遊具の改修工事代、2万8,956人の利用がございました児童館、児童センターの管理運営委託料等があります。

2目の児童措置費ですが、5,555万円でございます、延べ9,225人分の児童手当となっております。

3目の母子福祉費ですが、17万円の支出でございます。幼稚園入園1人、小学校入学5人、中学校入学6人、高校進学3人、就職1人、計16世帯16人に対します支度金を支給をいたしました。

次に、4目の児童福祉施設費ですが、1億9,003万2,959円でございます。前年同様保育園2園の運営管理経費であります。年度末の園児数につきましては、東保育園53名、うち大泉からの広域受託1名、西保育園160名、うち大泉からの広域受託2名、館林からの受託1名であります。主なる支出につきましては、正職員15名、臨時職員9名、パート職員29名の人件費及び東西保育園の運営管理費であります。

104ページをお開きください。広域入所児童保育事業ですが、仕事の関係から町内の保育園に通園できない児童に対しまして、広域委託保育事業として妻沼町の田島保育園1名、邑楽町の風の子保育園3名、大泉町のみよし保育園3名、エンゼル保育園1名、計8名をお願いをいたしました。これに対する経費が644万8,910円となっております。

次のページをお願いいたします。4項1目の災害救助費ですが、2万3,348円でございます。幸い

にいたしまして住宅火災の発生がなかったことから、市町村共済組合への負担金の支出のみでございました。

以上、簡単でございますが、福祉課所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 次に、経済課長、林節君の説明を求めます。

経済課長、林節君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 経済課並びに農業委員会の決算につきまして説明をさせていただきます。

79ページ、80ページをお開きいただきたいと思っております。このページから82ページにかけては、統計調査費となっております。2款5項1目の統計総務費でございますが、13万1,165円の支出でございます。統計調査を円滑に行うための統計調査員確保に係る経費及び統計調査基礎データ作成のための電算業務委託料などが主なものとなっております。

2目の統計調査費につきましては、405万8,640円の支出となっております。17年度につきましては、国勢調査、工業統計調査、農林業センサスの事業調査などに要した経費でございます。中でも5年に1度行われます大規模な国勢調査に要した経費が大部分を占めている状況でございます。なお、統計調査に関する経費につきましては、ほぼ全額が県委託金により賄われております。

続きまして、123ページ、124ページをお願いいたします。5款1項1目の労働諸費でございます。81万9,239円の支出となっております。町勤労者協議会への補助を初めといたしまして、館林地区職業訓練運営会負担金、勤労者生活資金利子補給などでございます。

次に、125ページ、126ページをお願いいたします。6款1項1目の農業委員会費でございますが、農業委員会運営のための経費2,226万3,644円の支出でございます。17年度では既に稼働しておりますが、農家台帳システムに加えまして、農地地図情報システムの整備を実施してございまして、電算業務委託料390万円が支出されております。この390万円につきましては、すべてが補助事業となっております。その他例年と変わりはございませんで、1節の農業委員報酬、2節から4節の職員人件費につきまして、これらが大部分を占めている状況でございます。

続きまして、127ページ、128ページをお願いいたします。2目農業総務費につきましては、2,422万7,718円の支出となっております。98%強が農政関係職員の人件費という状況でございます。その他農政審議会委員報酬、生活改善グループなど活動助成を行っております。

続きまして、3目農業振興費でございますが、132ページにかけては2,228万8,972円の支出という状況でございます。一般経費の中では、農用地利用協議会委員報酬を始め、農業の担い手確保及び団体育成のための助成金、補助金を支出しております。生産調整推進対策事業では、農事支部長への報償金及び生産調整事務に要する経費、生産調整達成者に対する奨励金が主な支出となっております。生産調整実施面積につきましては、平成17年度は164ヘクタールでございました。達成率につきまし

ては、61.7%という状況でございます。水田農業経営確立対策事業の中では、2ヘクタール以上の担い手への農地流動化助成金が主な支出となっております。続きまして、花いっぱい運動推進事業は、各行政区で区長さんを中心といたしましてご協力をいただいておりますが、小中学校での花の栽培講習などを実施するなど、花壇の手入れなど事業を展開しており、これらにつきまして助成を行っております。ふれあい農園管理事業につきましては、土地の借上料、アメリカシロヒトリ防除事業につきましては、薬品代がそれぞれ中心的な支出となっております。

次に、4目畜産業費につきましては、畜産振興のための補助金、団体への助成金など145万1,831円の支出がされております。

続きまして、5目農地費でございますが、134ページにかけまして1,778万2,636円の支出でございます。主なものを申し上げますと、小規模土地改良事業につきましては、新福寺地区が1件でございます。用水路の改修工事を行っております。先ほど歳入の中でございましたように、大泉町からの分担金をいただきまして、その他県補助をいただき、補助事業となっております。農地整備事業につきましては、主な修繕工事といたしまして、赤岩横断暗渠改修工事など、その他土地改良関係負担金などの支出でございます。

続きまして、2項1目の林業総務費でございます。136ページにかけまして762万2,847円の支出となっております。松くい虫対策の事業を中心といたしまして、平地林活用対策事業、森林ボランティアなどの育成事業実施のための支出となっております。

7款1項1目商工総務費でございますが、1,159万119円の支出でございます。内容につきましては、ほとんどが商工統計系の職員人件費でございます。

2目商工振興費でございますが、138ページにかけまして656万円の支出でございます。内容につきましては、商工会活動費補助が大部分でございます。その他ISO認定取得に対する補助金等でございます。

3目中小企業制度融資費につきましては、小口資金の融資に関する審査員報酬並びに保証料の補助でございます。102万8,043円が支出されております。

4目消費者行政費は、太陽熱温水器設置に係ります補助金でございます。7万5,000円の支出という状況でございます。

以上、簡単ではございますが、経済課農業委員会の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） ただいまから2時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時25分）

---

再 開 （午後 2時40分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

都市整備課長、野村耕一郎君の説明を求めます。

都市整備課長、野村耕一郎君。

[都市整備課長（野村耕一郎君）登壇]

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、引き続きまして、都市整備課の所管の決算につきましてご説明を申し上げます。

137ページ、138ページをお開き願いたいと思います。8款の土木費でございますが、支出総額3億6,077万1,894円でございます。

1項1目の土木総務費につきましては、支出総額で5,805万4,083円で、都市整備課の職員の人件費、次のページになりますが、19節の負担金、補助及び交付金の中の各種協議会の負担金等でございます。

次に、2項1目の道路橋梁総務費になりますが、支出総額が837万7,210円でございます。内容につきましては、町道の維持管理等の経費で、13節の委託料では道路台帳の補正業務及び地積測量図作成等登記の費用等の支出がなされております。また、19節の負担金、補助及び交付金では、前年どおり各行政区への道路愛護奨励補助金といたしまして支出してございます。

次に、1枚めくっていただきたいと思います。2目の道路維持費ですが、支出総額で2,569万9,343円です。内容につきましては、13節の委託料で街路樹管理委託業務を行っておりますので、その費用として支出しております。また、15節の工事請負費1,578万8,698円につきましては、道路舗装補修工事6路線、道路整備工事1路線、その他雑工事、環境整備等の工事費の支出となっております。また、16節の原材料費につきましては、舗装補修材、また未舗装の町道の砂利敷き等を行っておりますので、それに伴う経費でございます。

次のページをお願いをいたします。143、144ページになります。3目の道路新設改良費ですが、支出総額で5,788万7,570円でございます。支出の内容につきましては、13節の委託料といたしまして道路新設改良整備事業の測量等調査委託料、都市計画道路整備事業に伴う測量等調査委託料等合わせて156万4,500円の支出がしてございます。また、15節の工事請負費3,438万7,500円につきましては、都市計画道路整備事業として道路改良工事1路線、サイクリングロードネットワーク事業として上中森から前島での間の路面カラー舗装工事、その他道路新設改良整備事業の道路舗装及び側溝新設等工事費の支出でございます。17節の公有財産購入費につきましては、都市計画道路整備に伴う用地購入費等2,061万6,170円の支出がなされております。なお、用地買収面積につきましては、3,403.2平方メートルの用地を買収いたしました。また、22節の補償、補填及び賠償金につきましては、道路工事に伴う補償費として支出しております。

なお、工事関係の詳細につきましては、お手元に配付してございます公共工事一覧表をご覧になっていただきたいと思います。

次に、4目の橋梁維持費につきましては、支出がございませんでした。

次に、5目渡船管理費でございますが、支出総額で834万1,109円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。145ページ、146ページになりますが、6目の用悪水路費でございます。34万9,750円でございます。12節の役務費と15節工事請負費で、合計3カ所の側溝清掃を行った費用として支出されております。

次に、3項1目の河川総務費ですが、支出総額が31万1,000円でございます。内容は記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

続いて、4項1目の都市計画総務費になります。支出総額で5,052万4,811円でございます。内容につきましては、次のページになりますが、19節の負担金、補助及び交付金で、各種協議会負担金のほか、舞木土地地区画整理組合への助成金が支出されております。

続いて、2目の公園整備事業費ですが、支出総額が29万8,107円でございます。17年度は工事がなかった関係で、このようになっております。

続いて、3目の公園管理費になります。支出総額で1,489万6,784円でございます。次のページになりますが、なかさと公園とか5カ所の公園の維持管理費等が支出されております。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、4目の公共下水道費ですが、公共下水道特別会計への繰出金でございます。

続いて、5目の東部住宅団地建設費ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いをしたいと思います。5項1目の住宅管理費ですが、支出総額で985万7,177円でございます。内容につきましては、町営住宅3カ所の維持管理費等の支出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ページが飛びますが、209、210ページをお開き願いたいと思います。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、本年度は幸い災害等もございませんでしたので、支出はございません。

次のページをお願いをいたします。13款3項1目の開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社への運営費補助金といたしまして30万円の支出をしてございます。

以上、簡単ではございますが、都市整備課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、教育委員会事務局長、塩田稔君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、塩田稔君。

[教育委員会事務局長（塩田 稔君）登壇]

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） それでは、教育委員会関係の説明を申し上げます。

155ページをお開きいただきたいと思います。教育費の総支出額ですが、4億3,841万4,765円でありました。前年度に対しまして1億6,063万9,000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、中学校校舎の耐震補強工事並びに町民プラザの大規模改修によります建設費の減でありまして、予算執行率は97.3%となっております。

では、1目の教育委員会費の主な支出でございますけれども、教育委員の報酬、また研修会等の負担金等でありまして、前年度と同様の内容であります。

次に、2目事務局費につきましては、支出額6,584万8,207円です。主に教育長及び事務局職員の人件費等であります。前年と同様の内容の支出となっておりますけれども、158ページではアスベストによる健康被害が昨年度大変大きな社会問題となりまして、教育施設のアスベスト調査、分析委託料経費として約48万円支出してございます。なお、5検体を分析依頼いたしましたが、含有率1%以上の吹きつけアスベストはございませんでした。

需用費の消耗品費27万5,531円のうち、子供たちが不審者に会い、いざというときに逃げ込める「子ども安全協力の家」108世帯お願いしてございますけれども、その看板をリニューアルいたしまして、その作成費として19万9,500円の支出をいたしております。また、今年の2月から小学校1年生の下校時間に合わせて、子供の安全確保をお願いするため屋外放送を活用し、町民の方々にご協力のお願ひも始めました。

次に、3目の奨学金につきましては、貸付事業といたしまして継続者24名、新規者9名、1,980万円の支出をいたしております。

次に、4目の教育研究所費ですが、160ページの教育研究奨励事業では臨時補助教員賃金並びに障害児補助賃金として467万1,310円支出してございます。きめ細かな指導と基礎学力の向上、更に充実した生活が送れるようにということで、各小中学校に1名の補助教員並びに東西小学校には障害を持つ児童に補助員を各1名ずつ配置いたしました。

次に、2項小学校費、1目の学校管理費ですが、支出額は4,887万6,889円でございます。主に小学校運営事業として、学校医の報酬、臨時職員の賃金等を初め、運営に必要な経費の支出となっております。

次に、166ページの学校管理運営事業では、小学校の施設の管理運営に要した費用でございますが、中段に警備保障委託料として81万6,425円支出となっております。校内への不審者の侵入に備えまして、警察へ通報できる緊急通報システムを導入し、今年の1月から稼働しております。6万円ほどの増額となっております。また、東西幼稚園につきましても、同時に導入いたしております。

次に、168ページになりますが、施設補修工事費では、洋式トイレを小学校の各トイレに1台ずつ配置をいたしました。ほか校舎、体育館の補修工事等に伴います費用を支出いたしております。詳細については、決算資料をご覧くださいと思います。

次に、2目の教育振興費ですが、各事業における指導用備品及び就学援助費等の支出となっております。

次に、3項中学校費、1目の学校管理費ですが、2,628万8,189円支出してございますが、170ページをご覧くださいと思います。学校運営事業として、学校医の報酬、臨時職員の賃金、心の教育相談員の謝礼等、運営に必要な経費となっております。

また、172ページの学校管理運営事業では、英語指導助手の報酬等の経費、更に174ページの施設整備事業では、正面玄関の改修工事等の施設整備の経費も支出いたしております。

次に、2目の教育振興費ですが、教育振興事業として指導用備品、更に就学奨励事業の就学援助費等の支出となっております。

次に、4項の幼稚園費、1目幼稚園費ですが、175ページから180ページにかけまして、東西幼稚園の管理と運営に要した費用となっております。園児数は147名ですが、幼稚園運営費では東幼稚園に充実した園生活が送れるようにということで、障害者の介助員を新たに配置し、環境の整備を図りました。

また、180ページの施設整備事業では、環境の教材として活用できるソーラーと風力を電源とした防犯灯を東西幼稚園に1基ずつ設置いたしました。

次に、181ページの5項社会教育費ですが、全体として8,893万9円の支出となっております。1目社会教育総務費ですが、1,892万7,868円支出いたしました。内容といたしましては、職員人件費のほか地域社会教育活動総合事業、生涯学習推進事業を初め、185ページまで各世代に応じた推進事業の経費の支出となっております。特に184ページの下段なのですが、青少年健全育成事業の印刷製本費として37万8,000円のうち、子供安全マップ作成費として35万7,000円支出いたしました。地域の子供は地域で守るを基本理念に掲げた千代田町青少年健全育成団体協議会が中心となって作成していただいたものですが、子供たちの安全のために各家庭並びに児童生徒に配布し、啓発に努めたところです。

次に、185ページの2目同和教育費ですが、集会所管理運営事業のほか、人権教育推進市町村事業では、元NHKアナウンサー吉川精一様を招いて、「人生いつもありがとう」と題した人権教育講演会を開催いたしました。ほか集会所の指導事業等に要した経費となっておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、187ページの3目文化財保護費では、17年度は試掘調査や発掘調査で出土した遺物等の整理の事業はございませんでしたので、147万円ほど減額となっております。

4目図書館費ですが、2,425万9,369円の支出でございます。図書購入費、また施設の管理運営費でございますけれども、図書館利用者の作品を展示するスペースの整備や、図書情報を検索する情報システム端末機の設置を行い、環境の整備に努めたところです。

次に、191ページの5目町民プラザ費でございますが、4,361万3,298円の支出をいたしました。一般経費では、芸能文化行事委託料として、義家弘介さんを講師として招きまして、「ヤンキー新たなる挑戦」と題した講演会を開催いたしました。また、町民プラザ施設管理事業では、施設の維持管理等に係る経費となっております。

次に、195ページをご覧いただきたいと思っております。6項保健体育費ですが、全体として1億1,200万128円の支出となっております。まず、1目体育総務費ですが、1,587万8,629円の支出でして、主に人件費、体育協会等のスポーツ団体の補助金のほか、スポーツ振興事業として各種スポーツ大会等の

賄い費となっております。

次、199ページの2目体育施設費につきましては、町民体育館、テニスコート、東小学校、中学校の夜間照明等の維持管理費となっております。特に工事請負費では、少年野球に対応した西小ナイターの設置工事として、92万2,950円の支出をいたしております。また、施設補修工事費として118万円の展示をいたしました。これらが増額の要因となっております。

次に、3目総合体育館・温水プール費ですが、3,426万626円支出いたしました。これにつきましては、職員の人件費及び一般経費のほか、スポーツ教室として水泳教室を初め施設の運営管理等に要します費用であります。なお、温水プールの開放を1日当たり3回を2回に変更いたしました。町民の方に利用しやすい時間帯を変更させていただきまして、17年の4月1日から実施しております。204ページの施設管理事業では、温水プール内外壁のクラック補修工事費として420万円の支出となっておりますけれども、195万円ほどの増額の要因となっております。

次に、4目の給食センター費でございますが、1日当たり平均1,240食の給食をつくっておりますけれども、職員の人件費、調理場施設の運営及び管理事業となっております。前年比145万円の増額となっておりますけれども、保健所の指導によります衛生用品の追加あるいはボイラーの補修、燃料費、冷凍機等の備品の購入が増額の要因となっております。

次に、207ページをご覧いただきたいと思っております。5目の運動場管理費でございますが、1,451万8,239円支出いたしました。東部運動公園、サッカー場、テニスコート等の維持管理費の費用ですが、269万円ほど減額となっております。内容といたしましては、利用者の安全確保を図るため、遊具の補修工事を行いました。また、緑地管理委託料が減額となっておりますけれども、施設の管理及び整備費の経費となっております。

以上で教育委員会関係の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 以上で一般会計歳入歳出決算についての各課長、局長の詳細説明を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） 本日の日程はこれで終了いたします。

あす8日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午後 3時05分）

## 平成18年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年9月8日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君

税務課長補佐兼 固定資産税係長	坂 本 道 夫 君
住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林 節 君
都市整備課長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○認定第2号～認定第6号の説明

○議長(小沢惣一君) 昨日に引き続き各課長の説明を求めます。

初めに、平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算並びに平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算について、住民課長、高橋充幸君の説明を求めます。

住民課長、高橋充幸君。

[住民課長(高橋充幸君)登壇]

○住民課長(高橋充幸君) おはようございます。それでは、私の方から平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明いたしますので、決算書の233ページ、234ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目が退職被保険者等国民健康保険税です。234ページの最上段に国保税全体の決算額が記載されておりますが、左から順に調定額4億2,152万1,147円、収入済額3億4,434万7,798円、不納欠損額473万481円、収入未済額7,244万2,868円となっております。不納欠損については、36名分となっております。右端の備考欄を見ていただきますと、上から一般被保険者医療給付費保険税、次が一般被保険者介護納付金保険税、次が一般被保険者医療給付費滞納繰越分、次が一般被保険者介護納付金滞納繰越分となっており、金額は記載のとおりとなっております。その下の退職被保険者等国民健康保険税についても、同様な区分となっております。

それでは、お手元の国保の決算資料の6ページ、7ページをお開きください。決算資料の最初が一般会計、中ほどに国保の資料があります。国保の決算資料の6ページ、7ページです。こちらの方に国保税の収納状況がわかりやすくまとめてありますので、こちらを使って説明したいと思います。特に右側の7ページ、グラフでまとめてあります。一番上が、決算資料の中ほどに国保の資料があります。6ページ、7ページです。前から3分の2ぐらいでしょうか。

それでは、国保資料の7ページの方をごらんください。グラフでまとめてありますので、こちらの方がわかりやすいかと思えます。一番上が現年度分の収納率です。一般、退職とも17年度は前年度に比べて上昇しております。それから、中ほどのグラフは滞納分の収納率ですが、退職、介護、滞繰と、退職滞繰は16年度に比べ落ちていますが、ともに元数字が小さいものですが、1人が納めるかどうかの動向で率が極端に飛ぶ場合がありますので、ほぼ横ばいかと考えております。それと、一番下のグ

ラフでは、現年分収納率と保険税調定額の推移となっております。15年度から収納率は上昇しております。

それでは、決算書の方に戻っていただきまして、先ほどの233ページ、234ページです。一番下の方に3款国庫支出金、1項国庫負担金があります。

次の235、236ページをお願いいたします。左側の235ページの目の欄ですが、1目療養給付費等負担金で、内容については右端の備考欄のとおりです。一般被保険者に係る医療給付費、それから老人保健への拠出金、それから介護保険の納付金等に係る国庫負担金となっております。

次が、2目の高額医療費共同事業負担金です。これは、医療費が70万円を超えるものについて交付される国庫負担金です。ページの最下段に県補助金がございますが、同額の金額が記載されております。

次に、2項の国庫補助金、1目財政調整交付金です。右側の備考の欄を見ていただきますと、普通調整交付金、これは市町村間の財政力の不均衡を調整する交付金です。それから、その下の特別調整交付金は、特別の事情のある場合の不均衡を調整する交付金となっております。

次に、4款1項1目療養給付費交付金です。右端の備考欄を見ていただきますと、退職者医療に係る交付金となっております。

次に、5款県支出金です。1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金については、先ほど国庫負担金のところでご説明しておりますので、省略させていただきます。

2項の県補助金ですが、次の237、238ページをお開きください。1目の財政健全化補助金です。群馬県、町では福祉医療費を支給しておりますが、国は福祉医療費は医療費を助長するという考え方から、その分を国庫負担金から削減しております。それに対して、県が補助金を出しているという構造になっております。

次に、2目財政調整交付金です。国の三位一体改革により、市町村国保財政の安定化に係る県の役割として、平成17年度より交付されるようになったものです。右端の備考欄を見ていただきますと、初めが安定化交付金、市町村における国保財政の安定化を図るための交付金です。次が支援交付金で、市町村の実情に応じた国保財政安定化の取り組みを促進し、特殊事情に応じた支援をする交付金となっております。

次が6款1項1目共同事業交付金です。右端の備考欄を見ていただきますと、高額医療費共同事業交付金で、医療費が70万円を超える部分について国保連合会から交付されるものです。また、歳出の方でも拠出金がございますので、そちらの方でご説明したいと思います。

次に、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金です。右端の備考欄を見ていただきますと、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、軽減世帯に係る分です。次が、保険基盤安定繰入金、保険者支援分、次が職員給与費等繰入金です。

次の239、240ページをお開きください。右端の備考欄4行目あたりに出産育児一時金繰入金があり

ます。支出の方の3分の2が繰入れとなっております。次が、財政安定化支援事業繰入金で、低所得者、高齢者の割合など、国保財政が受ける影響に応じて繰入れとなっております。次が、その他一般会計繰入金となっております。

次に、9款繰越金、1項2目その他繰越金です。右端の備考欄を見ていただきますと、その他繰越金6,655万4,004円で、前年度、16年度の繰越金となっております。

次に、10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料となっております。内容についてはごらんとおりです。

次の241、242ページをお開きください。ページの最下段に歳入合計がございますが、右側のページで、最初が調定額、2番目が収入済額で10億3,662万6,260円となっております。これは、前年度対比97.8%となっております。

次に、歳出に移ります。次の243、244ページをお開きください。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。右端の備考を見ていただきますと、職員人件費2名分、それから一般経費では電算委託料が主なもので、その下の方にいていただきまして、レセプト点検事業では臨時職員1名分となっております。そのページの下の方で2項徴税費があります。

それから、次の245、246ページにかけて備考欄を見ますと、電算委託料が主な支出となっております。そのページの下の方で、2款保険給付費、1項療養諸費、1目被保険者療養給付費です。右側のページの保険給付費の合計を見ていただきますと、支出済額で7億1,201万3,968円となっております。前年度対比106.4%と増加しております。15年度、16年度と増加傾向が続いているところです。

次の247、248ページをお開きください。右端備考欄を見ていただきますと、一般被保険者療養給付費、下にいきまして退職被保険者等療養給付費です。次が、一般被保険者療養費で、療養費は柔道整骨師やコルセット代等の支出です。次が退職被保険者等療養費、その次が審査支払手数料で、連合会への委託料となっております。

次に、2項、下の方ですが、高額療養費です。右側のページの支出済額を見ていただきますと6,775万9,442円で、前年度対比101.5%と増加しております。

次の249、250ページをお願いします。右端備考欄中段に出産育児一時金があります。33件分となっております。その下が葬祭費で94件分となっております。

次に、3款老人保健拠出金です。右側の支出済額を見ていただきますと、1億5,923万1,396円、前年度対比76.1%と減少しております。平成14年度の改正で70歳だった老人保健の対象者が毎年1歳ずつ引き上げられ、対象者が減少しているところです。

次の251、252ページをお開きください。1項1目介護納付金です。前年度対比109.2%台、やはり増加傾向が続いております。

次に、5款共同事業拠出金です。この支出済額を見ていただきますと、2,191万3,269円で、前年度対比110%と増加しております。

次は、下の方で6款保健事業費です。右側の備考欄を見ていただきますと、次の253、254ページにかけて医療費通知の電算委託料、人間ドック受診補助金が主な支出となっております。

次は、7款基金積立金です。前年度16年度の繰越金から2,000万円基金に積み立てています。

次の255、256ページをお開きください。最下段に歳出合計があります。右側のページの中ほどに支出済額がありまして、10億908万645円、前年度対比で101.5%と増加しております。

それでは、次の257、258ページをお願いします。実質収支に関する調書です。上から歳入総額10億3,662万6,000円、歳出総額10億908万円、歳入歳出差引額2,754万6,000円、実質収支額も同額となっております。

それから、下の方で財産に関する調書となっております。右端の決算年度末現在高で2,995万9,984円基金があります。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の詳細説明とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算書、決算について詳細説明させていただきます。決算書の263、264ページをお願いいたします。歳入の方ですが、歳出のほとんどが医療費ということで、それに対する国、県、町、支払基金の交付から歳入がなっております。1款1項支払基金交付金、市町村国保、社会保険等が支払基金に拠出金を出し合って、そこから老人医療費に応じて交付金が交付されます。

それから、2款国庫支出金、それから3款が県支出金、4款が繰入金となっております。老人医療費の負担割合ですが、14年に制度改正がありまして、14年9月までは支払基金分が7割、それから国が2割、県、市町村が0.5ずつであったわけですが、19年10月にかけて支払基金と公費が5対5というような構造に移動しているところです。17年度では、支払基金が100分の54、ちょっと細かいのですが、国が600分の184というような数字になっております。残りを県、市町村が600分の46ずつ負担しております。

次の、ちょっとページ飛んでいただきまして、今度歳出の方です。267ページ、268ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。右側の備考欄を見ていただきますと、一般経費で電算業務委託料が主なものとなっております。

それから、次は2款医療諸費です。右側の備考欄を見ていただきますと、医療給付費8億5,272万5,153円、それから2番目が医療費支給費、これは先ほど国保の方でありましたが、柔道整体師、コルセット代等です。それから、3番目が審査支払手数料となっております。

それから、次の269、270ページです。4款の諸支出金で、右端の備考欄を見ていただきますと、国県支出金の精算返還金が出ております。

一番下の段で歳出合計、支出済額で8億7,009万8,321円となっております。

次の271、272ページをお願いします。実質収支に関する調書です。上から歳入総額8億8,966万円、

歳出総額 8 億7,009万8,000円、歳入歳出差引額1,956万2,000円、実質収支額も同額となっております。

全員協議会の方でもご説明いたしました。今老人保健の方は後期高齢者医療広域連合ということで、新たなまた制度が始まりつつありまして、平成20年4月から今の老人保健から後期高齢者医療に移ることになっております。また、仕組みの方が変わっていくこととなりますが、逐次ご報告いたしたいと思っております。

以上で、老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

[福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○福祉課長（吉永 勉君） 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、詳細説明を申し上げます。

事業の実施状況につきましては、お手元の決算資料後ろから10枚目をご覧くださいと思います。年度末におきます65歳以上の1号被保険者数は2,360人で、総人口の19.6%となっております。前年度と比較いたしますと41名ほど増加をいたしました。また、認定申請件数は、新規及び更新等合わせまして356件、うち要介護、要支援認定者が314人となっております。前年度より6人増加をいたしました。また、サービス受給者につきましては、居宅介護、居宅支援サービス受給者が186人、施設介護サービス受給者が77人となり、いずれの受給者も前年度より増加をし、特に施設サービス受給者が10人ほど増加をいたしました。10人の内訳につきましては、特老5人、老健2人、介護療養型が3人となっております。

では、決算書の277ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、1款1項の保険料ですが、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして7,289万1,600円となりました。不納欠損額が12万700円ほど出ておりますが、滞納繰越分の保険料でありまして、生活困窮者2名、行方不明者2名分を欠損処理したものであります。

次に、2款の国庫支出金、1項の国庫負担金ですが、介護給付費の20%が交付されるものでございまして、給付実績を待たずに交付されたことから、128万1,030円超過交付され1億636万4,000円となりました。従いまして、この超過分につきましては、翌年度精算することになっておりますことから、補正予算（第1号）において昨日ご承認をいただいたものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目の調整交付金ですが、これは財政力の格差を調整するために交付されるものでありまして、標準介護給付費の5%が基準となっておりますが、75歳以上の後期高齢者の加入割合によりまして調整され、今年度は6.68%交付され3,592万8,000円となりました。

3目の介護保険事業費補助金ですが、介護保険法の一部改正に伴いましてシステム改修が生じ、このための補助金として115万2,000円交付をされました。

次に、3款1項の支払基金交付金ですが、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の介護納付金で、保険給付費の33%が交付されますが、国庫負担金同様、給付実績に対しまして566万3,247円超過交付され1億7,379万6,000円となりました。従いまして、これにつきましても翌年度返還となっておりますことから、補正予算（第1号）で昨日ご承認をいただいたものであります。

次のページをご覧ください。4款1項の県負担金ですが、保険給付費の12.5%が交付されまして6,567万6,856円でございます。

次に、6款1項の一般会計繰入金ですが、介護給付費及び要介護認定事務経費の町負担分並びに職員2名分の人件費、事務費でございまして、合わせて1億379万4,856円となりました。

2項の基金繰入金ですが、第2期の最終年度となりまして、給付費の財源に不足が生じたので、介護給付費準備基金積立金を1,514万7,000円取り崩しをいたしました。

次のページをご覧ください。7款1項の繰越金ですが、1,458万9,894円で前年度繰越金であります。

8款3項の雑入ですが、生活保護者2名分の介護認定経費分といたしまして県より2万1,000円受け入れをいたしました。

以上、合わせますと歳入合計が5億8,936万1,206円となりました。

次に、歳出につきまして申し上げます。次のページをご覧ください。1款1項総務管理費ですが、2,946万4,556円で、主な支出は職員2名分の人件費及び電算業務委託料、システム改修委託料並びに第3期介護保険事業計画書の策定委託料であります。

2項の徴収費ですが、主な支出は徴収事務に係る電算業務委託料及び保険料決定通知書等の郵送料であります。

次のページをご覧ください。3項の認定調査等費ですが、557万2,570円で、主な支出は、認定に必要な主治医意見書及び調査書の作成業務委託料並びに館林外五町介護認定審査会共同設置負担金等でありまして、新規申請が77件、更新、区分変更、転入申請、合わせまして279件でありました。また、認定者数につきましては、要支援39、要介護1以上が275人で、昨年度と比較いたしますと6人増加をいたしました。

4項運営協議会費ですが、2回開催をいたしまして、延べ14名の委員さんの報酬並びに介護保険法の改正によりまして新たに地域密着型サービスが創設されましたので、第3期の事業計画作成に当たり地域密着型サービス運営委員会を1回開催し、委員9人分の報酬を支出いたしました。

5項趣旨普及費ですが、介護保険法の改正がございましたので、毎戸配布用のパンフレットを作成した経費であります。

次に、保険給付費ですが、5億2,541万4,854円でありまして、前年度と比較いたしますと9.5%増加をいたしました。

次のページをご覧ください。1項介護サービス等諸費ですが、5億340万185円となりました。これは認定審査におきまして要介護1以上の判定を受けた方々が利用したサービスに要した経費の給付でありまして、ホームヘルプサービス等の居宅介護サービス受給者が延べ3,604件、施設介護サービス受給者が延べ957人、福祉用具購入が19件、住宅改修8件、サービス計画書作成が延べ1,982件でありました。

次のページをご覧ください。2項の支援サービス等諸費ですが、1,204万3,218円となりました。これは、介護認定で要支援と判定された方々が利用したサービスに要した費用の給付でありまして、ホームヘルプサービス等の居宅支援サービス受給者が延べ300件、福祉用具購入3件、住宅改修2件、サービス計画書作成が延べ289件でありました。

次のページをご覧ください。3項その他諸費ですが、これは、保険給付に係るレセプトの審査手数料でありまして、延べ6,823件分であります。

次に、4項高額介護サービス等費ですが、利用者負担が非課税世帯で2万4,600円、課税世帯で3万7,200円を超えた場合に給付するもので、延べ503件分であります。

次に、5項特定入所者介護サービス等費ですが、改正介護保険法の施行に伴いまして平成17年10月より居住費と食費が原則自己負担となりましたが、低所得者の方には負担限度額が設けられまして、基準費用額との差額を介護保険から給付することになりました。これに該当した方が219名おりますが、このための支出でございます。

次のページをご覧ください。3款基金拠出金ですが、記載の金額を群馬県介護保険財政安定化基金へ繰り出しをいたしました。

4款基金積立金ですが、保険給付等の補てん財源といたしまして記載の金額を準備基金に積み立てをいたしましたものでございます。

5款諸支出金、1目の還付加算金ですが、1号被保険者の特別徴収分に過誤納がございましたので、10件分、5万5,300円還付をいたしました。

次の2目の償還金ですが、16年度分の介護給付費負担金が超過交付されておりましたので、国及び支払基金へ精算返還した額であります。

次のページをご覧ください。5款2項の繰出金ですが、一般会計繰出金の事務費分を82万2,016円戻し入れをいたしました。

以上、歳出合計5億7,320万6,905円でありまして、次のページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でありまして、歳入総額5億8,936万1,000円、歳出総額5億7,320万7,000円、歳入歳出差引額1,615万4,000円、実質収支額は同額となっております。財産に関する調書でございますが、前年度末の基金の残高が3,206万1,000円ございました。年度末中の増減高でございますが、1,514万7,000円取り崩しをいたしまして600万円積み立てをいたしましたことから、決算年度中の増減高はマイナスの914万7,000円となっております。決算年度末残高は2,291万4,000円でご

ざいます。

以上、簡単でございますが、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 次に、平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算、並びに平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について、水道課長、君島悦男君の説明を求めます。

水道課長、君島悦男君。

[水道課長（君島悦男君）登壇]

○水道課長（君島悦男君） それでは、水道課所管の決算についてご説明申し上げます。

最初に、下水道事業特別会計から説明申し上げたいと思います。決算書の303ページ、304ページをお開き願いたいと思います。第1款の分担金及び負担金690万円の収入済額、2項の負担金で同額の収入81件分でございます。これにつきましては、都市計画法の規定に基づきまして公共下水道事業費用に充てるための受益者の負担金ということでございます。

第2款の使用料及び手数料1,162万8,529円の収入済額、1項の使用料1,157万3,029円、2項の手数料5万5,500円の収入済額で、これにつきましては指定工事店証交付手数料並びに排水設備工事検査手数料27件分の収入でございます。

第3款の国庫支出金2,750万円ちょうどの収入済額で、これにつきましては対象事業費の2分の1相当額の国庫補助金の交付額でございます。

第4款の県支出金20万円の収入済額で、これにつきましては県の補助金の交付額でございます。

めくっていただきまして、第5款の繰入金1億2,607万1,000円の収入済額。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

第6款の繰越金1,472万2,086円、これにつきましては前年度の決算に基づきます繰越金でございます。

第8款の町債4,250万円の収入済額、下水道事業債で借り入れたものでございます。

以上、歳入合計が2億2,955万2,115円でございます。

めくっていただきまして、歳出関係でございます。第1款の総務費2,448万4,563円の支出済額でございます。内容につきましては、下水道係職員3人分の人件費が主な支出でございます。

めくっていただきまして、第2款の事業費、1項の公共下水道費、1目の管渠整備費8,829万6,965円の支出済額でございます。内容につきましては、管渠整備事業費が主なものでございます。

2目の管渠管理費355万9,500円の支出済額。内容につきましては、巡視点検費用、下水道台帳整備費等が主なものでございます。

2項の流域下水道費、1目の負担金2,447万6,000円の支出済額で、内容につきましては西邑楽処理区水質浄化センターの建設に係る負担金並びに維持管理の負担金の支出でございます。

めくっていただきまして、3款の公債費7,886万4,338円の支出済額でございます。内容につきましては、長期債の元金及び利子の償還でございます。

以上、歳出合計が2億1,968万1,366円、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は987万749円でございます。この金額が翌年度へ繰り越しをするものでございます。

続きまして、水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

330ページ、331ページをご覧いただきたいと思っております。収益費用明細書に基づいて説明をしたいと思います。第1款の事業収益ですが、総額で2億5,112万8,758円。1項の営業収益2億5,112万8,517円、1目の給水収益2億4,115万8,140円でございます。なお、事業収益に対しまして前年対比で108%の伸びでございますけれども、これにつきましては昨年度水道使用料の値上げをさせていただきました部分がほとんど増額の要因となっております。

3目のその他の営業収益997万377円の収入額でございます。これにつきましては新規加入者に係る収益及び消防署によります消火栓の維持管理費負担金が主なものでございます。

次に、事業運営に係る費用関係でございますけれども、総額で2億5,271万3,667円でございます。1項の営業費用2億2,097万5,257円の支出でございます。内容につきましては、水道施設すべてにわたる維持管理並びに運営等の費用に充てておる支出でございます。

1目の原水及び給配水費8,804万2,070円の支出でございます。内容につきましては、浄水場施設の維持管理並びに修繕及び漏水等の関係の整備及び県から受水をしております東部地域水道からの受水費が主な支出でございます。

続いて、3目の総係費4,767万8,901円の支出でございます。内容につきましては、上水道係4名分の職員の人件費並びに水道システムの保守委託料等が主な支出でございます。

めくっていただきまして、4目の減価償却費8,476万5,891円でございます。これにつきましては、浄水場施設の建物あるいは構築物等有形固定資産の償却費でございます。

2項の営業外費用3,173万8,410円でございます。この支出につきましては、企業債の借りに伴います利子の償還でございます。

以上、事業費用の総額が2億5,271万3,667円でございます。従いまして、事業収益の総額から事業費用の総額を差し引きますと、158万4,909円の純損失が発生してしまいました。

戻っていただきまして、318ページ、319ページをご覧いただきたいと思っております。決算報告書の資本的収入及び支出についての説明でございますけれども、初めに、資本的収入につきましては、決算額が1,925万7,500円。

第1項の企業債1,700万円及び第2項の工事負担金225万7,500円の決算額になりました。なお、工事費負担金につきましては、公共下水道事業に伴う上水道の配水管の布設がえに伴う経費並びに消火栓の設置に係る負担金でございます。

続いて、資本的支出でございますが、決算額が8,108万9,150円。

第1項の建設改良費の2,407万5,650円の決算額でございます。内容につきましては、老朽管等配水管の布設がえの工事、消火栓設置工事に係る工事費並びに工事に伴う詳細設計の業務委託料等が主な

支出でございます。

第2項の企業債償還金5,701万3,500円の決算額でございます。

資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、本年度分の消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補てんを行い、収支の均衡を図ったものでございます。

なお、損益計算書等の財務調書につきまして添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

簡単でございますけれども、下水道事業特別会計並びに水道事業会計の決算説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 以上で各特別会計歳入歳出決算についての各課長の説明をすべて終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします

なお、11日月曜日は総務文教常任委員会、12日火曜日は福祉環境常任委員会、13日水曜日は経済建設常任委員会を、それぞれ全員協議会室で午前9時より開催いたしますので、よろしくお願いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前 9時52分）

## 平成18年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年9月15日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 認定第 1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

日程第 2 一般質問

（その2）

- 日程第 3 議員派遣の件  
日程第 4 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
助 役	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税務課長補佐兼 固定資産税係長	坂 本 道 夫 君
住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林 節 君
都市整備課長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○認定第1号の質疑、討論、採決

○議長(小沢惣一君) 日程第1に上げられています認定第1号から認定第6号までの案件について1件ずつ処理いたします。

まず、認定第1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番(川島悦男君)登壇]

○15番(川島悦男君) 平成17年度一般会計歳入歳出決算につきまして、幾つか質問をさせていただきます。

今回初めて私総務委員会ということになりましたので、総務関係のことについては討論の方に回しまして、質問ではいわゆるほかの課関係についての質問をさせていただきます。

まず第1は、粗大ごみの問題でございます。これにつきましては、前回の一般質問で、結論的にはいわゆる自己搬入がやられているから、粗大ごみの収集今までどおりというか、今までどおりになるかどうかというのはわかりませんが、少なくとも17年については、いわゆる拠点回収ということで、プラザまで東部の人は持ってこなければならぬ。事実上そこまで持っていくのであれば、確かに清掃センターまで持っていけるということになりますので、事実上粗大ごみの収集、運搬というものがなしにされているという問題があると思うのでありますが、これについて、あくまでもそのような立場を続けようというのかどうか。いわゆる法の趣旨というものをどう理解しているのか、お聞かせを願いたいと思います。

続きまして、順序はどこになるかわかりませんが、公営住宅のあきが11戸ということですが、これについても前にも質問をいたしました。この11戸のあきというのはどういうことを意味しているのか。聞くところによりますと、いわゆる区画整理によってそこを取り壊す予定なのかどうかというようなこともありますけれども、少なくともこれを9戸から、ずっと9戸ぐらいあけてあって、9戸のあきを、その区画整理で出なければならぬ人が一時的に借りたいというときに、いわゆる政策的な空き戸数だというようなことで強弁をしていたわけですが、今回もまた11戸、17年間使わなかったのかどうか。この内訳をお聞かせを願いたい。そして、いわゆるこれもまた政策的空き家なのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、次は関連質問といたしまして、住宅団地の実績につきましてであります。現在下で聞きましたところ、西邑楽土地開発公社分については18戸が売れているということで、25%程度ということであります。問題は、平成17年の予算のときには全体として100戸ぐらいというようなことでありまして、その見通しで言っていたわけでありまして、しかし、17年終わって18年になって18戸というのは、町当局の見通しが非常に暗いということが明らかなのではないかと思っておりますが、その辺についての、いわゆる町長、町当局の考え方をお聞かせを願いたい。

逆に言いますならば、これがもう既に財政破綻を来す原因になる。また、これによって破綻を来すというふうにはならないと思っておりますけれども、原因になる可能性があるわけでありまして、この辺どのように考えているのか。あくまでも西邑楽土地開発公社の仕事だから、町は関係ないのだと、かのように言うのかどうか、お聞かせを願いたい。

それから、農業問題につきまして、農業を守るという立場で、千代田町の米を守る、あるいは野菜を守ると、こういった地産地消の考え方を給食センターでは動き出したということで聞いておりますけれども、いわゆる農業者の立場で、あるいは消費者の立場で、この地産地消というものを考えるのは、やはり何だかんだ言っても経済課といたしますか、ここになるのではないかと。農業者の立場、消費者の立場に立った地産地消政策、この考えが、この平成17年度どのように変わってきたかお聞かせを願いたい。

私が聞くところによりますと、議員の皆さんの中で農業をやっている皆さんでも、もう既にこの農業政策のひどさに悲鳴を上げていると、これが現実ではないかというふうに考えております。そうした中で千代田町が、この農業政策をどのように今後進めていくのか。少なくともこの地産地消ぐらいはできるわけです。要は、国の政策だから仕方がない、こういうことではなくて、この国の政策の中でも、やはり住民の千代田町の農家の皆さんの声を町政あるいは国に届ける、これが地方自治体の仕事ではないか。そういった中で、実際にその予算を使う場合に地産地消の考え方を取り入れて、そしてその実践をすると同時に、その声を国に届けていくというのが地方自治体の仕事だというふうに考えますので、重要な問題として町長にお伺いをしたい。

それから、これも関連質問であります。いわゆる農振除外問題につきまして、多少なりともかかわっていると、平成17年度はかかわっておりますので質問をさせていただきますが、7,329平米の特養建設予定計画であったものが、1万3,675平米に変わった。この問題、どうして変わったのか明確にご答弁を願いたい。この辺が、この今問題になっている特養問題、あるいは補助金問題の解決を図る糸口にもなるかと考えておりますので、明確なご答弁を願いたいと思っております。

最後になりましたが、都市計画道路の問題についてお伺いをいたします。あの都市計画道路、昨年17年度ですか、行われましたが、この問題につきましては、平成18年度でもその予算をとっていると。こういう中で、今皆さんご存じのことと思っておりますが、あの都市計画道路が、今稲が生えているのです。まだ町の、いわゆる個人の土地ではなくなったというふうに思っておりますけれども、その中で稲が生えて

いて、そこに両サイドに皆さん、私はこれは目撃したのですけれども、エコム社のコンクリートが入っている。そして、この下請に野村造園土木が入っていると。これは、私と大谷議員で確認をしたことでもあります。最も問題なのは、なぜあそこが都市計画道路として最初に選定されなければならなかったかということなのです。平成17年度、私聞るところによりますと、あそこでなくてほかに、もっと住民の皆さんが望んでいる都市計画道路を整備せよというものがあったというふうに聞いております。この優先度をどう見るかが、地方自治体、町あるいは役場、町長、町当局、職員の皆さんの判断にあるわけです。その判断が、町長が責任で最終的にその判断をするということでもありますから、町長がどう判断をするのか、町当局、課長がどう判断するのか、現場がどう判断したのか、ここが問題なのです。

要は、いろんな点で何が優先をしているのかということで、町当局はあそこがほかよりも優先をしていたという提案をしてきたわけですね。それに対して、議員もそれに対してあそこが優先でいいでございますよというふうに言ったかどうかというのが問題なのです。残念ながら、そういうことになっていない。少なくとも、私はそういう問題について、聞かなかったのが悪いのだといえばそれまでですけれども、そういうことがわからないまま進められて、今のような状態になって稲が生えている。それで農地はつぶされる。こういう状況で千代田町の都市計画が進められる。これでは、残念ながら住民の皆さんのための地方自治体というふうには言えないというふうに考えますので、明確なご答弁、どのような立場であそこを優先としたのか、お聞かせを願いたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 川島議員さんのご質問にお答えいたします。

前回のご質問のときにもお答えしましたが、ご存じのように西邑楽3町で、大泉町ほか2町環境衛生施設組合を構成しております。3町協力調整しながら、ごみ処理を行っているところです。拠点回収については、6年ほど前から千代田町だけ特別に依頼して実施してきましたが、他の2町との公平性から、組合においても難色を示してきております。平成17年度は、ようやく保健センター1カ所の拠点回収がやっと実施できたところですので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、川島議員の質問にお答えをしたいと思います。

3点ほどあったかと思いますが、まず町営住宅の関係でございます。11戸の政策空き家があるやないかと、こういうことですが、これは舞木の駒形の町営住宅の関係でございます、確かに老朽化等進みまして、それと区画整理の関係もございまして、政策空き家という形となっております。

それと、住宅団地の関係でございますが、いわゆる公社エリアの萱野分ということでございますが、現在は22区画分、これは住宅の方ですが、分譲区画済み16、申し込み区画が4、仮予約区画が2ということでございまして、合計しますと22区画でございます。総区画数にしますと61区画でございます。

ので、現在の販売状況と申しますか、予約まで含めてですが、36.7%、こういう形になっております。その中で今後、今もそうですが、ますます努力していくと、そんなような考え方でおりますので、よろしくご理解のほどお願いをしたいと思います。

それと、都市計画道路の関係で、選定理由ということでございましたが、町といたしましては、総合計画にも載っておりますし、そういう計画に基づいて進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 川島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、農業を守る観点からということで、地産地消に関してでございますけれども、17年度につきましては学校給食の方から取り入れをさせていただいている状況でございます。その他のことにつきまして、まだこれから検討させていただきまして、更にまたいいものがあれば取り入れていきたいというふうに考えております。

それから、国の政策という問題もございます。特に今回麦に関しましては、品目横断的経営安定対策ということで、補助と申しますか、交付の対象が認定農業者、それから集落営農組織、そういったものに限って交付金の対象とするということに政策も変わってなっております。町といたしましては、そちら補助が受けられるような体制づくりのための説明会等を農協と一緒になしまして、行っていた状況でございます。

それから、もう一点でございますが、農振除外の関係です。除外につきましては、7,329平方メートルということでございましたけれども、面積に関しましては計画申請側の変更でございまして、露天のリハビリ施設用地というものも加わった状況でございます。そういったわけで、農振除外に関しましては、面積の方計画が変わりまして変更になったものでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 粗大ごみの関係につきましては、3町でやっていて、千代田町だけがやっていて難色を示していると、こういうようなことなのですけれども、だれが難色を示して、いわゆる千代田町がやっとならぬと拠点回収にこぎつけたのかというところが問題なのですよ。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が千代田町だけに関与しているものではなくて、要はその、例えば西邑楽3町の清掃センターが難色を示している、あるいは大泉が難色を示している、邑楽町が難色を示しているということなのです。それがやっとならぬと拠点回収ができたという、そのところ。もし、今ちょっと不思議な顔をしているようですので、ちょっと私が質問しているのが違うようなことで質問しているかなと思いますが、そうしますと、要は難色を示していたのを努力をして拠点回収をやるようになったのだということなのだけれども、そうなりますと先ほど質問した、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律の、そのいわゆる収集、運搬、処理をしなければならない、計画的にしなければ

ればならない、これに反しているのではないかというふうに聞いているのです。今の答弁をそのまま受けますとですよ。それをあくまでも続けるということになろうかと思いますが、それでいいのかどうか、お聞かせを願いたい。

それから、公営住宅のあき11戸、これは古くなっているから使わせないのか、それともこのまんま使わせないでおかないというか、いわゆるこのまんまでも使わせるのか。何のための11戸が、ずっと9戸から10、11戸ということですね。これは当局が出した資料ですから、間違いはないのですよ。ところが、何でこんなにあかせておくかということです。そこのところが、どういうふうに当局は考えているのかということなのです。そこを最初は、余りわからないように、争点をぼかすかのような答弁というのはちょっとしないでいただきたい。ちゃんと私が質問していることをわかっていて、逆に言うとかぼかしているのではないかなというふうにさえ、私は疑ってしまうようなことなのです。11戸がなぜあいていたのか。そして、それはどうして、入りたい人がいなくてなのか。入りたい人がいたけれども、政策的空き家としてあけてあるということなのかどうか。それによって公営住宅補助金が減っているのではないですか。その補助金がなぜ減ったのか。それだけで減ったのではないのだということなのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから住宅団地、要は私が先ほど質問したのは、2年前にこの予想でできた。あのときに五十何戸売れたから、この予想でいけば、もうあと1年すれば100戸になるでしょう。その計算でいけば、10年後には全部売り切れるでしょうと、こういうことだったのですよね。ですが、今平成18年になって、売れたのは18戸、申し込みあるいは仮予約、これで22ということですよ。ですから、そこのところが完売できるためには、どのような見通しを持っているのかということなのです。それが、2年前に2倍になるという予想からすると、はるかに落ち込んでいるのです。1年間で50戸売れた、2年間で50戸売れた、では4年で100戸売れるでしょうというふうになって、今もう4年目ですか。それで、まだ60、70ぐらいですよ。そうしますと、残念ながら当局があのとときに言った見通しが完全に甘かったところか、逆な方向に行っているのではないですかということを知っている。それをあくまでも認めないと言うのかどうか、お聞かせを願います。

それから、農業者の地産地消問題、これについては、要は何回も言いますが、日本の政策が、国の農業政策で千代田町の農業がすたれているということはどういうことなのだとということなのです。それに対して千代田町が、町長が農業をどう守っていかようとしているのか、これを毎年あらわさなければならぬ農業政策なのです。この間ずっとやられてきて、先ほど私が質問しましたように、悲鳴が上がっているでしょう、農家の人から。そういう中で、どうして千代田町がこれから検討しなければならぬという、そんなのんびりした答弁ができるのか、お聞かせを願いたい。

それから都市計画道路、これについて、要は優先度、総合計画によってやっていると言うけれども、その総合計画というのは全体をやる中で、その優先度というのはどこから、まあ当局もよく言っていますね。限りある財源だから、いわゆる一遍にやるわけにいかないから、住民の皆さんの要望、これ

を聞いて、それで優先度を決めると、こういうふうに言っていたのではないですか。そういう中で、なぜあそこが優先されたかお聞かせを願いたい、こういうことです。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 幾つか私の名前も出ておりますし、答弁させていただきたいと思います。

ごみの問題ですけれども、先ほどから質問を聞いておりますと、プラザまで持ってくるのだったら、あそこのセンターまで持っていったって変わらないというようなご指摘ですけれども、そうしていただければ一番いいのです。あそこへ集中するために、環境委員さんが大変な思いをして、もし持ってこられない人の場合は取りに行ったり、いろんな苦勞をして、それをまたセンターまで持っていつているので、これも3町ではどこでもやっていないけれども、千代田町は特にそういう町民の要望を聞いて進めておるわけでございまして、川島さんがセンター、プラザに持っていくのならあそこへ行っただって同じだよということであれば、またそのように方針を考えても構わないかなと、そのように思っております。

それと、都市計画道路、どうしてあそこが優先になったかということですが、全体を見ますとあの区画整理の中に、都市計画道路に続けた広い17メートル道路がございまして、あれは大泉との幹線道路に続いているわけです。一つでも早く、そういう幹線道路に続けていく道路を優先化したということで、全体を一遍に完成させるわけにもいきませんが、予算の関係で、とりあえず用地買収して、一応格好をつけたと。そういうことで順次、都市計画税も導入されましたけれども、都市計画区域外は対象になりませんので、一般財源からああいうところは使っていかなければなりませんから、予算の許す範囲内で順次進めていきたいと、かように思っております。

それから、町営住宅の駒形団地ですか、非常に古くて、もう改修しなければ入っていけない点が1点。それと、あそこは区画整理区域内でもう整備が進んでおりまして、また今年も始まりますけれども、順次土地を返していかなければならない。そういうような状況で全体的に考えて、あそこに入っている人が、例えば里東だとか瀬戸井の団地だとかあいている場合は、極力そちらの方へお願いをして、あかせて、あそこを返していこうと、土地を返していこうという考えもございまして。直すには、もう新しく建てかえるくらいの、ちょっと古い住宅になってしまいましたので、そういうことも視野に入れて検討しているということでございまして。

以上で私からの答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ご質問にお答えいたします。

町の政策ということでございますけれども、現在国の方の政策が大きく方向を変えている状況でございます。そういう状況でございますので、まず国からの支援、補助金、交付金、これを受けられるようにすることがまず第一と考えておりますので、そちらに向けた説明会、集落営農の設立、それか

ら認定農業者ですか、こちらへ農家の方を誘導するための説明会を、ずっと現在行っているところでございます。当初小麦から入ってまいりますけれども、徐々に野菜それから米の方までこちらの政策が入ってくるのが予測されますので、いち早くそれを受けられる体制づくりをすることが優先かというふうに考えまして、そういう方向で現在進んでいる状況でございます。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 住宅団地の関係でございますが、全部で66戸ございまして、申し込みまでまげて22戸ですから、3分の1ですか、が売れたということでございまして、4年間ではなくて、始めてですから3年目でございます、で3分の1を売れたということで、町の方では一生懸命努力をして、まずあそこを完売すべく、いろんな広報活動を続けておりますので、議会の皆さん方も非難ばかりではなくて、そういう宣伝もしていただきまして、一日も早く売れるように協力を願えればと、そんなふうに思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） どこが難色を示しているのかというふうになりますと、どっちかというところの答弁を聞くと、千代田町の役員さんですか、こうしたところで難色、拠点回収に対して。私が質問しているのは、拠点回収をやるなというふうに言っているのではないのですよ。拠点回収をやっても、そのほかにもちゃんと町の当局の仕事というのは収集、運搬、処理をしなければならないという法律に勘案して、そして住民が協力をしなければならないということについては私も承知です、十分。ですから、住民が協力をするという事は、千代田町の役員も町長も、住民課長だって協力しなければならないわけでしょう。その住民課長も町長も、いわゆる難色を示したというのかどうか。やっとならぬと、努力したのだからいいのだということだろうと思っておりますけれども、それではちょっと法律を無視しているのではないかと。責任を持って収集、運搬、処理をしなければならないというのを知っていて、わざわざそのように答えているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、公営住宅のあき問題、これについては余り質問しても、もう大体わかってきましたからなのですが、討論に回します。

住宅団地につきましても、同じやはり討論に回しますが、要は今千代田町が財政危機だというふうには、財政危機突破計画を発表して都市計画税を取ると、こういうような状況の中で、この住宅団地政策が都市計画法に基づいて、それでやられて、あの草ぼうぼうの住宅団地になっている。それで、先ほど言いました区画整理の問題も、これもその都市計画法によって行われているわけですね。両方とも、その都市計画法という法の名においてやられていながら、都市計画とはほど遠い方向に進んでいる。そういう中で、町長及び皆さんはそういったものを知らん顔するかのようなはぐらかし答弁をやっているというふうに判断をするものであります。

それから、農業問題について、やっとならぬ本音が出てきたかなということなのです。国が補助金を出す、

だからその補助金を取ることを優先をしてやるということ自体が、千代田町の農業をすたれさせているということを私は申し上げたい。なぜかと言いますと、国の政策に従わなければ補助金を出さない。これに対して、千代田町が住民、消費者あるいは農家の皆さんの立場に立ったときに、それはそういう必要はありますよ。国の補助金取れるようにすることは、これは十分しなければならない。だけれども、そのおかげで犠牲が出てきているのではないですかということなのです。それを進めることによって犠牲が出てきている。その結果が今の悲鳴になっているのです、農家の皆さんの。そこをどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、都市計画道路の優先問題、やはり総合計画であり、その区画整理でそこを優先したと言うけれども、要は区画整理の問題もそうなのですから、聞くところによりますと、あの都市計画道路を優先したというのは区画整理の土地をですか、これが売れるようにすると。そのあれで優先をしたというような話を聞いているわけですからけれども、そこが問題なのですよ。要はこれで、その願いはわかりますよ。売ればいい、それで。町長笑っていますけれども、それで売れるようになったのならいいですよ。では、売れるようになったのですか。そこのお聞かせを願いたい。

それで、何を優先をするかというのは、やはり同じ総合計画で都市計画、その区域でなければできないと言うけれども、都市計画道路はあそこだけなのですか、では。そこをお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

都市計画道路の優先道路をどうしてかというような、最後のやつだけよく耳に入っていますから、それからお答えいたします。都市計画道路というのは、皆さんご承知のとおり邑楽町からの幹線道路と大泉からの幹線道路、それに町の外周ですか、それが決定されております。まだ明和町との幹線道路は決まっておきませんので、これも早く決めた方がいいのではないかと申すけれども、決定してあるところはまだ手もつけていないので、新しいところというような県からの指導がございましたので、まず1カ所でも始めようということでスタートしたのが大泉からの幹線道路でございます。

町内幹線道路も、当然やらなければならないわけですが、まずその幹線道路を中心に進めて、そしてそれに向かって町内の幹線道路を取りつけていこうということでございますけれども、これ土地の買収から、あるいは家屋の移転という非常に高額な予算が必要でございますので、県の補助金、そういうものを見ながら進めていかなければならないと、そんなふうに思っております。従いまして、相当時間かかるのかなと、そんなふうに思っております。しかし、そういう位置づけはちゃんとして、将来のまちづくりの基盤だけはつくっておきたいと、そんなふうにも思っております。

ごみの問題は、千代田町としては最大限の努力をして、よそで3町で、当初は千代田町だけでやっていたのですけれども、それを3町で広域的にやろうと。その方がコスト的に非常に助かる、安くなるということで進めたのが西邑楽3町での広域センターです。そこでスタートして、町がやるべき、

法的でやるべきものを3町でやっただけで、それに対して、それだけでは満足度がいかないということで、何回か粗大ごみを収集しておりました。3町が、組合が一体となってそういう方法をすればいいのですけれども、よその呂楽町、大泉町はどのような町民の理解を得ているかわかりませんが、実施しておりません。しかし、千代田町は何とか組合をお願いして、粗大ごみをやりますよというような了解を得て進めておりますので、相当な努力をしておると、私はそういうふうに思っております。

農地問題は国の施策でございまして、千代田町が単独で農地を守っていくといっても、なかなかそれも問題が、農協もございまして、いろいろな問題があって、国の施策にのっとって、そして農協と連携して、今大規模営農集団ですか、そういうものを作成して農地を守っていくということ今進めておりますので、これが成功裏に終わるかは私もわかりませんが、一応国の政策でございまして、それにのっとって進めておるところでございまして。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 認定第1号について質問いたします。

指定寄附金について計上されているわけでございます。そこで、葬式のときに幼稚園、小中学校、福祉協議会と、何万円とか寄進先が書いてあります。また、広報紙等でもそれが掲載されているわけでございます。個人の意思どおり、寄進を受けた団体や施設に本当に届いているのかどうか。寄附者が、その意思が本当に伝わったかどうかということで、非常に疑問視されている人たちも多くいるわけでございます。そんなことで、内容について、取り扱いについて説明いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

ただいま指定寄附金につきましてのご質問がございました。財政担当ということで、使い道については備品等、学校とか保育園等で買っていることではございますが、結局その寄附金につきましては、いただくときに菩提供養というふうなことでいただいております。学校のため、あるいは幼稚園、保育園のお役に立ててくださいということでいただいておりますので、内容としましては計画的に購入する備品等の財源に充てさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 今お答えいただいたのですが、この指定寄附金ということございまして、極端に言えば西小学校、東小学校、そこに大変お世話になったということで、その施設に対して私は寄附しているのではなかろうかと、こういうふう思うわけでございます。それぞれ考え方はあるかと思いますが、個人の意思に関係なく、今何か一般財源ですか、これに入れているようなふうにも受けとめられるわけでございます。以前には、指定寄附でございまして、あいさつやお礼とか、そう

いった儀礼的なあれもあったようでございます。最近はそのようなものがなく、非常に寄附した人も本当に寄附しているのかどうかということ疑問視しているわけでございます。こうすることで、寄附者としてはその意思が伝わるような、別の扱い方とか、そういうことが取り扱いができないか、非常に寄附に対する心意気がまた変わってくるのではないかと思いますので、よその村とか町では別会計にして、年度内でこれとこれを寄附したという報告もしているところもあるように聞いております。その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるようなこともあろうかと思えます。しかし、各施設において必要な備品等につきましても、年度当初で予算を組んで予算配分をしておるわけでございます。例えば、Aさんという人が小学校に寄附をしたいと。それは、子供が通っているから、あるいは通っていたからとか、地元にあるからとか、いろいろな理由があろうかと思うのですが、例えば洗濯機を買うための資金に充ててくださいと、そういうようなことであれば、それなりの対応もあるのでしょうかけれども、とりあえずいただいているのは菩提供養のためということでもありますので、学校で買う必要なものの財源として寄附金を充てさせていただいていると。

それと、学校あるいは保育園等によって生徒数、園児数も違います。そうなりますと、例えば寄附金の集まる額も当然差が出てくるわけでございます。そうしますと、大きく集まったところはいろんな物が買えるけれども、少ないところは買えないというふうな不公平感も出てきてまいりますので、そこら辺十分に検討していきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 経費については予算計上しているということで、運営は必ずしもこれは成り立つものと私は思うわけでございます。寄附という行為に対しまして、これはまた別個な経営外の考えを持ってもいいのではないかと、こういうふうに思うわけで、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

当初予算で備品等の予算をとるわけでございます。これは当然一般財源で充てておるわけでございます。そして、年度途中で指定寄附がございまして、最終的に年度末に来まして、財源を寄附金と繰りかえているわけでございます。その部分でやはり寄附された方の気持ちというのは、各施設の方に伝わるのではないかとこのように考えております。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 一般会計について質問いたします。

202ページの総合体育館事業ということで、スポーツ教室事業21万6,000円、これの中心となるのは学生や青年となると思いますが、その辺の確認をお願いいたします。

それと関連しますが、182ページの生涯学習推進事業326万7,988円、このスポーツの割合がどれぐらいであるのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それから、64ページの広域公共路線バス事業、これについて稼働率を上げるということが課題だと思うのですが、限られた資源を有効利用することは大変大切なことだと思いますので、その辺の実態を明らかにしていただきたいと思います。

1回目終わります。

[「議長、休憩」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時49分）

---

再 開 （午前 9時52分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 大変失礼いたしました。

それではお答えいたしますが、スポーツ教室の事業ですけれども、水泳の教室を開催した経費となっております。その教室につきましては、小学校の水泳教室、短期小学校の水泳教室、そして幼児の水泳教室となっております。

それと、182ページの生涯学習推進事業でございますが、326万7,988円の支出内容ですけれども、これにつきましては184ページちょっとご覧になっていただきたいと思いますが、子育て支援ということで小中学校の保護者への子育て講演会と申しますか、その講師料、あるいは高齢者教室の講師料ですとか、それに係る消耗品、文化祭あるいはもろもろの補助団体に支給しているもの、あるいは各行政区17行政区ございますけれども、生涯学習をそれぞれ高齢者との触れ合いの関係で、各行政区に自発的な行事として実施してもらっているのですが、その助成金等でございます。また、子ども会に関します助成金あるいは青少年健全育成の事業等全般にわたります補助事業と申しますか、それに係る費用となっております。昨年度と比較しまして、内容は同じなのですが、1点だけ予算説明のときにも申し上げたのですが、子供の安全マップを作成した費用が新規として入っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

公共路線バスについてのご質問でございます。稼働率と申しますか、収支率のことだと思うのですが、これについてどう考えるかというふうなご質問であろうと思います。バスの料金につきまして、

バスの運賃収入ですか、これが上がることで、つまり収支率を上げることに繋がるといふふうに考えております。現在も館林から3路線バスが通っておりますが、館林線関係につきましては、乳児というのですか、1歳未満の方は無料、1歳から大学生まで、それと65歳から70歳まで、これが100円料金をいただいております。大学生を卒業しまして65歳までの方が200円、70歳を超えた方につきましては無料ということでありまして。

また、大泉と2町で運営しております太田・大泉・千代田線でございますけれども、こちらにつきましては、高校生以下が100円、大学生以上200円、60歳以上100円ということで、無料というのは親が乳児を抱いて乗った場合等、特例として無料というのがありますけれども、通常は有料であるという考え方でございます。

このような中で、ちょっと資料は古いのですが、平成16年度の実績で申し上げますと、館林・千代田線の年間の乗車人数が2万8,000人からおるのですが、このうち無料の方が9,000人を超えております。館林・明和・千代田線、2万4,000人のうち、約1万人が無料の方です。館林・邑楽・千代田線、1万5,000人のうち5,000人が無料の方、つまり70歳以上の方と、利用者ということでございます。3割あるいはそれを超える数の方が、無料で乗車されているというふうなことでございます。現在館林ほか4町広域路線バスの担当者会議、定期的に行っておるのでございますが、収支率をどうやって上げたいか、あるいは利用率をどうやって上げていったらいいか、こういったことも含めまして、現在十分に検討しておりますので、やがて対応策が出てくるかと思っております。そういうことで、ご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 総合体育館の利用ということで、水泳教室をやりましたということで、高齢者を対象としたそういった事業を、福祉にも関係するのですけれども、国民健康保険の方の削減も含めまして、タイアップしてこちら辺を考えていただければなと思っております。

それから、答えをいただけなかったのですが、その生涯学習の推進事業でスポーツの割合、それを聞いたかったわけなので、もう一度お願いいたします。

それから、公共広域路線バス、稼働率を上げる、利用していただくということが大事だと思います。交通弱者がお客さんでありますから、収支をとるといふのはなかなか難しいことであると思っております。そういった中で、老人あるいは学生が一番のお客様だと思います。そういった中で、住民等の要望が出ておるのはご承知かと思っておりますけれども、なかなかできないというようなことでありますが、千代田だけで解決する問題ではないという答弁をいただいておりますけれども、やはりその辺はスピードアップしていただいて、どうにかならないものかということで、この辺は助役あるいは町長がリーダーシップをとって調整すべき問題ではないかと思っておりますので、その辺のお考えはどうかお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

生涯学習でもスポーツ関係と申しますと、184ページちょっとご覧になっていただきたいのですが、家庭教育学級の講師謝礼ということで4万2,000円支出してございます。内容といたしましては、東西幼稚園PTAのバトル教室の経費となっております。そしてまた、その中段なのですけれども、高齢者教室研修視察助成ということで、軽スポーツ、輪投げ大会なのですが、これを実施しております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 路線バスの関係ですけれども、おかげさまで千代田町、館林あるいは大泉と4路線を開通させていただいておりますが、一番問題なのは町単独でいい方向で路線が決まるわけではございませんので、そういう点ではいろいろと乗客の意見を聞いて、そして例えば館林・邑楽線においては館林、邑楽、千代田で協議して、一番いい方法を取り上げていただくよう最善の努力をしてみたいと、そんなふうに思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 今後とも高齢者を対象としたスポーツ関係を増やしていただけるようご期待申し上げます。

それから、公共路線バスのダイヤ改正等については、町長から善処するというお答えをいただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出予算の認定に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも平成13年第四次総合計画人口2万人構想、この計画そのものが無謀な無理な計画であったと思っております。その結果財政難に陥り、5年経過し、ローリングによる見直しを図り、今度は財政難、財政危機突破計画案なるものを策定し、財政難だから高負担か低サービス、あるいは両方併用させていく方法しかないような言い方である、増税計画に入っていったわけでありまして。今までの、あえて失政と申します、今までの失政に対する反省はまるでなく、国の財政破綻により、三位一体の改革により交付税が減額される等の言いわけをし、住民サービスをまるで忘れた計画は一体何であっ

たのか。

平成12年片山総務大臣のとき、地方分権推進一括法が施行され、どこの自治体でも地方の責任において自治運営をしていかなければならない、そういう時代を迎えたわけであります。日本全国の多くの自治体は、箱物行政を取りやめ、道路、橋等インフラ整備まで抑えていく傾向になりました。また、そういう状況になってまいりました。しかし、本町ではプラザの償還ももうすぐ終わるので、町長は議員の皆様の前で、これから公共事業を進める話をしました。このときほとんどの議員は手ばたきをして、応援ととれる姿を私は見て、啞然といたしました。このようなことで、千代田町の将来は本当に心配ないのか。町民の生活を守ることが行政の仕事であり、議員の仕事でもあるはずです。

東部住宅団地造成計画も、舞木の区画整理事業の進捗状況を見ないうちに着工するのは共倒れになると予想されるということで、私は大反対をいたしました。大きな財政が使われるために反対したわけであります。社会体育館建設も、事業計画もなく、いきなり設計計画が予算に上がり、賛成多数で可決されました。私の反対の意見は少数であり、届きませんでした。議員の皆様、東部住宅団地萱野エリア千代田町分は、平成18年9月現在で、川島議員が先ほどおっしゃったとおり、66区画中18区画しか売れておりません。4区画予定、売約というのですか、あるようでありますけれども、私は何度も申し上げておりますが、1期工事で1年間で70%以上売れないと完売できないという、こういう造成販売というのは定説があると言われております。3年目に入って25%から30%とは、これはほど遠い話であります。町長は、すぐにでも売れるような話を前おっしゃいましたけれども、まだ18ヘクタールは塩漬けのありさまです。

また、総合体育館も、平成17年度他町村でも公式な競技等にたくさん利用されております。1万9,501名です。平成11年のときに、町体育館の利用者は約2万1,000人です。本当にこの大きなお金をつぎ込んで、総合体育館をつくる必要があったのか。私はそのときに、老朽化した中学校の体育館を新しく作り変えた方がずっとよいのではないかという意見を申し上げました。町長の提案したこの二つの大きな事業に対し、私や川島議員の意見を取り入れておりましたらば、財政危機突破計画など策定することもなく、余裕を持って住民サービスや少子化対策、あるいは西幼稚園の新築、都市計画道路も順調に進んでいったかもしれません。しかしながら、賛成多数議員の多い中、この事業が遂行され、その結果財政運営が厳しくなり、国民健康保険、水道料等改正され、福祉や教育の補助金までカットされました。財政難を築いた責任は、町長にはないのでしょうか。一体これは、だれが責任をとるのでしょうか。現在は、アカウントビリティー、結果責任が問われる時代の責任、認識が私はなさ過ぎると思います。

くどくなりますけれども、もっと悪いことには、この公共事業をやればやるほど、町長が実質オーナーのエコムの会社に税金が流れるわけですね。こういったことは、なおさら私は行政に対して、町長に対して不信を持っていったわけであります。17年度は積立金を入れると、何と6億円近くもお金が浮いたのであります。基金を積み立てることがすべて悪いとは申しませんが、行政の皆様が知恵

を絞って作成した予算が、住民の幸せのために使用するのが筋だと思っております。このような財政難のツケを町民に押しつけ、住民サービスを考えない方法は本当によいことなのでしょうか。私は、こんなことではいけない。特に矢祭町へ行って、根本町長のやっていたことのいいところでも取り入れれば、こんな発想はないと思います。職員や町の物件費や特別職の減額などで浮いた税金は、公共料金を値上げしない、安く抑える方向に使用すれば、住民の皆様は本当に喜ぶと思います。安心して暮らせると感謝すると思います。住民サービスを低下させる17年度一般会計決算は、住民の幸せにならないと判断し、反対するものであります。議員諸兄の皆様、私の考えを理解し、賛同をよろしくお願いいたします。反対討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 認定第1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場から討論申し上げます。

平成17年度につきましては、議会初日の松澤監査委員からの監査報告で、審査に付された決算関係の書類はどれも正確で、かつ適正な予算執行であったということを確認するという内容の監査委員からの報告を受けました。それにつきまして、私も本決算につきまして、議会初日の町執行部の説明や常任委員会での審査を通じまして、財政危機突破計画を中心とした堅実な予算執行、適正な決算であるということが高く評価するものでございます。

特に自主財源の確保ということから、町税、町税務課の収納体制の充実を図り、滞納整理に当たりました結果、前年より収入未済額、つまり税務課の職員が町のために人一倍の努力をいたしました結果、この滞っておりました滞納分を多く、その前年度より集めることができました。よくやったと褒めてあげたいと、私は個人的には思っております。今後も気を緩めないで、徴収業務を推進していただきたいと思っております。

決算の事業内容といたしましては、ハード事業からソフト事業へと転換を行い、今まで実施していなかった東保育園でのゼロ歳児保育をスタートしたということも大変素晴らしいことだと思います。また、年度途中からではありますが、東保育園、幼稚園、小学校における不審者の侵入の対策といたしまして、緊急通報システムを設置しております。今後も、国、地方とも厳しい財政状況の中ではありますが、財政危機突破計画を根幹に据えて、健全財政を強く推進されることを要望いたしまして、決算に対する賛成討論といたします。議員諸兄の賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算につきまして、原案のとおり、あるいは適正だというふうには認定できないという反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず第1に、千代田町のこの平成17年度決算の特徴は、約6億円余りが事実上執行されていないと

いうことであります。5億9,828万8,527円、実にこれを事実上執行しない。積み立てと繰越金、これを平成16年度2億2,000万あった繰越金を、更にまた繰り越すと、18年へ繰り越す。事実上執行しなかったということで、これを執行率に入れないと、まさに86.23%が執行されないということでもあります。地方自治法第208条によりますと、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」ということで、またその次に、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」。これは本当に、何かちょっと聞いた分では当たり前なことなのですが、残念ながら千代田町はここのところをわかっていて、こういうふうに長い間かかって、先ほど言いました繰越金年々2億円ぐらいを繰り越して、更にまた繰り越していく。そして、積立金も当初予算で繰入金、例えば6億見ていたことなのです。そのうちほとんどそっくりまた戻すと、そういうようなこともやってきた、そのやり方が問題なのです。

要は、その辺については細かいことをここで言いますとちょっとあれなので、また申し上げますけれども、そういったふうに本来地方自治体が行うべきその仕事を、住民の皆さんのためにやるのだと口では言っているのです。だけれども、その裏で法律を逆用している、これがかなりのところで明白になってきたのが、この17年度決算であります。企画財政課長は、その年度の出納閉鎖が、17年の出納閉鎖については18年5月31日で出納閉鎖をするということは、その数字はほとんどつかんでいるはずなのです。それがつかめないのだと、非常に難しいのだというふうに堂々と本会議で言っているのですね。これは、それがつかめていたか、つかめていなかったかは、それは議員の皆さんの判断でありますけれども、しかし私はこの辺のところ、やはりごまかしの犬もどかというふうに思うのです。このところをもし本当につかめていなかったのなら、この前の本会議でも言いましたように、これはもう本当に怠慢か失格ですよ。意識してそういうことをあれして言っているのであれば、もう失格だというふうに申し上げたい。

そういうふうに財政運営が、住民の皆さんにとって、残念ながら皆さんにとっていい方向で使われているかという、そうではないという例が、先ほど質問しましたように、まず粗大ごみの問題です。これは、法律でもやはりちゃんと地方自治体はその責任を持って収集、運搬、処理しなければならないというのを、粗大ごみについては年に1回拠点回収をやって、拠点回収が住民の皆さんか町長か住民課長かわかりませんが、いわゆる難色示されてやっそこぎつけると、こういつて評価してほしいみたいなことを言っているわけです。これは、やはりそこもごまかしなのだというふうに私は認定せざるを得ないということでもあります。

それから、公営住宅のあき11戸、これについても、これによって財産を、今財政危機突破で財産を有効に活用しようというときに11戸も町営住宅をあかせておくというのは、これがしかも入る人がいなくてあいているならいいのですが、政策的なあきだと。わざわざ遊ばせておくと言っても過言ではないというふうに私は考えます。この辺が、別に政策的なあきだとは言っていないけれども、そういったことで財産を遊ばせておくと、こういう辺があるわけであります。

住宅団地の問題も、これまで述べてきましたからわかると思いますけれども、少なくともこの間3年しかまだたっていないと、これ17年は3年なのです。18年はもう4年目ですね。1年、2年で50戸近く売れたから、それで3年で100戸ぐらいなるでしょうと、こういうようなことを言って、最終的には10年で完売できますよと、できるでしょうと言っているのですね。それが、だんだん、だんだん、大谷議員が言いましたけれども、最初に売れてわあっと人気が出て、100%に近い問い合わせがあつて、それでどんどん売れ行きがとよくなるでしょうと予想はできるのですけれども、逆に最初の段階で10%か20%、10%いかない状況、1年間で。それを逆にとって、売れ行きよくなるといういい方だけを見ている。これ確かにいい方だけ見たって構いませんけれども、これはいい方だけ見てやるのが、住民の皆さんにとってそれが本当にいい方向になるのならいいのですけれども、残念ながらこれが、その財政運営の大もとを切り崩すもとになっていると言わざるを得ないということでもあります。

それから、経済問題につきまして、農業者のこの悲鳴をどう受けとめているか。確かに地方自治体だけで解決できる問題ではないのです。だけれども、皆さん、町だけでできないから、だから国のやり方、それをやらなければならないということで、住民の皆さんにそういう犠牲を押しつけてきた農業政策こそが、今の農業政策で農家の皆さんが悲鳴を上げているという状況です。そして、これが今後の日本の経済をますます衰退させるものというふうになる、これは皆さん重大な問題だというふうに考えていただきたいわけでありまして。この辺が、私もこの間ずっと30年間議員をやってきましたが、確かに私自身も農家ではないということ、非常に農業問題については弱いものがあつたわけです。しかしながら何とか、先ほどの柿沼議員ではないけれども、何をどうしろというかわからないけれども、何とかしろと言いたい、こういう気持ちがあつたわけでやってきたのですが、先ほどの経済課長の答弁のように、国からの補助金を受けることを優先をすることが農家にとって利益になるのだというふうに判断すること自体、それだけは構わないのですよ。だけれども、そういうふうにして、それでその裏側といいますか、反対側で犠牲を、農家の皆さん全体に犠牲を押しつける。補助金というのは、残念ながら一部の人しか利用できない部分があると、ここに問題があるのです。地方公共団体の仕事というのは、住民全体の奉仕者でなければならないという中で、一部の人の補助金のために大多数の農家の人を犠牲にするということが、まさにここで明らかになってきたのではないかと思います。

それから、細かい点はそれにしまして、評価点といたしましては、ゼロ歳児保育、これを実施をしたと細田議員言っていました。しかし皆さん、ゼロ歳児やるのは当たり前になっているのです。そのところが当たり前というふうに思うかどうか問題なのですけれども、なぜかといいますと、保育園をつくるときに、ゼロ歳児、1歳児、そういうものを見た、そういう建設がやられているのです。でも、いろいろ事情があつてできないからということやってこなかった。逆にさぼっていたのをやっと始まった程度です。これを大評価するということになると、ちょっと難しい問題があつて、私は大評価しないということではないけれども、一歩進んだことに評価しなければならないということですが、その討論としては申し上げておくものであります。

結論といたしまして、都市計画法の問題にしても何をやるにしても、町長の考え方が優先された町政なのだということ、ここが問題なのですね。これをいつまでも認めたら、本当に千代田町は破綻をしてしまう。この危険があるということを申し上げなければならないわけでありまして。住民の皆さん、聞いてください。今私がなぜ、先ほどの地方自治法の208条とか208条の2、これを言ったかということ、こういうことをやるのは、ちゃんとその法律でそういうふうに規定しているのは、住民の皆さんの幸せのためにはそういうふうにする方がいいのですよというふうにやっているのを、逆にそれを利用して、それでこの間財政が苦しくなってきたと。しかも、その財政苦しくなる、ここはちょっと問題なのですけれども、なぜ苦しくなったかということと、今苦しいのかという問題がちょっと違いがあるのです。そこのところで、平成17年度ではまだまだ6億円の余裕があったというふうにご検討いただきたいのです。これが余裕だというふうに見るか、それとも財政危機なのだというふうに見るかということですね。その町政が今後財政危機のために備えるため、住民の皆さんから税金を多く取る、あるいは補助金をカットする、これは本末転倒なのだということを理解していただきたいのです。

なぜかといいますと、そういうふうにご節約をして、思ったより使わなくて済んだ、思ったより入ってきたから貯金をします、こういうことはわかるのですけれども、それも前にも申し上げましたけれども、自治法上でいえば、ちゃんとあらゆる資料に基づいて当局は計算をして、その分を住民に公平に還元しなさいというふうになっているのです。それを町長の判断で、いわゆる都市計画道路のように、あそこがよかったのだと。私が聞いているところによりますと、都市計画道路ほかにもあるそうですね、まだ発表されていませんけれども。いろいろな点で皆さん知っている方もいるかもしれませんが、私は知らないのです。あそこが都市計画道路だというのは、今度初めてわかった程度なのですよ、予定道路。ほかにも、聞くところによりますとここですか、ここが都市計画道路に入っているようですね。それだって、これ反対があるかどうかわかりませんが、まだ手つかないという状況で、あそこだけつけたと。同じもしエコム社のコンクリートを入れるのであれば、こっちやっただけ入るのですね。皆さん、そう思いませんか。そういうところが町長の考え優先。これをまた執行当局、町長が全部責任を負っている。その町長の命によって、課長以下職員はやらざるを得ないというのがある。

その点が、そうでない部分かなというのがあるのが、今度またもう一つ、大重大問題を申し上げます。入札問題であります。地方自治法施行令第1条、契約について。「地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする」というのです。「1、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。2、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数で契約をするとき」というのです。それから、「3、一般競争入札に付することが不利と認められるとき」……

○議長（小沢惣一君） 川島議員、ちょっと決算についてだけを、関係……

○15番（川島悦男君） だから、決算についてはこれからやるのです。

○議長（小沢惣一君） 質疑もなかったから……

○15番（川島悦男君） 総務委員会の中でやっていないのですから。

○議長（小沢惣一君） 簡潔に。

○15番（川島悦男君） 一般競争入札の参加の資格、これについて、第167条の4、「普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない」、こういうふうに明確にその点、その制限列挙されている以外は競争入札に参加させることができるということです。それを、ではまたどこで規定しているかといいますと、第167条の5、「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」ということなのです。ということは、皆さんご存じのことと思いますが、町が業者に対して指名参加願いを出させるというのは、この第167条の5に基づいて、そういう入札参加申請書といいますか、そういうものなのです。ですから、指名をしてくださいよという申請をしているのではないのです。要は、一般競争入札であれ指名競争であれ、競争入札に参加をする資格があるかどうかというものを文書で出しているだけなのです。

問題は、それをだれが指名をするかということになれば、最終的には町長が指名をするということなのです。千代田町はこれを、この間の本会議で皆さんご存じのように、私が教育委員会関係のあれに対しまして、補修費に対しまして指名競争入札でやるつもりか、一般競争入札でやるつもりかというふうに聞いたら、入札審査委員会で検討しますと言うのですよ。本会議でこういうことを言っているのですよ、いいですか。それで、入札審査委員会というのは、ではだれがやるのかというと、助役を先頭にして各課長でやっているのだそうです。だけれども、それをその人たちが指名をする業者、これが、これしか参加できない、入札に。最終的に町長がその責任を負うわけなのです。ところが、町長は知らないのだみたいなことを言っているところに問題があるのです。そこが、結局非公式でありますけれども、課長との折衝で平成14年、総務委員会での継続調査も含めていろいろ聞きましたところ、その千代田町に、では参加願いを出しているのは、登録しているのは何件あるかと、これを出せと言ったら、議長を通さなければ出さないと言う。まあしようがないでしょうということで、今回はあれしたのですけれども、要は平成17年の指名参加願い、何社が千代田町に願いを出しているか、この数ぐらいはもうわかっているのですよ。わかっている公表しなければならない。この平成17年の決算を審議するに当たっては、既に2社がこの指名をこの間ずっとやられていない。聞くところによりますと、5年ぐらい一回も指名されたことないというのです。指名願い出しているのに、俗に言う指名願いを。2社が、もう完全に外されている。この裏には、町長選で協力をしなかったからと、こ

ういうようなうわさまであるわけですね。

これはまだ、それが本当なのかどうかわかりませんが、実際にそういうことが起こっているのです。笑い事ではないのですよ。まさにここが問題なのです、千代田町は。こういうふうに監査委員がにたにた笑って、富岡議員も笑っている。笑っては悪いとは言いませんよ。大問題なのです、これが。それを町当局が、私たちがそういう可能性がある。ほかにも、この2社のほかにも、指名願い出しながら一回も指名されていないところもあるのではないかと、年間。そういう疑問を疑わざるを得ないわけでしょう。そういう中で、わざわざ今度は平成18年から電子入札をするようになってわからないみたいなことを言うのですよね。だけれども、私が質問しているのは、17年のこの決算に関連していることで出してくれと言っているのに、議長を通さなければだめだと。まあわかりましたよ。では、その本会議までに出さないというのであれば、今後そういうことですべてその問題については、私の都合のいいように判断せざるを得ないということであります。

従いまして、何回も言いますけれども、法律というのは、その運用の仕方が住民の皆さんにとって利益になるように運用するか、不利益になるように運用するか、ここが重要なのです。先ほど細田議員が言いました。滞納処分を一生懸命やったと、これを評価しろと言うのです。皆さん、ここなのです。滞納処分というのは非常に難しい問題なのです、法律上。なぜかといいますと、その人が本当に払いたくても払えない問題であるか、それとも意識的に何か問題があって払わないでいるか、そういう問題なのです。それに対して地方公共団体は、同じ法律でみんなやっているわけですから、住民の方も当局も。その法律をどう解釈するかによっても、その判断が大きく違ってきてしまうのです。180度違ってきてしまう。払わないのが当たり前だ、払うのが当たり前だと、こういうふうになるわけです。それで裁判になるわけですね。ですから、要はその滞納処分を一生懸命やるのが、職員にとって本当に住民全体の奉仕者になるかということ、私はそうは思わないということなのです。そのこのところを、やっぱり法律の解釈の仕方が住民にとって有利に解釈をするのか不利に解釈をするのかによって、この認定できるかどうか、これもあるわけであります。

また、監査委員が適正だと言っていたから適正なのだというふうな形でありますけれども、監査委員が適正だと言っているのは計数的、数字の計算の誤りとか、そういうものは余りないということなのです。問題は、監査委員が適正だというふうにやっているから、それが適正であるというふうに判断できるかどうかというのは、議会の議員の皆さんの判断なのです。ですから、その適正さがどういところで適正でないかを、先ほど言いましたように法律に沿っているかどうか、法律に沿って処理されているかどうかというのです。その点で、私はそういうように先ほどちゃんと法令根拠まで出してありますので、皆さんの賢明なるご判断をお願いをいたしまして、反対討論といたします。終わります。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成17年度一般会計決算の認定について、賛成の立場から述べたいと思います。

安全、安心のまちづくり、あるいは福祉においては介護予防支援補助金等千代田町の課題に真っ正面から取り組み、また環境問題ではアスベスト調査など行い、しっかりとした町政をやっていると思います。また、国の目標であるプライマリーバランスを黒字化するという事で、千代田町も財政に動いて緊急改革プランを立ち上げ、執行しておると思います。公共事業のとらえ方については、マイナスの面ばかりではなく、当然プラスの面もあると思います。

千代田町においては、人口増政策が順調に進み、1万2,000人を超え、今後ますます増えるものと思います。しかしながら、少子化という苦しい立場もありますので、長い目で考えることも必要かと思えます。

また、総合体育館の位置づけですが、半分を補助金5億円をいただき、できたものであり、今後ますます充実していくことが千代田町の福祉の充実にとって大切であろうというふうに思います。

今後厚生病院の負担金、あるいは次世代育成支援の子育て支援等に多額のお金がかかる中で、今回積み立てができたことは喜ばしく、今後の町政の運営をしっかりとさせていただきたいと思えます。

以上で賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

ただいまから10時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時40分）

---

再 開 （午前10時55分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 認定第2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

---

### ○認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成17年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時57分）

---

再 開 （午前10時58分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 認定第4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成17年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定することに決定しました。

---

○認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定することに決定しました。

---

## ○認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、認定第6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成17年度水道事業会計決算につきまして、一つだけ確認のため質問をさせていただきます。

328ページで有収水量率が、月平均有収水量率、これについてはその比較といたしまして、103.32%で変わらない。しかし、有収水量率全体でいきますと、マイナス5.7%、103%から93%、10%も落ち込んでいるわけです。この問題は、有収水量率がなぜ落ち込むかというのが問題なのです。なぜかといいますと、設備に対しまして同じお金が、同じだけ使われた同じ金が、本来ならあれば入るわけです。これが有収水量率90%ということもあったわけです。今81.4%から75%に落ち込んだということは、すぐに問題ということではないのですけれども、長期的に見ますと問題があるわけでありまして。これがなぜ落ち込んできているのか。これは、当局はどのように原因を考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

要は、その有収水量率が落ち込んだから赤字になったというふうになると大変なのですね。そうではなく、問題はもうもともと第5画ですか、これで施設を整備して、そのためにえらい減価償却であるとか、そういったものがかかって、それで皆さんは水の出がよくなったからいいのだというような判定をしている人がいるわけでありましてけれども、ただそれだけではないということなのです。やはりこれだけの投資をして、その設備がされていって、その分が、本来本当に住民の皆さんに負担がかからないようにする。負担がかからずに安定供給をするというのは非常に難しい問題であるわけでありまして、やはりその難しいところをちゃんとやらなければならないというのが、私たちに課せられた問題だというふうに思うわけでありまして、残念ながらここのところが膨大な水使用量を予測して、それに足りるだけの水くみ上げ能力を立てたために、これが赤字が続いているという状況でありますから、ここでやはりその原因というものを明確にしておかなければならないということで、私はこの有収水量率当局はどのように考えているのか、これから落ち込んだこと、この原因を明確にご答弁を願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、川島議員さんの質問にお答えしたいと思います。

決算書の328ページの関係ございますけれども、年間の配水量が204万196トン、年間有収水量がそれに対しまして154万5,147トンということで、17年度の決算が示されたわけでございます。有収水量

率が75.7ということで、前年度81.4、マイナス5.7ポイントということで相りました。ここ数年80%台でございました。これの低下した要因でございますけれども、本町におきましては、平成17年度末現在で町内の配水管として使用している石綿セメント管が約23キロ、2万3,000メートルございます。また、全延長の約16%が現在未整備ということになっております。そのほとんど石綿セメント管の布設をしました時期が、昭和40年代に施工したものでございます。施工後、約30年を経過してございます。税法上償却年数が40年ということでございますので、ほぼもう耐用年数に接近しているような状況で配水管を送水しているというのが現状でございます。

反面近年における社会変化によりまして、降水量の増大、特に運送業、重量貨物の交通量の増加が見られる状況でございます。また、最近頻繁に地震が発生してございます。そういう以上の要因が想定されるのでございますけれども、ご存じのとおり配水管につきましては、公道の敷地内に布設してございます。そういうようなことで、先ほどの2点の要因が多分本管の漏水に影響しているのであろうというような予想がされるわけでございます。特別に本管の漏水の調査を実施しているわけではございませんけれども、多分それらが漏水につながっているのかなということで想定されるわけでございます。従いまして、今年度5.7%前年度対比で収率の低下が相なったわけでございますけれども、それらの要因が今回の決算におきまして減少した原因ではなかろうかというようなことでございます。できるだけ早いうちに漏水防止対策ということで、老朽管の更新の早期の完了を目指して収率の向上に努めていきたいということで、平成16年から10年計画ということで借り入れを一部起こしまして、年次計画を立てて老朽管更新の実施をしておりますので、何分この事業の内容を理解していただいてご協力していただければありがたいということで、説明にかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ただいまの答弁でいきますと、漏水であろうということではありますが、要は漏水が5.7ポイントも1年で上がるというのは、これはちょっと私漏水だけではないというふうに考えるのです。何かといいますと、逆に言うと今度はその漏水管布設替工事によって、かなりのいわゆるロスが出ているのではないかとということ、この辺が何らかの事故が平成17年多かったのかどうか、この辺のところをお聞かせ願いたい。

問題は、漏水であろうというふうに断定するかどうか問題なのですね。だから、漏水であろうからそのまま放っておいて、またよくなるとはちょっと考えられないのがあれなので、そのところをどういうふうに当局が漏水の原因があるとして、有収水量率の落ち込みがあるのかというのを正確に把握する必要があるのではないかとということで質問しているわけなのです。

今のところ、残念ながら漏水であろうと。交通量の増加で、結局いわゆる石綿管が古くなって、それでひびが入っていて漏水であろうということになると、1年間でこんなに落ち込まないのではない

かなという私の考えなのですけれども、その辺どうなのかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） お答えしたいと思います。

この数年漏水の事故というか、漏水、本管の亀裂というか、その事故の実績がございますので、参考に公表したいと思います。平成14年度33件、事業費で195万4,605円、平成15年度35件、175万6,914円、平成16年度18件、223万4,081円、平成17年度、これは本年度の決算でございます、50件、345万2,561円。前年対比で277%ということで、急激に17年度は漏水箇所が修繕されております。平成18年度、これは4月から9月まででございますけれども、先日までの把握した実績でございますけれども、17件、212万6,410円ということで、もう昨年も莫大に事故が、該当件数が多いのですけれども、上半期でかなり件数が生じております。ですから、先ほどちょっと触れましたけれども、実際本管の漏水調査をすれば、実際に年間の配水した水量に有収水量の減額の数量が明らかにあるのですけれども、相当の事業費がかかるという話を聞いております。ですから、新年度やる、やらないはいずれにしても、企業会計の中でかなり影響が出てくるとすれば、見積もりをとりまして調査をした方がいいかなということで、調査を前提とした検討をしていこうかなということでございます。

ただ、先ほど言いましたけれども、件数が年々増えているというのは、外に出てきた段階で修繕しております。ですから、本管の周辺で亀裂が出て水が出ている場合は、なかなか先ほど言いましたように調査をしておりませんので、即漏水量が多いとしても、肉眼で発見できない状態では修繕に入れないというようなことがございますので、確かに昨年までは80%台、今年特に5.7というようなことで、川島議員さんの方も不思議に、私も現実には不思議に思うのですけれども、この表に出てきて修繕したデータを見ますと、かなりここ数年、年々増えているというようなことで、特に17年度、18年度については、漏水箇所がもう莫大に事業費として出ているということで、それはあくまでも外に出てきて初めてということで発見するわけでございますので、肉眼で見えない部分で23キロ石綿管が町内に走っておりますので、それらを肉眼で見えない部分の漏水が、かなり年々、毎年計画を立てて更新はしておりますけれども、追っかけられないと。もうあと10年たつと耐用年数も終わるというような状況で布設されておりますので、できるだけ早く最終的には更新を完了したいというようなことで努力していきたいと思っておりますので、十分理解していただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 大体わかりましたが、問題は漏水をやる、漏水対策のために表へ出てきたところを工事してということで、それが200万であるとか300万であるとか、そういうふうになっているということですね。そうしますと、要はその件数が17年、18年でえらい増えてきているということは、逆に今度はもっと中身が減っているということに、有収水量率がね。どんどん件数が増えるということは、どんどん減るということになるわけだから、これは大変なことなのですね。

要は、そうしますと私が先ほど質問したのはそういうことではなくて、何かその工事をやるときに事故で漏水したものがあのかどうかという。破裂というところとちょっとおかしいのですけれども、そういった形で、何かどこかでそういったような形跡がなかったのかどうかということが聞きたいわけです。要は、確かに漏水対策をやらなければならない。その漏水対策を見つけたのが50件とか18件とかと、そういうことなのではあるけれども、そのところが逆に、ちょっとしつこくて申しわけないのですけれども、お願いします。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） これ事故の関連で本管が亀裂を発生して漏水したということではございません。これは自然に亀裂が入ったり、そういうことで自然破損ですか、そういうようなことで漏水をしたというようなことで、事故の関連は一件もございません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 水道事業会計については、非常に態度が難しいということを申し上げたいと思います。なぜかといいますと、その5画によりまして、4画ですか、によりまして、その膨大な見積もり、水使用量が増大をするという予想のもとに立てられたために、施設がえらい金かかっていると。そういう中で赤字になっている現状が、この決算でも明らかなのですけれども、その原因が、いわゆる漏水によって赤字になるかのような方向になると大変だということで、今の質問したわけですが、この決算については、やはりそのところが今課長が答弁したように、単なる漏水であるというふうな今の時点では私はあれしておかなければならない。こういった点で、とりあえずは賛成討論という形になりました。今後この漏水によって赤字が出てきたから、その分を住民の皆さんに負担をかけるというような形になったときには、私は認められないということを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成17年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時20分）

---

再 開 （午前11時21分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

### ○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、1番、福田正司君の登壇を許可いたします。

1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 議席1番の福田でございます。登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私からは、町の将来を担う大切な子供たちの心身ともに健やかな成長を願うという観点から、ゆとり教育と学力向上に関して教育長に考え方を伺いたいと思います。

学習指導要綱の全面見直しに向けて検討を進めてきた中央教育審議会教育課程部会から、先般審議計画報告が示されました。報道によりますと、それは学校週5日制を堅持しながらも、国語、算数、理科の各授業時間数を増やすとされておりまして、事実上ゆとり教育からの転換であるとの指摘もされておるところでございます。現在の指導要綱の柱でありますゆとり教育は、30年ほど前にさかのぼって、不登校や校内暴力、家庭内暴力、いじめ等々子供たちを取り巻く問題の背景に、学校教育における知識偏重、詰め込み教育の弊害が指摘され、教育におけるゆとりの必要性が唱えられ始めたことに端を発していると思います。その後、授業時間、教育内容を削減する方向で、指導要領の改訂が重ねられてきました。そして、平成14年から完全学校週5日制へ全面移行され、みずからが学び、考える力の育成を初めとする、いわゆる生きる力をはぐくむことを目標に掲げた本格的なゆとり教育がスタートしたわけでありまして。その後4年が経過する中で、学力低下問題や家庭内での過ごし方など、さまざまな課題について盛んに論議が行われてきましたが、一昨年国際学力調査において学力の低下傾向が報告されたことをきっかけに、公教育における学力向上対策を求める機運が一気に高まったことにあると思います。

学習指導要綱では、共通に学ぶ知識の量を厳選し、そのゆとりの中で従来の一斉指導に加え、個に

応じた指導を推進していくことができるようになっております。その趣旨は、理解の不十分な子供には基礎基本を確実に習得させ、また十分に習得できている子供には、より発展的な学習に取り組ませるなど、一人一人の習熟に応じた教育を推進することであろうと理解をしております。教育長は、これまでの議会答弁の中で、ゆとり教育理念そのものは間違っていないとして、日常のごく当たり前の生活習慣を身につけさせること、すなわち総合的な人間性の向上を進めることが学力の向上につながるなどの基本的な考え方を示しております。そこで、今回中教審が示した事実上のゆとり教育からの転換、授業時間数増加の改訂方向、あわせて近隣他町で実施している土曜スクールについてどのように受けとめておられるのか、教育長にお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

学力の問題は、先ほどもお話が出ておりましたけれども、OECDのPISAというところで実施をした国際学力調査がきっかけになって、今回のような問題が噴出をしたというふうに記憶しています。どういうわけか、教育基本法改正の声も日増しに高くなっていますし、その中には愛国心も盛り込むというような話も入っているわけです。ただ、義務教育の中における最優先課題は、常に学力向上であるとして、新年度から全国的な学力調査が復活をするということにもなっているようでございます。

ゆとり教育が生まれた経緯については、議員ご指摘のとおりでございますし、毎日のように繰り返されている青少年の犯罪、また事件事故を考えたときに、本当にその学力優先だけでいいのだろうかというふうに考えるのは、きっと私だけではないと思っています。

不思議なのは、こういう状況の中で、こういう時代背景の中で、学力の向上をという声はあっても、人間性の向上、人間性の復活といってもいいでしょうが、そういうものを叫ぶ人の声が余りにも少ないことが、私は不思議でならないと思っています。学力を向上するのはいいのですけれども、学力の向上と人間性は必ずセットでなければ役に立たないと思っています。積み上げられた学力が、人間性が備わることで社会に貢献できる学力になってきますし、すなわちそれが備わったことで安全な日本の社会が構築されるのではないかと考えています。

そういう視点に立って考えたときに、中教審によるゆとり教育の転換は、詰め込み教育の復活以外の何物でもないと思います。従って、現状では千代田町の中で土曜スクールを開設するという考え方を私は持っておりません。ただ、それを本当に必要とする児童生徒に対しては、土曜スクールではなくて補習授業という形で現在も実施をしておりますし、これを拡大あるいは継続をして、今後もやっていくつもりではあります。子供たちの状況を把握しながら、現状を見詰めながら、子供たちと向き合う形の授業を取り組むことが必要であると思っています。

また、学力向上は何のためにやるのかということをよく問われますけれども、いろいろまいこと

を言いますけれども、結局は受験のための教育になっていることが非常に問題になっているわけです。受験のための教育ではなくて、先ほど申し上げましたように人間性をはぐくむための教育、とりわけ道徳や音楽、美術などといった教科、あるいは学校の諸行事やさまざまな機会をとらえて、子供たちの心の教育に取り組むことが、私はどちらかといえば最優先課題ではないだろうかと思っています。そういう部分にこれから力を入れて、学力の向上を踏まえながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） ありがとうございます。

学力重視という考え方についても、現行の入試制度においては理解をせざるを得ないところであり、その環境整備についても必要であろうというふうに思っているところでもあります。ただいま教育長が考え方を述べられた中で、学力と人間性がセットになることが肝要である、こういったことがありました。全く同感であります。そのことが学校完全週5日制を柱にした、いわゆるゆとり教育導入の指針であると考えからでもあります。例えば、家事の手伝い、共同作業、家族旅行、スポーツなど学校では取り組めない体験活動や地域での子ども会活動も、子供たちに豊かな体験の機会を通して人間性を養う格好の場であると思います。それが土曜スクールや夏休みの短縮により、家庭や地域での取り組みを縮小してしまうのではないかという危惧もしております。

授業時間数と学力の関係でも、ここ数年授業時間数を増やすという理由で夏休みを短縮したり、先ほど申し上げました土曜スクールを導入した市町村もあります。しかしながら、フィンランドやデンマークなど北ヨーロッパの国では、日本よりもずっと授業時間数が少ないのが実情であります。PISA2003年学力調査で高い学力を示したフィンランドの授業時間数は、調査した国の中で最低であり、小学校3年生での比較でも年間530時間ほどであります。日本は709時間あります。従って、授業時間数と学力とは、必ずしも比例するものではないというふうにも考えられます。子供たちは町の大切な宝です。その大切な宝を育てていくためには、もちろん相応の学力や知識は必要であります。加えて大切なことは、子供たちの生きる力を育てることであろうと考えるところであります。スポーツの得意な子はそれを伸ばせばいいし、勉強の好きな子はそれを伸ばす、その子なりの夢と希望を大切に、子供自身の主体的な学びをつくり上げる試みも必要であると思います。

先ほど教育長より、人間性の向上、人間性をはぐくむための教育に取り組んでいくのだというお話がございました。千代田町において、それら取り組みの現状、及び今後の教育施策をどのように実施また計画しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

現状を見ますと、日本の社会が、社会全体が病気であるというような見方もできていると思っています。大人の社会が病気であるわけですから、当然子供の社会も病気であると思っています。それで、子供だけを病気から回復させようとしても無理な話で、まず病気をうつした大人が病気から立ち直ること、その上で子供に対応するということだと思っていますけれども、大人が変われば子供が変わる、そういう意識だと思っています。

その中で、子供たちをどういうふうに導いていくかということは、教育だけの責任ではなくて、社会全体の責任であるだろうというふうに思っていますけれども、こういうことを視野に入れて現在取り組んでいるもの、また今後私ども取り組んでいきたいと思っているものを申し上げますと、まず最初に現在取り組んでいるものからお話をさせていただきますと、一つは今年から中学校にカウンセラーを配置をさせていただきました。私は今年の2月に現職に就任をしたわけですが、その就任直後から、事あるごとに県の教育委員会に中学校にカウンセラーの配置をお願いしたいというふうに申し入れてきましたけれども、それが効があったのかなかったのかわかりませんが、今年の4月から1名、2週間に1回ですが、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが配置をされてきました。ただ、それだけではどうしても不足なので、臨床心理士の資格は持っていないけれども、経験知識ともに豊富で人間性の豊かな人を、相談員としてもう一名確保して配置をいたしてございます。

そういう中で、子供たちの心のケアに大きな力をいただいているわけですが、そのほか町民のための教養講座や人権教育講座を、これまで大人に向けた講座を実施してきたところですが、その考え方を昨年から大きく変えて実施をしております。これまでは、どちらかという楽しみを求めた形で講師を選定をしておりましたが、昨年からの考え方を大きく変更させていただいて、講師の選定に当たっては、まず子供による影響を与えること、子供を中心に家族愛をはぐくむ講師をという視点に立って、熟慮を重ねて選定をいたしてございます。ちなみに、昨年は義家弘介という講師をお招きをいたしましたし、今年はサリドマイド児から立ち直って、現在立派に社会に貢献しておられる白井典子という講師を予定をしております。また、人権教育講演会の講師として、北朝鮮による拉致被害者家族会副代表の蓮池透氏を予定をしております。こういう講師の話聞いたときに、大人も子供も人を傷つけずに、また自分も傷つけずに社会に貢献したいという思いを必ず持つことを私は確信をしているのですけれども、そういう視点に立って講師の選定に当たっております。

また、今後新たにこれから実施をしていきたいと思っているものの中から幾つかご報告をさせていただきますと、一つは中学生全員からアンケートをとらせてもらおうかなと思っています。今の子供たちが何を考え、何に悩んで、何を問題としているのか、そういう子供の課題について、子供の生の声を聞かせてもらおうと思っています。先生とのかかわり方、友人との関係、先ほど言いたいじめの問題、学力の問題、さまざまなきつと答えが返ってくるだろうと思っています。今素案をつくっていますけれども、大いに私もそれに期待をかけているところです。

それから、更に子供たちを取り巻く環境の悪化という問題が大きく叫ばれているところですけども、最も大きな課題の一つに薬物の乱用の問題があるだろうと思っています。薬物というと覚せい剤が想定されますけれども、実際はそうではなくて、シンナーやヘアスプレーみたいなものも含めて、市販されているものも含めて、総称して薬物というふうに考えてよいだろうと思っています。そういう薬物に一たん子供が興味本位で入ったときに、入るときには簡単ですけども、そこから抜け出すときには大きな努力を必要としますし、周りを巻き込むということも考えられます。従って、子供たちに一番薬物の怖さを知ってもらうためには、薬物を実際に体験をして依存症になって、現在回復をしている人を講師としてお招きをしたいと思っています。そういう講師の生の話を聞いて、かなり相当際どい話になるだろうと思っていますけれども、そういう際どい話を子供たちに聞かせることの方が、私は効果があるだろうと思っています。そういうさまざまな取り組みは、これからどういう形で子供たちにより影響を与えていくかわかりませんが、時間はかかっても、必ず子供たちにより影響を与えるだろうと思いますし、即効性はないけれども、将来的には必ず日本の社会に役立つような子供を大きくはぐくむことだろうと思っています。

きょう福田議員とのご質疑で、人間性をいかに復活させるか、そういう部分で新しい議論が展開できたことに感謝を申し上げて、ご答弁を終わります。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） ありがとうございました。

町としての具体的な独自の取り組みを伺いまして、本当に評価をいたしますとともに、大いに期待をしております。また、重要なのはそれらゆとり教育の理念が、果たして保護者、家庭で正しく理解され、学校と一体感を共有した上で、ゆとり教育を推進する体制を整えていくことであろうというふうに考えております。県内小中学校の教員対象としたアンケート結果が、6月の上毛新聞に掲載されておりました。それによりますと、教員の97%が日ごろの業務を忙しいと感じ、授業運営の骨格となる教材研究に当てる時間が十分にとれないと受けとめているとの調査結果が記載されておりました。教職員が子供たちとゆとりを持って向き合うことのできる環境整備も、先ほど来申し上げました理念に通じるものであります。子供たちのためにも、教員のゆとり確保に向けた取り組みにつきましても、あわせてご検討いただけますことを一言つけ加えまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） 以上で1番、福田正司君の一般質問を終わります。

続いて、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 2番、小林でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

課別の、役所内ですね、役所内の課別目標管理制度の導入と推進ということでお尋ねいたします。今後更に厳しさが増してくる経済環境の中、町民の皆様においても、企業経営の方々も懸命な努力を継続されております。現在においても、町職員の皆様のご努力に対しては敬意を持っております。千代田町の理念、「人にやさしい美しいまちづくり」を目指し、町民の皆様と当局が協力し合ったまちづくりが、現在よりも今後ますます重要になると考えております。まちづくりをより一層推進させる努力が必要であることは言うまでもございません。また、役場においては町最大のサービス事業所でもあります。そのためには、町民の皆様への率先したサービス向上と、責任感を持った仕事をしていく町役場職員の心構えが重要であると考えます。企業存続の条件は、顧客満足度の向上、言い換えれば町民サービスの向上とも考えられます。そして、自分自身の職務改善意識を持つこと、これが前提となります。

そこで、役場内の各課において年間の目標管理を定め、活動を評価していく目標管理制度の導入と推進が必要であると考えます。当局において、それらのお考えがあるのかお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林正明議員の質問にお答えいたします。

課別目標管理制度の導入と推進についてのご質問でございますが、昔から1年の計は元旦にありと言われておりますとおり、目標を定め、達成に向かって努力する心意気が大事であると思っております。このことは、すべての人たちの共通するものでありますが、とりわけ役場職員におかれましては、常日ごろ住民福祉の向上と町政の発展を願い努力しているところでございますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

そこで、小林議員の言われる率先したサービスの向上と責任感を持った仕事をしていく心構えが重要ということでございますが、そのとおりでございます。役場では管理職の心得、職員の意識改革、あいさつの励行を実践中でございます。また、接遇等につきましても、県町村会の主催による研修会に毎年職員を派遣しておりまして、マナーアップに努めているところでございます。

また、目標の数値については、一部では実施しておりますが、全課への導入につきましても今後早い時期に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 町への手紙など、町民の皆様のご意見、要望を把握することが重要であるかと考えます。この数カ月間、あるいは1年以上でしょうか、町への手紙等で集められた貴重な町民の皆様からの意見等、あるいはそのほかいろいろな各種団体、区長会を初めとしたいろいろな方々から、いろいろな町に対する要望も出ているかと思っております。そういったことをPDCAといいますか、プラン、ドゥー、チェック、アクション、サイクルを事務事業に継続的に応用するお考え、言うなれば継続す

るための方法、または具体的なそういう事例がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

町では町民の声を反映するために、アンケートを受け付けております。その中でさまざまな町への要望あるいは出来事、そういったものが寄せられておまして、その都度担当課と協議して答弁をさせていただいております。今後も町民サービスの向上を一層強めて、理解をいただきたく進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） ありがとうございます。

次に、先ほど町長のご答弁の中に数値目標管理を取り入れている部署があるがということのご答弁いただきました。千代田町として財政危機突破計画ということで推進しているわけですが、少しずつ目に見えた形での評価、数値目標に対して、それぞれ見るところによっては、見方によっては異なることがあるかもしれませんが、財政の健全化方向ということでなってきたように思っております。

ただ、今後ともできるだけ、民間企業でいいますと、やはり売り上げをとる、利益を出す、言うなれば数値目標というのが重大事項になっております。可能な限り数値目標管理を入れられるような目標管理制度をとっていただきたいと思います。もう一度その辺のところについて、具体的なところがございましたら、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 数値目標といえますのは、民間の企業でしたらその品種によって数で一応管理ができ、数値ができるわけですがけれども、なかなかこの行政ということになると、いろいろ難しい面もございます。とりわけ財政危機突破計画につきましても、目標数値を定めているものがございます。その中で、いわゆる国民の責務というか義務になっておりますごみの減量化ですか、その関係につきまして、今年の7月から一応そのごみの収集については町内の一応ごみを毎日計量して搬出すると、そういうようなことを実施しております。もちろんこれ7月から始めまして、これは継続的に実施するわけですがけれども、それ以外の光熱水費、水道あるいは電気の使用量についても実施していくというようなことで、一応目標数値を定めて現在実施しているのが実情でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 以上で2番、小林正明君の一般質問を終わります。

ただいまから午後1時まで休憩します。

休 憩 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（小沢惣一君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議長の許可を得ましたので、発言通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

発言通告の順は、教育基本法と歴史認識について、教育長及び町長のお考えを伺いたいということで発言通告をしております。まず第1は、教育長は就任の際の発言で、教育基本法を守るとのことでしたので、次の点について伺います。

一つ、千代田町の「人にやさしい美しいまち」宣言にある「人と自然との営みが理想的に展開されていたことが想像されます」ということでありますが、これについてどのように考えるか伺いたいと思います。これは、ここに人権教育啓発標語入選作品の、このポスターの中にも出ておりますし、「人にやさしい美しいまちづくり」というところの中で理想的に展開されてきたと、古くから。ところが、皆さん重要なことは、なぜ今こういう差別問題であるとか、そういうことが起こったかということ、人間の欲というものもありますけれども、やはり人間が少数で多数を支配をするということから、いろいろな差別やあれが起こってきたというふうに私は個人的に考えているわけでありまして。問題は、それを現代の教育長、町当局がどのように考えるのかというのが重要な問題なのです。この「人にやさしい美しいまち」という中で、この人権擁護推進委員ということでやられている中で、そうした少数による多数支配が、これが理想的に展開をされていたということについて、それをそのまま私はうのみにできないということで、この人権擁護推進委員会会議ですか、この中でどうあれするかということにしたら、教育長が「それは検討します」ということだったので、その場では議論できなかった。ところが、後で行ったら、「いや、それはあれでいいのではないですか」というふうに大変身を遂げましたので、これは残念ながら私も捨ておけないということで、総務委員会の皆さんにお願いをいたしまして、あえて質問をさせていただいておりますので、ぜひとも明確なるご答弁をお願いをしたいと思います。

その同じ問題として、歴史認識として、かつての侵略戦争、第2次世界大戦も含めてであります、その侵略戦争を、いわゆる正義の戦争であったかのように、その記述をしている教科書、これが検定に合格をしているという点について、非常に私は危機感を燃やしているわけでありまして。もちろん今これが、全国の町村で利用されるというふうにはなっていません。わずか0.6%ですか、のところで採用しているということはあるわけでありましてけれども、これがこのまま先ほどの問題と同じように、その歴史認識を、その正義の戦争であったかのような歴史認識を教育をしていくということになったら大変だということで、とりあえずこの点について質問をしたいと思います。

まず、なぜこんなことを聞くかといいますと、教育基本法の第2条で、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない」。いわゆる一般生活の中で、やはりこの教育基本法の精神が取り入れられるかどうか、またその実践が行われるかどうか、やはり今後の日本の進む道を誤った方向に持っていけないというふうに私は考えます。そうした中で、教育長の考えが、とりあえずこの2点についてどのように考えるのかお聞かせを願いたい。その後の議論にしていきたいと思います。

福田議員が先に問題を提起していただきまして、フィンランドの問題まで出てきましたので、あえてここではまだ言いませんが、2点目に譲ります。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） さて、ただいまの質問の中で、町の制定した「人にやさしい」宣言が、なぜ、どこがうまくないのか、私にはちょっと理解ができませんけれども、そのことを議論する前に、私先ほど気づいたことがございまして、そのことを申し上げてからご答弁に入りたいと思っています。

二つほどあるわけですが、これは議会のやりとりの問題とも大いに関係がございまして申し上げるわけですが、一つは私のひとり言と思ってお聞きいただければ結構です。

[「それはできないや」と言う人あり]

○教育長（大澤洋生君） 人間というのは、自分では正しいと思っていても、結構身勝手な生き物で、人には厳しいけれども、自分には結構優しいところがあって、私もついついそういうところがございまして、時々自分を振り返って、これは自分の生き方として違った生き方をしてしまったなという思いが時々あるわけです。時々反省しながら、その日その日を生きていますけれども、川島議員はどうだかわかりませんが、私はそういう生き方をしています。これは私のぼやきですから、ひとり言ですから、お聞き流しをいただいて結構です。

さてもう一点、川島議員に申し上げたいのは、少々古い話になりますが、昨年1月に収入役を廃止する条例というのが提案をされて可決をしました。その後、3月の定例会で川島議員から質問をいただきまして、一般質問の中で、「新教育長の決まり方と今後の豊富について」という、きょうの質問とかなり似通った質問をいただいたわけです。その質問の中で私がお答弁をした記述の中に、こういうくだりがございます。今でもはっきり覚えていますけれども、「私は、この収入役を廃止する条例が可決成立をしたことによって、必然的に収入役の職を失職をいたしました」と、こういう答弁をいたしました。ところが、議員はその後再三再四にわたって、その表現を全く違った形で議会のやりとりの中で引用して使っているわけです。一例を申し上げますと、昨年の17年の第2回定例会、6月の10日から17日まで定例会があったわけですが、このまず一般会計の補正予算の質疑の中で、「収

入役は横滑りをした」と、「ここは本人も言っていますが、私はやめなければいかんかった。議会の議決によって。このところがやめさせられたか、やめたか。大事な問題です」と、議員はこういう表現をしているわけです。更に加えて、同じ定例会の一般質問の中で、「そして本人は言っているわけですが、私は収入役をやめさせられたと」、こういう表現を使っています。更に加えて、川島議員が発行しておられる千代田民報の中でも、「現職の収入役を教育長に横滑りをさせた」という表現を使っているわけです。冒頭に申し上げましたように、私はそういう表現は一切使っておりません。条例が可決をしたことによって失職をしたとは申し上げましたけれども、それともう一つは横滑りもしておりません。収入役の職を失ったけれども、その後教育長の職についたということはあっても、横滑りも縦滑りもしていないわけです。私が申し上げた発言を、どういう角度からとらえたらそういう表現になるのか、そのことを確認をさせていただいてから答弁をさせていただきたいと思っています。ぜひ明確なご答弁、ご見解を承りたいと思っています。

〔「困った人ですね」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） もう私がなぜこんなことを言ったかと質問するかということについて、その態度がですよ、今のような態度だったから。要は、私は確かに横滑りだと言っていますよ。それで、失職したと自分は認識しているというのですね、でしょう。私が横滑りしたと言うのが気に入らないのか。それが気に入らないから私に質問をするなんて、そんなばかな話ないでしょう。これが千代田町の教育長ですか。それで何で反省したのですか、その最初のところで。自分が身勝手に正しいと思っているという、私は今最初一瞬私の方が、ええ、自分だけが正しいと思って認識しているというようなことで言っているのかなというふうに思ったら、いや何か自分が反省しているみたいなことを言っているけれども、そこがあれでしょう。それで、今度は川島議員に聞くと、横滑りしたというのはどういう考え方でそうなるのか。完全にもう私の質問から、質問の趣旨から議題をそらす、私に質問をするということで議題をそらして答弁をしているのではないですか。

〔「答弁してないよ」と言う人あり〕

○15番（川島悦男君） 私は何聞いたか、横滑りであるか、いい、失職したかであるかをそのときにちゃんと言いましたよ、私は。いや、横滑りだと言っているのだよ、私は。ただ、教育長は横滑りではない、おれは失職させられたのだと言っている。その認識は、それはそれでいいのですよ。だけれども、私がでは横滑りしたという考えはどこから出てくるのか、どういう理解すれば出てくるというふうな質問を私にしているわけでしょう。自分の、いい、自分の答弁すべきことは今答弁していないのですよ。それで私に2回目の質問をさせている。これが、先ほどちょっと言いましたけれども、教育基本法のあれの中で、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」というのですよ。その、千代田町では最高責任者ですよ、この人が、教育の問題において。その人が、そういう本会議ですよ、質問をそらすような、質問の趣旨をそらすような、あえ

て私がでは百歩譲って間違っただ表現をした、判断をしたというのであれば、それは間違っているということであらんと私の質問したことに答えていただきたい。お願いします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） 私は質問をしておりません。川島議員の質問に答弁をするために、前回の質問の確認をさせていただいているわけです。また今回この確認もせずに答弁をすれば、また違った解釈をして申し上げるから、そういうふうに申し上げているわけです。そのことを理解をしていただきたい。

それでは、もう一つ申し上げます。こちらは昨年の12月の定例会の中で、川島議員は……

[「異議あり」「異議なし」と言う人あり]

○教育長（大澤洋生君） 地方自治法110条の解釈についてという議論の中で、こういうふうに語っておられます。よろしいでしょうか。「地方議員には、いわゆる特権はない」と。「国会議員では、国会の中で質問をした、その言葉については何ら責任を問われない。こういうふうに特権があるわけです」と。「何ら議会の中で発言したものに対して、一般の社会、この中での責任を問われることはない。ただし、議会の中で問われることはあるということです」と言っておられるわけです。つまり、この解釈は非常におかしな解釈ですけれども、少なくとも議会の中で発言をしたことは責任があるということです。先ほど私は、条例が可決成立をしたことによって失職はしたとは言いましたが、首にされたとか首になったとか表現は一切使っておりません。ところが、議員はそれを使っているわけです。ですから、そのことを申し上げているわけです。ですから、そのことを解決をしていただいて、その上でご答弁を申し上げたいというふうに申し上げたわけです。

議長、よろしいでしょうか。議事録の写しがここにございます。

[「私が質問したのは」と言う人あり]

○教育長（大澤洋生君） これの本物が議会にあります。従って、暫時休憩をしていただいて、この議事録を議会全員で確認をしていただきたいと思ひます。その後もう一度、川島議員からご見解を確認させていただきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時17分）

---

再 開 （午後 1時44分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

川島議員の1回目の質問に対して教育長の答弁を願ひます。なお、川島議員の質問は1回目として取り扱うことになりましたので、ご了解願ひたいと思ひます。

教育長の答弁を求めます。

教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） それでは、ご答弁申し上げます。

教育基本法と町の宣言の問題で質問をいただいているわけですが、私流に解釈をしてご答弁申し上げますれば、平成6年に定めた町の宣言をどう考えるかという質問でございますが、農耕民族である私たち日本人が、自然を大切にすることの意味を改めて問い直すことは大きな意義があると思っていますし、古来から人は自然にいやされて、自然にいやされることで人と自然とが調和をして、そこに人間の生活が成り立つことを掲げた、実に理想的な町の宣言であると考えています。

2点目の侵略戦争か否かのご質問については、どういう理由があろうとも、日本という国家が武力をもって他国に押し入ったわけですから、侵略戦争以外の何物でもないと思っています。

以上が私の答弁です。

そこで、先ほどの続きをちょこっと申し上げますと、議会と執行部という立場の違いはあっても、議会での質疑に関する限り、私は対等の関係にあると思っています。それでなければ質疑は成り立ちません。どちらかが上で、どちらかが下ということはありません。その上で議論が成り立っているわけですから、先ほどの私の投げかけた問題について、川島議員のご見解を、やっぱり私は確認をしたいと思っています。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 確認をしたいということについては後で、きょうは時間がないものですから、ここではやれないということをお願いをします。

問題は、私がなぜ質問を、そういうことを、理想的に展開されていて、差別が実際にはあったというふうには私は思うわけですね。要は、教育長はこの差別が実際にあったことに対して、それが理想的に展開をされてきてこうなっているということについてどう考えるのかというのが私の質問なのです。今平成6年にできた宣言だから、それについて改めて議論するというのは疑義があると、それはそういう答弁で構いませんけれども、しかしそれは私の質問に答えていないというふうに言わなければならないと思います。なぜかといいますと、要はなぜ差別が起こったのだという事実を、先ほどの侵略戦争であったかどうかと同じように、侵略戦争の方については教育長の考え方として、侵略戦争であったというふうに判断をしたわけでしょう。それを答弁をいただいたわけですよ。だからそれでいいわけですよ。

問題は、そういうふうに教育長が、私が言ったことがあいまいであるから、あるいは間違っているから、あるいはおかしいではないかということで、自分の答えというのをやらなかったために今の問題が起こったのではないですか。更にその確認をしたいと、あえてまた言うということは、ちょっと私はそれこそ疑義に思うということなのですよ。

では、あくまでも差別というのが、こういうものに対して起こった原因ではないと。要は、先ほど

私が質問しましたように、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」。こういう中で先ほど教育長は、福田議員の質問に対してそういうようなことを言っていたでしょう、これと同じようなことを。私が間違っているから答弁しない、そんな確認してからでなければ答えられないと、この20条教育の方針、これに教育長、真っ向逆らっているのではないかというふうに思うわけですが、もう一度その辺についてお聞かせを願いたいと。

それから、侵略戦争については、要はそういうことで歴史を歪曲をしているのです。教育長今は侵略戦争であったというふうに言っているわけですね。それに対して、その侵略戦争であるというふうに言っておきながら、言っておきながらというか、言っているのに、その一方で侵略戦争でないかのような、なかった、正義の戦争であったかのような記述の検定した教科書が合格をしたということについてどう思っているのかということを知っているのです。それも申しわけないのですけれども、質問をしているので、その辺もご答弁を願いたいのです。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） 議会に限らず、世の中には必ず正しいことというのがあるはずで、正義というものを考えた場合に、川島議員の質問の趣旨をどのように尊重しても、これまでの経緯を見れば、川島議員からは正義というものが感じられませんし、私の発言をとらえて、それは悪意をもって変えて公表しておられるということは疑う余地はないわけです。そのことを私ははっきり自分の心に銘記をしておきますし、この場で申し上げておきたい。人の、私の発言を引用して議場の中で使うのであれば、きっちりと一字一言一句間違わないように、全く同じ形で引用していただかないと困るわけです。一字一句どころか、百字百句違う表現を使っておられるわけですから、そのことをご自身もよく銘記をしていただきたい。

さて、問題の答弁ですが、差別があったとかなかったとかいう表現を先ほどから多用しておられますけれども、ではどういう差別がどこに具体的にあったのか。そういう具体論でいかないと、答えようがありません。差別というのはさまざまな形がある。男女の差別、職業の差別、身分の差別、社会的な地位の差別、そのさまざまな差別の中で、どこにどういう差別が、いつごろどういう形で起きたのか、具体的に話していただかないとご答弁の申しようがないということを申し上げておきます。

それから、侵略戦争に間違いはないということを申し上げましたけれども、そのとおりでございます。歴史を見ても、幾らどういうふうにだれが解釈をしても、正しいことは正しい、間違っていることは間違っている。

それから、歴史教科書の問題で、今私どもの学校の中学校で使っている歴史の教科書は、「新しい社会の歴史」ということで東京書籍というところの教科書を使っていますけれども、この教科書の中

には、「日本の第2次大戦における行為は侵略戦争であった」とはっきり明記してあります。私どもでは、そういう明記してあるところの教科書を使っておりますから、国家の問題であるとか、他町の問題まで言及するつもりはございません。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） あくまでも私が悪いということで、質問をほとんどはぐらかすというふうに言って、しかもその原因が、川島が非常に悪意に満ちているというふうに言っているわけですよね。もし百歩譲って、教育長、いいですか、百歩譲って私が悪意に満ちた質問をしたからといって、それをもとにして質問をしたからといって、それに答えないという、こういう教育があり得るのですか。そういう教育を千代田町はやろうというのですか。そここのところをもう一度お聞かせ願いたい。

先ほどの段の中で、私もちょっとこういうことで問題をはぐらかされたので、非常に残念に思うのですけれども、先ほど福田議員が言った中で、フィンランドでいわゆる教育基本法、日本の教育基本法を守ってやって学力世界一というふうになっている。ここに教訓にすべき問題があるというふうに、いい議論に持っていければと思っていたのですけれども、残念ながら私が非常に悪意に満ちた質問をしているということになって、ええ、これは困ったなと思ったのですけれども、改めて伺いますが、要はでは先ほどの福田議員への答弁の中で薬物依存、これについて、その更生した人の講義というのですか、そういう話を聞こうということでもありますけれども、千代田町でそういう薬物依存の問題がどの程度起こっているのか。そこをお聞かせ願いたい。

要は、もしわずかであってもあるかもしれない、私どももわかりませんが。そういう報告が入っているのだと思うのですけれども、教育長そういうことを言うのだから。だけれども、問題はそれが千代田町で、その教育のあり方が原因になっているかどうかというのを判断するのが教育長ですね。そのときに、もしそのあれがいっぱいあってどうしようもないというのなら、これは今。ところが、これがわずかなものであって、それに対して全体が薬物依存で問題になるかのような状態、子供たちに疑惑をかける、私に疑惑をかけたように。私が教育長に疑惑をかけたということで、教育長はご立腹のようでございますが、要はそういうところにいろいろな先ほど言いました社会が悪いという、そういうその、教育長言ったでしょう、人が悪い、そういうことでやったのはいけないと。お互いを認め合い、そういう中で、それは確かに私が立場を考えないで言ったという、でもそれは、私はそうは思っていないのですよ、残念ながら。教育長はそう思ったらしいけれども。相手の立場を考えずに質問して、いわゆる私が悪意に満ちたあれで教育長を陥れようということで質問しているのではないかと。ということで、でもそれは悪いけれども、私の心の中を見ているわけではないでしょう。自分でどこで確認したのですか。その辺をお答え願いたい。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） 確認は、すべてこれですしております。すべてこれに書いてありますから、これで確認をいたしました。間違いございません。川島議員、もっとじっくり確認をしていただければわかるはずです。

〔それは認めてるで〕と言う人あり〕

○教育長（大澤洋生君） 認めているは思えませんけれども。

薬物依存の問題で、状況はどうであるかということですからけれども、千代田町の子供たちに薬物がどの程度浸透しているかということについては全くわかりません。そういう情報もありませんし、つかんでもいません。ただ、これからそういう今の社会の状況を考えれば、少なくともそういう薬物に汚染されるであろうという環境が千代田町にも潜在をしているだろうと、あるであろうということは想像はできます。一たん薬物に手を染めてからでは遅いということを考えて、事前に子供たちにそういう認識を持ってもらおうということですから、別に間違っていないと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目の質問を願います。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 2問目は、社会保障としての介護と現在の介護についてということで質問をしたいと思います。

特別養護老人ホームの建設に当たり、さまざまな問題が議論されておりますが、その中でCOMハウスには出してある、補助金を出してあると。福祉に理解がないと、半数の議員は理解をしている、町としては残念であるなどと社会保障の時代の介護認識と現在の介護認識がどう違うのか、その辺について問われている状況が今千代田町にあるわけでありますが、そこで質問なのは町長が社会保障としての介護認識と、それから現在の介護の認識について、その考えをお聞かせを願いたいと思います。

この点については、先ほどの教育長への質問と同じように、当局の考えがどうであるのか、それを聞いて、その上でまたいろいろな問題について私の2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、少なくとも「町としては残念である」、これが広報で出されたということでもあります。この「町としては残念である」ということについては、いろいろ住民の皆さん知っていると思いますが、要はそういう、どういうことが町としては残念なのかという、聞くところによりますと、補助金をゼロにしたということについて、そういう議員の言うことはもう聞かないというふうなことを言っているわけですが、問題はそれが多数決で決まったことに残念であると。ゼロにしたことは、皆さんご承知のように、すべての議員がゼロにする方に賛成したわけですね。

〔何事か言う人あり〕

○15番（川島悦男君） それなのに、皆さんのあれが残念であるということなのですよ。そうになると、議員の言うことを聞かないということで、議会の言うことは聞かないと。

では半数の、本当に我々が、逆に言うと正確に言うならば、いわゆる修正案を出して、出した方が悪いのだと、こういうことで町としては残念であるというようなことを堂々とやっているわけであり  
ますけれども……

---

### ○動議の提出

[「議長、動議」「賛成」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） 町と、その……

[「ただいまの川島発言の中に、すべての議員がゼロにしたという、賛成したという事実はございませんので、そのところを確認の上、訂正願います」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩して協議いたします。

休 憩 （午後 2時01分）

---

再 開 （午後 2時16分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいま川島議員の質問の途中でございましたのですが、何か川島議員の認識の、解釈の違いがあるようですので、また改めて違う表現というのですか、そういう形での、ございましたので、質問を続行してください。

川島議員。

[「議長、議長に質問します。対処についてはどのように対処したんでしょうか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ええ。

[「ただいまの発言について、どのような」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 議事録の削除については、そのままでございます。川島議員の認識というのですか、表現の仕方についてちょっと疑義があつて、川島議員自身も表現についての問題がありますので、その辺を踏まえて質問を続行するということでございますので。

[「ちょっともう一度確認します。ということは、ただいまの川島議員の発言については、発言を本人が取り消すということでしょうか。訂正するということでしょうか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 取り消すというのではなくて、認識について次に続行されますので、お聞き願いたいと思います。

川島議員。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） ゼロにしたという表現について非常に問題になったということで、その辺の認識、私の認識は、そういうふうには認識をしていましたが、それがどうも認識が違うのだということでございますので、違う言い方をします。

ゼロにする修正案が可決して、議長裁決で可決して、そしてゼロにする議案、原案が、修正原案が全員の賛成で可決をしたというふうには言いかえます。従いまして、これが町としては残念だということであるわけでありますが、やはりこの辺が、いわゆる裁判でいえば、この議会の決定、いわゆる決議は裁判所でいえば判決と同じなのです。その判決に対して、裁判所が残念であるというふうな表現をすれば、ちょっとまた問題が出てくるということでもあります。従いまして、その判決を……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ただいまの動議に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手7名〕

○議長（小沢惣一君） 賛成者7名でございます。

よって、同数でございますので、議長裁決として否決しまして、続行させて、採択いたしませんので、続行していただきます。

〔「動議の方では可決したと言ったでしょう」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時19分）

---

再 開 （午後 2時21分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

では、動議の内容についてのご意見がございましたら。

青木議員。

○12番（青木國生君） ただいまの川島議員の発言につきましては、事実関係を曲げております。はっきりと議運の中でどのような方向性が出され、どのような討議がなされたのか。はっきりと、議長も同席したと思いますので、議長として確認を求めたい。

先ほどの川島議員の発言では納得できません。事実関係と違っておりますので、納得できません。

〔「議長、私にも発言させてもらえませんか。今の件について」

と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 議長として答弁いたします。

先ほどの議会運営委員会といたしましては、川島議員は修正原案に対して全員の方の賛成が得られたと。その修正原案については、この修正原案は既に特老の補助金についてはゼロであったと、そういう認識でございます。ですから、別に修正原案についての全員の方の賛成が得られたと、そういうことでございます。ですから、その前に特老に対する補助金については、議長裁決でゼロにいたしま

した。その後修正原案が出まして、その修正原案に対しては全員の方の賛成が得られましたと、そういうことでございます。

[「議長、ちょっとよろしいですか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） はい。

○12番（青木國生君） どうしても議長の発言の中に何となくはっきりしないのですが、先ほどの、ということは川島議員が最初に発言された補助金をゼロにしたということに対して、全員の議員が賛成したという発言についてはどのように取り扱うのでしょうか。

○議長（小沢惣一君） その件については、川島議員の見解等は、その認識として、後方の修正案に対しての賛成ということで、前については修正原案、ではない原案、修正案ではないな、動議に対して最初に修正案ですね、否決の。それについては議長裁決として採択したのですね。ゼロにしました。そういう認識はございます。

はい。

○12番（青木國生君） いいですか、もう一度議長。ということは、本来ならば認識が違っていたということであれば、議長から発言訂正を命じるべきだというふうに思いますけれども、それは議長、議長の裁量ですけれども、どう考えているのですか。

○議長（小沢惣一君） 認識という形というのですか、それについて言葉の表現が、何となく皆さんが受け取り方としては、川島議員は修正案についてということでございますので、皆さん方の思い違いかも、そういうふうに、私自身もそのように受け取りました。ですので、ゼロにすることに対して、半数の議員の方は賛成したわけではないと解釈しております。それは皆さん方もご承知のことでございます。

[「議長、ちょっと確認」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 5番。

○5番（細田芳雄君） 川島議員さんは、先ほど補助金ゼロに対して全員の賛成を得られたということが間違いではないかという、さっき表現が出たので、そこが認識が違おうと違うまいと、間違いであればそれを訂正してもらうか、自分で修正しないならそこは削除するという方向に進めないと、結局全員ということが、みんな全員賛成でということが正当化後でされてしまうのではないかという考えがあるのですけれども、そこを削除するか訂正をしてもらわないとだめだと思いますけれども。

○議長（小沢惣一君） 野中議員。

○13番（野中角次君） ただいまの川島さんの発言は、修正案には全員が賛成をした。だけれども、ゼロ円にしたのには全員が賛成したことではないのだよね。それをゼロ円にしたのに全員が賛成をしたというふうに川島さんが言ったわけ。議運を開いて、今川島さんが言ったのが、修正案を考え違いをして、修正案とゼロ円を考え違いをしましたということを報告、今したのではないの。

○議長（小沢惣一君） いいですか、続けて。

では、ただいまの動議に対して採択するか、それともこのまま続行するか。ただいまの動議を……

[「議運開くか開かないか」と言う人あり]

○13番（野中角次君） 間違っただけを認めたのだから、継続して質問してもいいのではないの。

[「賛成。間違っただけを認めたのだから、それでいいと思います」  
と言う人あり]

○13番（野中角次君） 議長。

○議長（小沢惣一君） はい。

○13番（野中角次君） 川島さんもこの社会保障としての介護と現在の介護ということで提出してあるわけだから、誠に残念だったということは発言しなくもいいと思う。これは大谷さんがやるべきこと。大谷さんのやるあれがなくなってしまう。だから、この問題に対して川島さんは質問していただければいいと思います。

○議長（小沢惣一君） それでは、議事進行上、このまま議事進行するか、先ほどの動議に対してもっと審議するかをしたいと思えますけれども、このまま議事進行をすることに賛成の方の挙手を願います。

[挙手 7 名]

○議長（小沢惣一君） 反対の方。

[挙手 5 名]

○議長（小沢惣一君） 賛成の方多数ですので、このまま議事進行いたします。

---

○議長（小沢惣一君） 川島議員。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 私の質問と、発言通告に出しましたのは、野中さんが言いましたように社会保障としての介護と現在の介護についてということで出しておりますので、その問題につきましては大谷議員が、今の問題につきましては大谷議員が、町としては残念だということについてはやりますから、その点について余り触れないということで、また認識が、私としては先ほど言いましたように、ゼロにするのに対して皆さんが賛成をしたという認識であるということには変わらないのですが、言い方を変えるということで、その……

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 川島議員、今の……

○15番（川島悦男君） 議運の中で申し上げました。ですから、その言い方は、その認識について、いわゆる修正案に対して、修正原案に対して皆さんが賛成をしたというふうに申し上げます。それが残念だということは、要は社会保障の時代に、結局COMハウスに出してあるとか、そういう状況の中で今回の特養に対しての補助金出すのが当たり前だということになってきたように思われますが、

その辺がまた質問のしどころなのですから、町長が社会保障、いわゆる措置の時代と現在の介護についてどのように考えているのかということが私の質問のあれでありますから、私の方も反省しているのは、私自身がそういった質問に対して議題がそれるような方向になったということは非常に残念だということを申し上げ、1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問でございますが、前段のいろいろな問題については、この後大谷議員がやるということで、続けてやると録音できますから、そういうことかなと思いますので、とりあえず議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員もご承知のとおり、平成11年度までは社会保障の一環として介護保険サービスが提供されておりました。例えば施設入所の場合は本人もしくは家族から入所の希望が出されたとき、館林の保健福祉事務所に進達をいたしまして、入所判定委員会で入所が適当であると判断された場合、施設にあきがあった場合に入所できるという流れでございましたが、介護保険施行後は、介護認定を受けてから施設入所を申し出ることにより、施設が入所判定を行って緊急性が高いと判断した人から優先的に入所を決定し、施設の入所希望者が契約を結んで入所をするという形に変わったわけでございます。

また、費用の面から見ましては、平成11年度までは町が施設に対して委託料として支払い、本人及び扶養義務者の所得により負担いただく額が決定し、支払っていただいておりますが、介護保険施行後は介護度によりその人の費用額が決まり、その1割が自己負担となりました。そして、今回の介護保険法の改正では、居住費と食費ですか、及びこれを除く費用の1割が自己負担となったわけでございまして、従いまして入所手順及び費用の負担区分等は変わりましたが、介護そのものは措置の時代でも現在でも変わってはいないと認識をしております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） やはり思ったとおり、介護の時代も社会保障の時代も変わっていないのだというのが町長の認識であるということが明らかになったと思うわけですが、私はやはりここに問題があるのではないかというふうに考えているわけです。といいますのは、社会保障の時代の介護というのは、一般財源で介護をやる。ところが、介護保険の時代というのは、今町長も言っていましたけれども、その介護認定を受けて介護保険を適用できるかどうかをやる。その点では大して変わりないようなのですが、問題は40歳以上65歳未満の人が、この介護について金を払うようになったということなのです。そこが大きな違いなのです。そここのところが、なぜそんな大きな違いがあるか。何の問題ないかのように思っているのかもしれないのですが、やはりその違いがわからないということになるのですね。COMハウスに出しているから、今度の施設に出してもいいのだと。福祉に理解がないと。町としては残念だと。半数の議員は理解していると。こういうようなことになるわけですね。だから、その認識が、町長は住民の皆さんに支持をされた人ですから、それがあくまでも正

しいのだということで突っ張っていくとは思いますが、私はそれについては賛成できないということ  
を申し上げたい。

ということは、40歳以上の方がそれだけ負担をするようになった大きな違いというのは、やはり保  
険と、保険の介護、一般財源でやる社会保障の介護というのは、いわゆる本来だったらば一般財源だ  
けで介護をしていく、これが社会保障の原理だというふうに私は考えているのだよね。町長はその  
ところがちょっとあれで、また私たちが福祉に理解がないかのようなことを言うておりますけれども、  
要は福祉というのは何かというと、私も字引を調べてみましたが、「大多数の人の幸せ」という、こ  
ういうふうに字引では出ているのですね。多くの人の幸せと、こういうことなのですね。実際にみど  
りの風が、9月1日現在で千代田の人が2人お世話になっているということだそうです。そこに、C  
OMハウスに出したから、いわゆる5,610万8,000円ですか、これを出すのが当たり前だと、こうい  
うような立場で提案をして、そしてその立場だからこそ、町としては残念であるというふうになったの  
だろうと思うのです。

しかし、そのところがやっぱり私は理解できないのです。社会保障としてやれば、要は本来なら  
ば自己負担なしで社会保障というのはやっていく。ところがそれは、これもまた認識が違うといえ  
ばそれまでなのですから、私はそう理解しているのです。今政治の世界で、だれもがそういうふう  
に、社会保障というのはそういうものなのだというふうに理解してやっているはずですよ。町長は、  
あくまでも社会保障というのは、ではそういう一般財源だけでやるべき問題ではないのだというふう  
に考えるのかどうか。福祉というのは、確かに自己負担、いわゆる受益者負担というものがつきま  
とうわけです。でも、できれば自己負担を少なくしてやろうというのがこの間の政治の課せられた実態  
ではなかったかと。問題は、そのところがだんだん政府に金がなくなってきたかのように言われて、  
だんだん、だんだん介護について40歳以上65歳の人も、利用まだできない人も負担をしなければなら  
ない。この大きな変わりを、やはり町長があくまでも、では何ら変わらないと言うのかどうか、お聞  
かせを願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

COMハウスに補助金を出してあるから、あるいは福祉に理解がない、そういうことを私が何か騒  
いでいるような気がしますけれども、先般私は否決されたとき申し上げたのは、非常に私はもう福祉  
に理解をしていただけるかと、そういうことを思い、その提案させていただきました。いろいろな問  
題があって、財政的な問題もあるし、先方から、申請者から1億3,000万だったけれども、その半分  
ぐらいなら理解していただけるのかなと思って申請をしたわけでございまして、それをゼロにされた  
から残念だと、私の気持ちです。当然よかったなという人はいないと思いますので、残念だと表現を  
させていただいたわけでございまして、その理解がないとか何の認識がないとかという問題ではない

のかなと思います。

それで、社会保障と介護保険との考え方は、介護保険が法律が決定いたしまして、今まではそういう行政から一般会計から出していただいたのだけれども、老人が非常に急激な幅で増えてきている。このままではどうしようもないということで介護保険法が施行されまして、今までは一般会計から出しておいたものを介護の方から出してということで国の方で進めた施策でございます。従いまして、私はこの問題については、今でも思っておりますけれども、議会の議決が得られなければ、当初から得られなければ、この補助金も出せないということをお初めから説明していたわけございまして、2年も前からそれを言っていたわけですから、相手が申し込んでいるのは、千代田町に決定したと。それに対して町がやるべきことは、土地の利用の変更、それと補助金だけだと。ほかのことは、施設と県で進めているわけですから、いろいろこの後出てくるのかと思いますけれども、説明不足だとかという話があるけれども、私さえ県からの説明があつて決定しましたよというのは福祉課長から聞いて、ああそうか、よかったねと、それくらいしか知らないわけで、あとは県と申請者との中で進めていると。その辺も理解していただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私が質問しているのは、要は社会保障、私が今言いましたのは、社会保障の時代と措置の時代と介護の時代になって大きく変わったところは何かということ、その40歳以上が、65歳未満の人、65歳以上の人も介護保険料というのを払いますけれども、65歳以上の人については介護保険の認定を受けた方は利用できるということですよ。その大きな違いは、やはり何だかんだ言っても、40歳以上の人がある負担を、自分が利用できない、後になれば、そのときは利用なかなかできないけれども、後になって利用する可能性がある、そういうことについて負担をせざるを得ないということなのですよ。それはもう明らかに、その保険なのですよ。保険だから、そういうふうになって当然だと言いますが、それが今まで社会保障としてやられていたのを、そういうふうに変えられてしまったということが、私は非常に残念なことなのです。ですから、それで私たちが福祉に理解がないというふうなことを言っているから、だからちょっとおかしいのではないですかと。

今町長も言いましたけれども、県と申請者でやっていると言うけれども、そういうことは社会保障の時代ではあり得なかったのですよ。そういう答弁ができること自体おかしいのではないですか。そういうふうに、社会保障の時代というのは、町長は知らないなんて言ったらできないのですよ、この事業は。そこところが、もう何か違うのではないかなと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたしますけれども、介護の時代になって、介護保険取って、それで介護で賄ってもらおうと、そういう国の福祉施策ができました。これは老人がどんどん増えてきて、町で対応できないと、これからもう。そういうことでこういう保険制度を導入したわけございまして、

福祉に対しての違いはちっともないと私は思っています。ただ、入所方法に対しては、そういう方向で変わってきたということでございますので、何回も何回もそういう関係のところでは勉強しているらしいのでわかっていると思いますけれども、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それと、この問題について、私は否決されたからといってどうのこうの言っておりません。

[「残念だと」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） 残念だとは言っていますけれども。

○議長（小沢惣一君） 以上で15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

ただいまから午後3時まで休憩といたします。

休 憩 （午後 2時47分）

---

再 開 （午後 3時00分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開します。

9番、大谷直之君の登壇を許可いたします。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 通告に基づきまして、議長の許可を得ましたので、平成18年8月号の町広報紙のあり方につきまして町長にお尋ねします。

特養設置において多くの問題が発生し、千代田町の住民にとってふさわしい実情に沿った形の施設であるのかどうか、町からの補助金が議会において否決されたことは、多くの議員が今回の新型特養は千代田町の実情にそぐわないと判断したためであり、議員の権限、義務において、団体の意思として出された結果であり、文章もさることながら、特に議会が出した結果に「町として残念」の見出しは個人的な主観のものであり、公正・公平であるべき町の広報紙は結果の事実だけを載せるべきであります。町長は、この点をどのようにお考えでしょうか。

また、建設補助金の調べや措置の時代の記述がほとんどであり、平成12年介護保険が適用され、民間の活力を導入する方向にさま変わりしたことはご存じのはずなのに、フェアな書き方ではありません。このような文章、見出しはだれが書いたのか、あるいはだれが書かせたのか、町長答弁をお願いいたします。

それから、川島議員がおっしゃっていた措置の時代、介護保険の時代、どのようなことを指すのか。福祉施設に対する補助金のことに対してお答えをお願いいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご理解いただきたいことは、私は町の行政の最高責任者といたしまして、町民の皆様に対して説明責任があるということでございます。今回の特別養護老人ホームの補助金問題につきましては、町の福祉行政をより一層発展させるためには、町からの補助金を出すべきと判断し、補正予算を議会に提出したわけでございます。しかし、残念ながら議会ではご理解がいただけず、補助金については予算から削除されてしまいました。私は、議会制民主主義は十分承知しております。ですから、議会の決定については何ら申し上げることもございません。しかしながら、行政を預かる責任者といたしまして、補助金について十分ご理解がいただけなかったことに対してみずから反省し、町民の皆様方に私の気持ちをご説明申し上げただけでございます。「町として残念」というのは、私の率直な心情でありまして、町長として住民の皆様へ説明する責任が生じることから、「広報ちよだ」8月号へ掲載させていただいたものであります。もちろん広報の発行責任者として、公平・公正な考え方で掲載いたしました。

また、近隣自治体からの建設補助金、その問題もございしますが、今回平成17年度、群馬県に5件の、5カ所ですか、の認可がございまして、4カ所、千代田町を除いてもう一カ所、ですから6カ所の申請があったのですか、許可が。千代田町をまけて2カ所ですね、だけが補助金が出なかったと。ほかの市町村はそれなりの補助金を出しておるということを申し添えて、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 町長の答弁は、補助金を出すことが町の福祉の向上につながる、その一辺倒でありますけれども、措置の時代、介護保険の時代の認識は本当にわかっているのだろうか、そういうふうに思います。

補助金を出さなければ福祉の向上が図れない、そのように言えるわけですよ、町長が言っていることは。このような考えこそが、時代の認識がずれております。措置の時代の補助金がほとんど議会広報紙に羅列されておりますが、平成12年より介護保険で支える時代にさま変わりしたことは、何回も議会で発言しております。国の福祉政策も一変し、措置の時代から介護保険に変わり、施設整備の面一つを取り上げてもさま変わりしたわけであります。平成12年度の措置の時代は、国も県も施設の拡充、新ゴールドプランを全国的に展開し、手厚い財政支援を実施してきましたが、国家財政の破綻から介護保険制度に切りかわり、6年目に入ろうとしております。例えば施設整備に対する補助金は、国、県を合わせた補助金は全体の予算の4分の3を支給し、残り4分の1を設置申請者と地元市町村の負担でしたが、介護保険になり逆転し、申請者が4分の3で、国と県の補助金支給は4分の1に減額されたわけです。わかりやすく申し上げれば、自己資金の少ない人は施設設置は非常に難しいということでもあります。

今度の飯塚生さんは、ご承知のとおり自己資金が3,000万、寄附金を入れても2,000万で、たった5,000万しかない人が、8億5,000万総事業費がかかるということ、初めの計画はですね、それを国、県、町補助金を当てにして、それも概要書に平成16年の9月から始まる審査会の中で、概要書に1億

5,000万というのが載っていたのですよ。もう言い逃れはできませんよ、みんなが認めていることなのですから。それを町長は計画審査員をやる立場にいて、お手盛りの点数をつけていったということは今まで何回も申しましたでしょうに。それを県と個人でやっていることだとか、そういうことで言い逃れようとしています、今までも。今回の施設設置計画におきましていろいろな問題が発生した件は、初めから自己資金入れても5,000万しかない人が、介護保険の時代にさま変わりしたのに、時代の変革もわからず、国や県や町からの資金、残りは多額な借金を当てにして、こういうことをつくろうとしたわけでありませう。

それから、町長は選定委員という立場を利用して、どうしても千代田町に設置が欲しかった。もう一人の、たった5人の選定委員、その人のうち2人が千代田町が占めていたわけですからね。もう一人の人も、千代田町に施設が来ればいいからいい点数をつけていったということを認めているのですよ。こういうような中で選定会議が進められていったのですよ。それで……

〔「全然問題が違う」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） これからちゃんと話すよ。

飯塚氏に有利に働く発言と、計画審査そのものに問題があり、川島議員や私たちニューウエーブの調査により、一般質問でも6回にわたり取り上げてきたわけでありませう。その上、新型特養はオール個室のユニット型で大変豪華なつくりとなっており、通常ですと入居者は部屋代、食事代、医師の措置代合わせると13万から15万ぐらいかかると1カ月に、言われております。千代田町の住民にとって、本町では年金受給者が多いために、このような施設は実情にそぐわないのではないかと何回もお話ししております。情報公開等も含め、心配されているところでもあります。

このように、今までの問題がいろいろの積み重ねにより、財政難の中で補助金を出す必要はないのではと判断した議員が多かったからこそ、補助金は否決されたのです。補助金を出さない方に質問した議員は福祉に理解がないととらえるような文章は、議員の権限義務において団体の意思として、議会において出された結果に対し町広報紙にこのような文章を書くことは、町長、住民軽視、議会軽視と言わざるを得ませう。町長のお考えを、その点を改めてお尋ねいたします。

それから、近隣市町16年度以降の補助金を調べてみました。皆様もご承知のとおり、どこの自治体でも歳入不足で財政的にも大変な時代を迎えております。太田市の堀江病院が建設した特養、第2八瀬川の里こまくさに対する太田市からの補助金はゼロ円です。今年度太田市は、町長がおっしゃったとおり新型特養をつくってほしいということで公募したのですけれども、だれも申請者がいなかったのですよ、最近の話ですけれども。そのため、同仁会の理事長が市長よりお願いされ建設することになりましたが、太田市からの補助金はやっぱりゼロだそうです。館林医療法人上野会でも、市長より新型特養の設置をお願いされ、建設計画を進めております。館林からの補助金は、頼まれてつくろうとしているのですけれども、今のところ見込めない様子ですということを言っております。まだ作り始めるところですから。特養を100床も館林でお世話になっているので、断り切れなかつたと、頼

まれてしまったので、しょうがないから一生懸命やってみるかというのが本音のようでありました。平成16年度邑楽郡内では、神藤町長のときから、町長のときに、3年前から特養の事業計画を県の方へ申請してあり、郡内の首長同士の申し送りにより邑楽町に設置予定になっておりましたが、邑楽町の4人の申請者がおり、この場合も邑楽町の4人の申請者は、補助金は概要書にうたっていない、ゼロ円だったそうですよ。

平成16年8月31日締め切り日に飛び込みで飯塚生氏が千代田町に申請したわけですが、自己資金が、これは同仁会の方ね、4億6,000万もあり、邑楽町に補助金を当てにしていない同仁会の穂積氏が選考委員会において一番よい点数だったけれども、2番目に点数のよかった飯塚氏が多額な補助金を当てにして、あるいは町からの約束があったのか千代田町に申請し、県から認可され、決定し、しつこくはなりますが、その経過、過程が、疑惑がいろいろ発生し、今調査委員会でもまだ全部が賛成しないので中間報告もできませんが、かなりのところまで調べはしております。

〔「何でできないのだい」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） 私が言っているときに、そうやって個人的なことを言うものではありませんよ。

少し離れますが、藪塚町の親孝行の里に対する町からの補助金は、たった400万円でした。特老ではありませんが、平成18年度設置予定ポプラ会、これは邑楽町につくる予定で申請してありますけれども、補助金は当てにしておりません。明和町のCOMハウスが建設中のワンユニット型のデイケアサービスセンターも補助金はゼロです。このように、近隣では自治体からの補助金を出すところは少ないのです。

先ほど申しましたとおり、介護保険の時代を迎え、民間の活力を導入する時代にさま変わりしているからであります。町長がおっしゃったあっちこっちの中で、確かに出しているところあるのですよ、私も調べましたから。その出しているところは、ほとんどは過疎のところなのです。どうしてかという、国の過疎地への振興の補助金が、形を変えて町の福祉政策に使われるということで、千代田町みたいな平野部とは少しやり方が違うのですよね。そういう中で、まして医者も少ないところですから、そういうところも見込んで出しているということを知っています。

みどりの風の状況を、状態をお知らせいたします。介護士が24名、看護職員が3名、栄養士1名、調理人3名、パート3名、生活相談員1名、事務員3名、ケアマネジャー1人、計39人、今入居者が15名だそうです。千代田町から、そのうち2名入っているそうでもあります。こういうふうにして、現在のところは、初めのときは少なく始めて、だんだん増やしていくというのがやり方ですから、始め少ないのはしょうがないのですけれども、本来ならば県の方では入居者が少なくとも、足らなくても介護士は最低50人を入れるというのが約束になっていたのですけれども、県の方に申請して見切り発車というのですか、少なくともいいですよということで認可をしたというふうに聞いております。

こういう中で町長、今私が言ったように補助金を出さないことが、町長が私の目の前で言いました

よね、落成式の日。地域全体で支えなくてはならないに、ピラなんか書いてこんなものを出しているような人もいます。介護保険で支えるということは、地域皆さんと一緒に支えるということではありませんか。あんなことを私の前で言わなかったらば、余計なことを言わなかったら、こういう質問もする気はなかったのですけれども。町長は、自分の考えで残念だと思うのだったら、自分の後援会の文書でも何かで発表すればいいことで、公正・公平に書くべき、書かれるべき町広報紙に、何でもしつこくなりますけれども、こういうことを書くということは、よその町では例がないですよ。私は聞きに行きました。それから、私は地元の人にも聞きましたけれども、これはやっぱりおかしいと、そういう意見が強いですよ。町長は、ここへ議会へ来れば賛成の人たちが半分いるわけですから、支えられているような気で、少しそういう中でのいるから、ぬくぬくしてしまっていてわからないのかなと、私はそう思うのですけれども、これは町長の責任で書いたということですよ。教えてください。

2回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 何か長々と2年間も同じようなことを聞いておりますので、何かからお話ししていかわりませんけれども、まずこの質問の趣旨は町の広報紙のあり方についてということでございます。私は広報紙の掲載については、自分の思ったこと、そしてできたことをしっかりと町民にお知らせしたということで思っております。

それと、邑楽町は補助しなかったとか、千代田町のCOMハウスがつくっている明和町には、あれは特別養護老人ホームではないのです。千代田町も安心ケアというのがありますけれども、あそこへ補助しておりません。そういうそばではなくて、特別養護老人ホームということで平成17年度に6カ所群馬県が許可したのです。その中で、渋川市だけが補助金出していなかったということです。その前の16、17年度におかれましては、場所によっては福祉法人ではなくて、市そのものが自分のところで申請して、補助金をもらって運営しているところもあると、それほど必要な施設であると私は認識しておりますから、理解ができなかったのかなと、そういう認識の見解かなと思います。

審査員でお手盛りだとか、採点をよくつけたとか何とかというのではなくて、私は自分の信条で、これがいいと思ってつけたのですから、それに対しての云々は言ってもらいたくないと。私選ばれたのですから、郡の町村会から選ばれた一人として、責任を持って点数をつけているということで、それに対してお手盛りだとか、どうのこうのだとか、そういうことは失礼な言い方かなと思います。もうこういう話は、当初まだ決定する前から県の方に行って、千代田町は金がないからとか何とかと、いろんな言いがかりをつけていたそうでございます。これうわさですから、わかりませんけれども。ですけれども、そういうことではなくて、千代田町に決定することは、千代田町の福祉にとって将来どれくらい助かる人がいるか、そういうことを考えたときに、私は必要だと。これから高齢者がどんどん増えてくる中で、たとえ1人でも、前回もその前も申し上げましたが、1人でも希望があった人

が入所できれば、そういう人に対しては最善のよかったということになってくるのかなと、そんなふうに思いますので、2人だからと、あれ何人だからだめだとかという問題ではないのです。これは続くのですから。1年で、例えばあそこは開所して1年で何人だからだめだとか、そういうのではないのです。初めの年は、今年の8月から9月、10月までに満床にするよというような話を聞いておりますし、その中で何名だかわかりません。来年度もあるのです、まだお願いすることが。そういうことで、町の方でできる限りの支援をしていかなければならない。そういう施設だから、私はたとえ幾らでも補助金を出して、しっかり頑張っていたきたいと、そういうふうに思っています。

大谷議員の言っていることは、飯塚氏が自己資金がないからどうのこうの、借入金自己資金ですよ、あれは。何かの担保か、あるいは何かがあれば貸さないのですから、あれは自己資金です。金が借りられる人というのは、それは資本金ですから。そういうことを考えて、それだけの金を融資してくれるのですから、それだけの何かがあるわけです。しかし、大谷議員はそういうない人がどうのこうのと、それは失礼な言い方かなと私は思いますけれども、そういう理解をしていただいて、将来千代田町があの施設ができてよかったか、悪かったか、これは将来の人がそういう還元ができるかできないかで決まると思っていますので、ご理解をしていただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 町長の考えは全く自分流の考えで、私はそのように聞こえます。私は言ったでしょうに、これは特養ではないですから。特養でないけれども、ゼロ円ですって。

それから、よその場合はやっぱり、私は特養そのものに反対しているのではなくて、町長がこの特養を何が何でも千代田町に連れてこようという、そのやり方、プロセスに問題があるということをお話しているのです。全部言うと長くなってしまふから、またしつこいと言われるから控え目にしますけれども、私は館林の尾内さんが所長のときにやっていた、どういうことでどういう審査やったというのはみんな調べて知っているのです。それで県にも行きましたよ。五、六回行ってありますよ。県の方が何で認めたかと。どこの申請者も、飯塚生さん以外は出していないのですよ、概要書に補助金なんていうのを。町長が約束していなかったら、これは県の方が認可絶対にしないという状況証拠の積み重ねで、私はそういうことを思っているからずっと言ってきたのです。

それから、特養の新型特養というのは経営が非常に難しいというのは、私は何回も言っているでしょう。みんなやっている人が赤字が出て困ることが、稼働率が90%しなかったら大赤字が出ると言われていたのです。ですから、いつでも満杯にならなければ、今は3カ月間ぐらいは少なくやるのだということは、もうとっくの前に私は話しているでしょうに。だんだんなれるようにするのが国の方針で、初めは10人とか15人とか、3カ月たって4カ月目から満杯になるような方向でやっていくのだというのを。そんなことを町長に言われなくも、私の方から言っているでしょうに。

そういう中で進んでいく中で、お金がない人は非常に難しいというのが、これは施設側のいろんな人と行き合っているから、町長も私が言っていることがどうもおかしいことを言っているというのな

ら、いろんな施設の人に電話すれば、私が今言っているようなことをお話しになると思いますよ。5億2,800万の借金をすると、1.2%の金利で1年間に三千二、三百万の金を払わなくてはならないのです。これを乗り越えるというのは、確かに裏盤がなかったら5億2,800万の借金はできませんから、だれかが保証するのでしょうかけれども、保証人がいっぱい入っていると思いますけれども、大変な難事業なのです。つくれば、町長がおっしゃっている施設ができれば後からいっぱい入るのだといつても、国の方針がもう地域密着型、地域で支えるのだと。多仕様の機能型の、そういうのでやっていくのだと方向づけを出しているでしょう。私は平成16年のときからそういう話をして、17年の1月にはそういう話しているのですよ。介護保険制度が変わるというのは、私でさえも平成16年の11月にわかっていたのですから。そういうことを踏まえれば、この特養がいかに難しい特養になるかというのは予想されましたから。

それから町長、1万2,000人足らずの人口のところに特養が二つあるというのを調べてみましたか。余り聞かないのですよね。介護支援センターは何のためにつくったか。あそこは要支援、要介護にいかないように、お年寄りの人が踊りを踊ったり歌を歌ったりいろんなことをやりながら、あそこで認知症に進まないようにと、それを支援する、何のための支援かと町長、ご存じでしょう。介護保険のそういう施設なんかには世話にならないように、そのためにつくってあるわけでしょう。特養が二つできれば、では65歳以上の第1号被保険者の保険料がどうなるかということはだれだって予想がつくでしょうに。ですから、どこの自治体も大きい声では言わないですけども、2万や3万の人口のところに二つあるなんていうのはないのですよ。調べれば、千代田町は今度できればあれですけども。館林だって、今できようとする四つですけども、8万幾人いますよね。太田だって、今度できると二つになるのかな、前のがあったからわからないけれども。そんなに、大泉だって一つでしょう。明和町も一つでしょう。特養が二つあるとどうということになるかというのがみんな心配なのです。払う身になれば、町民の皆さんが利用度が上がって福祉の向上が図れるといっても、第1号被保険者の保険料がウナギ登りに上がるというのが予想されるからです。そういうことも知り得る立場なので、町長は。つくればいいという問題ではないのですよ。

それから、地域に合った、これから来年度になると、それが方向づけがちゃんと厚生労働省の方から出ると思うのですけれども、予想されることは、もうこういうぜいたくな、お金がなくては入れないような、生活保護を受けている人なんかだのお金のない人でも入れるようになるけれども、あくまでも判定、施設の判定した中で相対で決められるという条文があるから、これも心配しているのですけれども、そういう千代田町が人口が、お年寄りが進んで何年か後に増えていくときには、また違う形の施設だって幾らだつてつくることができるわけですよ。私はこの施設が、千代田町の実情にそぐわないということを言っているのですよ。

あとは町長が、裏でこれをつくるために相当のお骨折ししたということは、私は知っているのですから。つくりたい、つくりたい、その一心で来たというのは、農振除外の件を見てもわかるとおり、

もう強烈ですよ。七千幾つのを1万、倍にもするようなことでもどんどんできてしまうわけですから。町長、私の言っていることをちょっとちゃんと聞いていてくださいよ。答えてください。だれが責任を持ってこの広報紙を書くのか、町長でいいのですか。はっきりしてください。これは議会を軽視した、議会の、団体の意思を軽視したやり方なのです。町長は自分がこう思うから書いたのだと、思うから書いたって、では何の議案が出ても反対されれば残念、残念となってしまうのですか。そんなことがまかり通ると思うのですか。答えてください、最後の質問です。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 何回も聞いているので、答弁が同じような答弁になってしまうかなと思いますけれども、まず話を聞いていますと、あそこへ特養ができたことが非常に困るみたいなことに聞こえるのです。町長は支援していると、私はあそこへ決定してでき上がって、今はもうスタートして入所者もいるし、そういうことに対しては喜んでおります。二つできる、よそにはできないものが二つもあるということは。だけれども、大谷議員の話を聞いてみると、もうあそこへ決まった時点から反対で、できてもまだ反対で、スタートしてもう営業していてもまだ反対。それは一生懸命やっている従業員もいるし、土地を無償で使ってくださいという、そういう福祉にかけた人もいるし、借り入れして設置して福祉の充実を図ろうという人もいるし、そういう人に対しては失礼ではないですか。私に対して文句言うのはいいですよ。政治的に、ああ、あんなものを町長にしてはしようがないから、いろんな角度からつぶしてやろうということをやっているのなら構わないのですけれども、ああいう施設を一生懸命やっている人に対しての迷惑みたいなことが、それに対してかかったのでは、相手の一生懸命頑張っている人に対して迷惑だなと、済まない、そういう気持ちなのです。

だから、できてしまって悪かったのか。私が、先般は町長が審査員になったから、それが悪いのだよなんて言っていたけれども、それだから全く考え方が違うのですね。施設ができて悪いのではなくて、町長が進めてできたから悪いのだと。

[「そのとおり」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） そうですか、そのとおりですか。それでは答弁する必要はございません。それは政治的な問題で、もう2年も前から3年も前から言っていることなので、全く同じことで、そういう政治的な観点では次の選挙戦でしっかりと戦って、そして自分の公約をしっかりと進めていくのが、こういう一般質問でやるべき問題ではないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

[「そこでやりましょう」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 以上で9番、大谷直之君の一般質問を終わります。

続いて、6番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 議席番号6番、黒澤兵司でございます。通告順に従いまして、一般質問をいたします。

その前に、今朝ほどの新聞で千代田町の職員条例ができたこと、こういう情報が載っていました。中身は、酒飲み運転は厳禁だと、懲罰問題も大分厳しいようだというふうを受けとめました。私も少し飲む人間でございます。非常に反省し、今後気をつけていきたいと、こういうふうで今朝ほどは思ったわけでございます。

蛇足は別にいたしまして、質問をいたします。投資に見合った事業になっているのかということで、現在の電子自治体化についてでございます。住民基本台帳法の一部改正が平成11年8月に成立し、その第1次スタートで平成14年8月5日に施行されました。また、平成14年度第2回定例会におきまして、住民基本台帳ネットワークシステム施行への準備や内容について一般質問をいたしました。目的につきましては、住民サービスの向上と行政事務の簡素化や効率化を図るものであり、住民票の写しの広域交付、市町村間における連携した行政サービスを可能にするものであり、そして住民基本台帳への情報入力、これは住民票に国から指定された11けたの個人コードを入力し、これによりましてすべての市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、サービスをするものであります。それから、個人情報保護措置として条例整備があります。国会における法案審議中で、この経過を見て必要な条例、規則を整備していきたいと。個人コードによる利便性と危険性を認識して、個人の情報管理に万全を期したいと思いと答弁いただきました。住民基本台帳ネットワークシステム施行にして、早4年経過いたしました。そこで、三つ伺いたいと思います。

一つ目は、行政事務がどの程度の簡素化、効率化になったのか。

二つ目、サービス面ではどのような効果ができたのか。

三つ目、個人情報管理方法は大丈夫なのか。その対処はということで答弁をいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 黒澤議員の質問にお答えいたします。

住民基本台帳ネットワークシステムは、各種行政の基礎である住民基本台帳の氏名、住所、性別、生年月日の4情報と、住民票コードについてネットワーク化を図り、全国共通の電子的な本人確認ができる仕組みでございまして、電子政府あるいは電子自治体の基盤となるものでございます。

それでは、まず1点目の行政事務の簡素化、効率化はどのように変わったのかの質問でございますが、このシステムが導入されたことによりまして、今までは転入転出の際、郵送による自治体間の確認作業が行われてきましたが、現在は自動通知により確認作業ができるため、事務の簡素化あるいは効率化が図られていると認識をしております。

次に、2点目のサービス面の効果はどうであるかでございますが、住民サービス面では広域交付による住民票の請求が可能でありまして、住所地以外の役所においても発行できるようになっているほか、住民の方々が余り意識をしていない部分で多くの恩恵を受けているものがございます。例えば、資格や許可申請において、申請者は本人確認のため役場に出向いて住民票をとり、添付する必要がありましたが、現在ではネットワークシステムを使用することにより確認が可能になり、添付が省略できるようになったということでございます。

次に、3点目の個人情報管理に対処しているかというご質問でございますが、個人情報保護につきましては、インターネット等とは別の閉じられたネットワークを使用し、限られた職員しか操作できないよう、端末機器の操作にはID、パスワードを必要とする仕組みになっております。また、全職員を対象にした情報セキュリティ研修を行いまして、住民基本台帳ネットワークだけでなく、役場が保有するすべての個人情報の流出がないように対策を講じておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 国と自治体が進めてきた電子自治体が、本県で本格的に始まりました。県と県内市町村は、平成17年10月3日を電子自治体元年と位置づけて、電子申請の受け付けと公共施設予約のインターネットサービスを33都道府県で運用を始めました。本県を含む10県が、平成17年度中に整備するとのことでした。平成17年10月3日に電子申請と施設予約の両サービスをスタートさせたのは、県のほか伊勢崎、渋川、富岡、吉岡、玉村、大泉、千代田、明和、富士見の3市5町1村で、他の自治体の多くも6年度までに始める予定だそうです。そんな中、藤岡、鬼石、中之条、吾妻、吾妻東、高山、昭和、南牧の1市3町4村は参加を見送ったようです。旅券申請を含むほとんどの電子申請の場合、本人確認を伴い、市町村発行の電子証明書が必要なシステムとなっているようです。証明書は、住民基本台帳カードにICチップで組み込まれるため、カードと証明書、更にカードを読み取るICカードリーダーライターが必要になり、サービスが一部に限られる。そんな中で、投資に見合う満足度やメリットが得られないと、こういうふう指摘されております。

そこで伺います。住民基本台帳ネットワークシステム、電子自治体などを導入していない都道府県または市町村との連携や対応はできるのかどうか。

二つ目、住基カード、電子カードの発行枚数、各年度の利用件数。何か住基カードの発行手数料が6,500円ぐらいの収入があったようですが。

そして三つ目、住基カード、電子カードにかかわる立ち上げからの総経費は幾らかかっているのか。また、17年度単年度では幾らの経費になるのか。

四つ目、カードは町内どこで利用ないしは使用できるのか。

五つ目、情報弱者への救済はどうしているのか。年配の人たち、情報技術ができない人とか、また体が不自由で動けない、利用が困難な人、これはどう対処するのか。

六つ目、平成17年度窓口における住民票や謄抄本等発行枚数、それによる手数料収入、総額はどのくらいだったのかお尋ねします。

2問目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、17年度の住民基本台帳ネットワーク事業の経費ですが、決算書に載っておりますとおり、408万9,066円です。

それから、住基カードの発行枚数ですが、17年度末で33枚となっております。

また、住基カードを用いた住民票の広域発行につきましては、町外者が町内で交付を求めたものについては、広域発行は13件、それから町内在住者が町外で発行を求めたものが6件、ただし住基カードでなくても、今のところ免許証で本人確認した場合でも広域的には便宜を図っていますので、住基カードを必ず使ったかどうかは確認してみないとわかりません。

それから、住基カードの発行手数料ですが、決算書の方にも載っておりますが、1枚500円です。

それから、各証明書の発行手数料については、決算書にも載っておりますが、決算資料の17ページに各種証明書の件数、手数料が載っておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、電子自治体の関係でございませけれども、いわゆる先ほど黒澤議員の方から、群馬県につきましても一応電子申請を始めたということでございまして、これはL G W A N、いわゆるWAN、霞が関を拠点といたしまして、国家組織の省庁間を結ぶネットワークがW A Nでございまして、そのWANにL G、いわゆる横文字ですけれども、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークというものがございませ。これを地方公共団体の相互コミュニケーションの円滑を図るということで、国と県、そして地方の自治体が情報の共有を図るということで整備されたものでございまして、全国の地方公共団体の組織内のネットワークを相互に接続しているものでございませ。そういう形の中で、受けたものをこの電子申請につきまして、庁内のパソコンを使いまして各館の連絡をとっているところでございませ。

そして、予算的に群馬県の電子申請関係につきましては、先ほど住民課長の方で住基ネットワークの方、経費につきましては予算、決算の方から説明があったわけですが、これ電子申請、群馬県と群馬県内の市町村が共同でやっているものでございまして、総額で7億3,300万ほど一応かかります。というのは、これが平成16年度から平成21年度までに、そのお金を一応県が2分の1、そして市町村が2分の1、その2分の1が人口割と均等割ということでございまして、千代田町がその割合に換算しますと、その経費のいわゆる0.48%、0.5%弱が町の負担金になるわけですが、

以上でございませ。

[「導入してない」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） もちろん導入しない県につきましては、この連絡網がとれるわけがございませんので、いわゆる言葉がどうかわかりませんが、音信不通ということになります。

以上です。

[「急なときどうするんですか。音信不通なんですか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 電子申請につきましては、住基ネットと違ひまして、別に支障はありません。

[「あと、町内でどこで使えるんだか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時51分）

---

再 開 （午後 3時52分）

○議長（小沢惣一君） 再開いたします。

6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

何か今ちょっと回答いただいたのが、ちょっと私にもわからないのですけれども、こういうものが非常に電算化されてきて、連携ができるところ、できないところ、また使用する場所が、うちの方のコンビニでもできるのかなと思ったら、役場へ来いと、こういう話になっているわけです。また、発行枚数も非常に少ないと、ないしは利用した件数もちょっとわからない、非常に不鮮明なところがあるわけでございます。それに対して、経費は非常に今大きな経費がかかっていると、こういうふうに思うわけでございます。現在財政危機突破計画で、非常に税金が多くなったと、こういうふうな話も聞いているわけでございます。本当にこの投資に見合う事業には、私個人としては見えにくいところがあるわけでございます。また、各自治体との連携も不鮮明に思われます。利用のメリットも非常に少ない。私の考えですと、電子自治体として凍結できるものは凍結して、お金がそれだけ浮くのだったらほかに回せるような、そんなふうに考えたいというふうに私個人は思うわけでございますが、現在の状況について、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） これは、電子関係につきましては、いわゆる国の方で電子国家ということで、先ほど黒澤議員もお話ししてございますけれども、電子政府、電子自治体に向けた政策、国、県ということで、これが平成16年の8月2日に高度情報通信社会推進本部を内閣に設置ということで、

電子政府、電子自治体に向けた形で進められたわけでございます。もう国が進めていることでありまして、先ほどお話ししましたように、いわゆる霞が関ですか、を拠点といたしまして、これが国家組織で、日本だけではなく全世界をネットワークした中で、またそこから地方が発信を受けまして、それを総体的にやっておるものですから、ここで千代田町だけがやめるとか凍結するとか、そういう問題ではなくて、今後もすばらしいあれになっていくのではないかと、そんなふうに考えております。

それと、先ほど住基ネットワーク関係で、住民票添付の申請許可等に住民票を添付しなくても、それにより、電子利用により確認ができるようになったということでございますが、またこれから厚生労働省の関係なのですけれども、一般的な公的年金者が受給する際の手続とか現況届を出すことで生存を確認していたわけなのですけれども、12月より住民基本台帳ネットワークシステムにより生存が確認が始まる、これは予定だそうでございますけれども、そういうことになっていることらしいです。

それと、このことによりまして、この年金関係の確認ができることによりまして、全国で年間延べ5,000万件まで広がると、そんな形で言われております。本町でも、年金や児童扶養手当の受給者を含めまして、年間延べ1,500人以上の住民の方々が該当してくるのではなかろうかと、そんなふうに考えておりますので、これを途中で凍結するとか、そういう問題ではなくて、今後も電子申請、電子自治体、いわゆる国が進めているものについて一緒に研究しながらやっていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いします。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 通告に従いまして、2問目の質問を行います。

質問は、税金を問うということでございます。国の構造改革をめぐり、多くの自治体にとって改革は悪い方向に進んでいると、こういうふうに認識されているようでございます。市町村のトップの90%強が、自治体の存続に不安を感じている。財政難や少子高齢化に歯どめがかからない状況でもあるわけです。そして、打開策も見つからず、財政面も含めてかなりの制約が多いと。交付税が予想以上に削減され、財政運営がより厳しくなったとのことでございます。そして、地方自治体は財政再建と国と地方の役割の抜本的な見直しが一層必要ではないかと言われております。我が千代田町においては、平成17年度より5年計画で財政危機突破計画を実施し、充実路線で行財政を健全化し、住民サービスを図ると言っております。そこで伺います。

財政危機突破計画を施行し、初年度の成果、実績についてでございますが、財政面では増税計画で5年間で5億6,000万の税金があるという計画が出ております。単年度では幾らの税金が起きたのか、金額また項目、比率ではどうか、メリットが何が出てきたのがというのが一つ目でございます。

二つ目には、計画による税金増で、住民に何を還元してくれたのかということでございます。

三つ目は、この計画により子どもが役場に来ますと、窓口でかなり苦情を言いに来ている方が見受

けられるわけでございます。苦情や要望が大変聞かれるというふうにも言われているわけでございます。どんな苦情があるのか、また要望があるのか、それに対して町の対応はどうしているのか伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

議会の一般質問通告によりまして、税金を問うというご質問をいただきましたが、質問の要旨では財政危機突破計画関係の内容となっておりますので、これに沿って答弁させていただきます。

まず、1点目の財政面の実績やメリットについてでございますが、議員の皆さんには決算資料として、平成17年度千代田町財政危機突破計画数値目標実施結果が配付されていると思いますが、そちらに実績が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

2点目は、増税分に対する住民サービスは何かでございますが、という質問であります。平成18年度より都市計画税を新たに導入いたしました。区画整理事業や下水道事業に充当いたしますので、そこから発生する一般財源をもとに、福祉医療費として小学校を卒業するまでの医療費を無料化する制度を今年度からスタートいたしました。

また、安全・安心を目的とした保育園や幼稚園、小学校への緊急通報システムの導入、公共施設へのAED、すなわち自動体外式除細動器という機械を配置し、整備を行いました。

3点目は、住民から苦情や要望に対しどのように対応しているかということでございますが、各課ごとの業務の中でそれぞれの苦情や要望をお聞きするとともに、できる限りの適切な対応に心がけておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） では、2回目の質問を行います。

財政危機突破計画の収入面での改革で、特に町税や地方交付税が大きく減少しております。この不足分を補っているのが財政調整基金であります。この基金も緊急時のために必要であります町長はおっしゃっております。私もそのとおりだと思います。

そこで、計画前平成16年、それから本年度、17年度の決算実績、これを見ますと、町税におきまして7,480万、アップ率で4%のアップをしております。町税の中身なのですが、個人と法人、これを見ましても個人で4,114万の税増収でございます。率にしますと12.6%、法人税にいたしますと3,745万、これは大分アップ率が高くて22.2%、町税の内容ですが、そのようでございます。

続きまして、地方交付税、これは大分減らされた、こういうふうにおっしゃっているわけなのですが、1,513万余りの2.5%アップで交付税が交付されると。それから財政調整基金、これも5,000万昨年よりもアップして基金が積み立てられると、こういうふうになっています。率ですと4.3%。そ

れから、決算書の実質収支2億5,745万2,000円のプラスでございます。非常に努力は認めるわけでございます。前に川島議員の質問の中に、約6億の増だと、こういうふうに言っていましたけれども、私もそういうふうに解釈したいのですが、基金残高、取り崩しが2億1,000万ありまして、新規積み立てが3億4,000万。私はちょっと低く見て、3億8,000万から9,000万、このようにお金が余ってきているのではないかと。また、予算現額に対しては1億1,837万9,000円で、これは102.9%の歳入増である。調定額では96.6%の減である。非常にいい結果が出たと、いい結果というふうに私も言うべきではなく、結果になりましたと、そういうことであります。

また、税金の使い道、これについてちょっと述べさせていただきたいと思います。私が間違っているかどうかわかりません。一方通行になるかもわかりませんが、補助金で商工会決算で会員収入、これが417万6,000円でございます。補助金で520万の計上がなされているわけでございます。一般的に考えますと、会費運営でやるのがいろんな団体で通例ではないかと思えます。この内容を見ますと、補助金運営になっている。これですと、私どもといたしまして、これが妥当なのかどうか疑問に思うわけでございます。財政危機でございますから、各団体が町でもやっているように自立運営、これを自覚する必要があるのではないかと、こういうふうに思うわけです。こういう補助金が出ているということが一つでございます。

また、一方、舞木土地整理組合助成金、これにつきましてですが、平成7年度から平成17年度までの総額、これが7億1,200万円の助成となっております。そのうち6割の額を町が負担しているそうでございます。一反当たりになりますと230万円の助成が出ていると。私百姓やっていないので、よくわからないのですが、近所の田んぼを売るとなると100万円もしない、そんなようなお話も伺っています。非常に大きな助成金を出していると。本当にこれで財政危機を乗り切れるのかなと、そんなふうにも思うわけでございます。

いずれにいたしましても、税収が大分余分にあるという判断はできるのではないかと思います。そんな中で、一部の地域や世帯では、いまだに生活の雑排水の処理に困っていると、これが各地区にあるわけでございます。いろんな事業もあろうかと思えます。公平な福祉環境整備と、財政危機の見直しというのではないのですが、税金の使い方、もう一度考える必要があるのではないかと思いますので、この辺についての町の考えを伺いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 黒澤議員のご指摘に答弁したいと思います。

収入が、ご承知のとおり若干増えておりますし、プラス本年度は都市計画税も導入するということでございます。交付税については昨年と比較いたしますと少なくなっておりますが、その分税収を上げているというふうな状況でございます。基金に積み立てられたのが、やはり当初で基金から取り崩して利用したのをまた戻したということもございまして、差し引きでは大きな数字にならない

かなと思います。

それと、歳出で特に気になった問題等は、商工会の補助金の関係ですが、あれは県の補助金と町の補助金で運営されております。ですから、多分そのほかの諸費用については商工会で個人の診断をしたり、あるいは青年部であればカレンダーを作成したりということで収入を得て、プラスの運営を賄っておるといような状況でございます。本年度については、ほかの団体と同じように5%まではいかなかったのですけれども、若干の削減をさせていただきました。

それと、舞木の区画整理事業でございますが、今までも何回か質問ございました。当初は5億円を、道路もつくっていただくということで、設計並びに職員の派遣等含めまして、5億円の議会の議決を経てスタートしたわけですが、その後土地が下落、値下がりがしたということで6,000万追加した。その後については、補助事業、まちづくり事業というのですか、その補助金をもらって対応しておると、それにプラス町の方でアルファして、5年間その区画整理に対して補助金を出しておるといこととです。ですから、今年を除いてあと2年続けて、7,000万ずつまちづくり事業の補助金をいただきながら進めるということございまして、その後は区画整理の皆さん方には慎重に対応していただきたいというようなお話をしております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答え申し上げます。

先ほど余剰金といいますか、るるお金の数字が出てきました。平成17年度決算につきましては、先ほど認定、ご承認いただきましたのでよろしいわけですが、もう一度簡単にご説明申し上げますと、まず繰越金が平成17年度決算で2億5,000万出ておりますが、平成16年度からの繰越金が2億2,000万あったわけです。よって、例年大体2億円ぐらいの繰越金といいますか出て、財源にしたり、また繰り越したり続けているわけでございますが、単年度だけ見ますと3,000万円の余剰金が出たと、そういうふうにご理解いただければありがたいと思います。

それから、基金の取り扱いですけれども、繰入金が2億1,000万、積立金が3億4,000万、差し引きいたしますと1億3,000万の基金の積み立てが増えたと。繰越金の3,000万と合わせて1億5,000万あるいは6,000万の余剰みたいな形になっておりますが、そこら辺がいろいろ積立金の財源、あるいは一般財源となっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） では、最後の質問をさせていただきます。

平成18年度第2回定例会において、議案第34号 千代田町一般会計補正予算（第1号）で、原案に対して賛成討論がありました。先ほどもちょっと問題があったところです。内容は、我々議員、賛成議員を意味として、特別養護老人ホーム施設にかかわる発言でありました。雇用人員50名で、30名近くの千代田町在住者の方の雇用が生まれると。そして、そこに施設ができれば、民間企業であります

ので、利益を上げていただく運営をしてもらえると。当然のことですが、各種税金という形で固定資産税、法人税等だと思います。と申しておりました。そのお金を町の税収アップや老人福祉に役立ててもらいたいとのことでした。私も賛成議員の方々はすばらしく立派な発想、そういうものをお持ちであるな、こういうふうにしたわけでございます。賛成議員の方々は異論はないと思いますが、私は税金の仕組みには疎いところでありまして。特老施設の職員の方々の多くは、雇用先の変更、前職があつて。そこから入ってきたという方がほとんどのように見受けられます。ですから、町民税や、町民税についてですが、それは前回は言いました、源泉徴収や確定申告書の提出がないから、同施設で働いていないから、税収の方はちょっとわからないようなお話も伺いました。

固定資産税や町民税に、社会福祉事業、こういうものを作っていくわけでございます、施設は。こういったものに、私は非課税の可能性はあるのではないかなと、こういうふうにするところがあるわけですが。特養施設開所前で伺いたいと思います。町民税の税増収は、そんなには考えないと思うのですが、どう考えられるのか。この施設は、法人税、固定資産税、この課税対象になるのかということをお伺いしたいと思います。

建物は7,300平米ぐらいですか、これが地目変更になっているということでございます。課税されなければ、農地課税分は、今度は減ると。減収になるのではないかと、こんなふうにするわけでございます。私が間違っているかどうかはわかりませんが、ひとつ教を請いたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） わかっている範囲でお答えいたします。

福祉法人、特養ですが、固定資産税あるいは法人税は、これはないと思います。しかし、従業員が働いておりますと、町民税というのがこれ入ってきますので、新しくできたところは約30名近い従業員によって、若干の町民税が入ってくるということでございますので、よろしくお願ひします。

[「もう一つ、非課税になって税収が減るのか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 税務課長補佐、坂本道夫君。

○税務課長補佐兼固定資産税係長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

今まで農地として税金を納めていただいていたわけでございますが、これが農地転用によりまして宅地になったわけでございます。非課税ということでございますので、その農地分の固定資産税は減ることになります。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 以上で6番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

### ○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第4までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ○議員派遣の件

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、2件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定しました。

---

### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

---

### ○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成18年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日から本日までの9日間、議員各位には終始熱心にご審議賜り、ご提案申しあげました全議案をご決定、ご認定いただきまして、心から御礼申し上げる次第でございます。

9月の定例会は決算議会とも呼ばれておりまして、平成17年度千代田町一般会計を初め各特別会計の予算の執行状況、行財政運営の1年を総括するものでございます。会期中議員各位並びに監査委員から寄せられたご指摘を真摯に受けとめまして、今後の予算執行、行財政運営に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、国内、海外における犯罪やテロによる殺害等の暗いニュースが毎日のように報道されており、誠に心痛の思いでございますが、今後とも本町におきましては犯罪のない安全安心のまちづくりを推進してまいりたいと思っておるわけでございます。ご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

明るい話題もございました。9月6日には秋篠宮妃殿下に男の子が誕生いたしまして、悠仁さまと命名されました。誠にめでたいことでございます。心よりお喜びを申し上げます。

景気は回復傾向にあると言われておりますが、地方自治体を取り巻く状況は非常に厳しい状況でございますが、今後とも行財政全般にわたり全身全霊を傾けていく所存でございますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、間もなく田は黄金色に輝き、刈り入れの時期が参ります。議員各位にはくれぐれもご自愛をいただきまして、ご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る7日から本日までの9日間にわたり、平成18年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

9月定例会は決算議会とも呼ばれ、平成17年度千代田町一般会計歳入歳出決算を初め六つの会計の決算が認定に付されましたが、すべてを認定となりました。しかしながら、町の歳入の根幹となる町税などの未納額の圧縮が図られますよう収納に対する検討など監査委員から要請もございます。

また、本町を取り巻く財政状況は、景気回復傾向にあるとはいえ、いまだ相変わらず厳しい情勢が懸念されており、自主自立の活力あるまちづくりに向け、町当局におかれましては健全な財政維持のより一層の努力をされますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、会期中議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただきまして、行政の執行に十分反映されるようお願い申し上げますとともに、町執行部並びに議員各位の今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

長い間大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 4時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成18年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

①署名議員 細 田 芳 雄

②署名議員 黒 澤 兵 司